

しもつけしハートフルプラン

第7期 下野市障がい者福祉計画

令和6（2024）年度～令和8（2026）年度



第7期 障がい者計画

第7期 障がい福祉計画

第3期 障がい児福祉計画

令和6年3月

下野市

はじめに

本市では、令和3年3月に策定した「第6期障がい者福祉計画」を基に、地域共生社会、教育、雇用・就労、障害福祉サービスの支援体制の整備、相談支援体制の充実、就労支援の強化及び地域移行の促進など各分野にわたる障がい者施策を推進してまいりました。

この間、障がい者施策の分野では、障害者総合支援法や障害者差別解消法が改正され、障がい者等の地域生活や就労支援の強化等により、その人らしい生活を実現し継続できるよう、合理的配慮の提供なども含め、地域生活の支援体制の充実等を図る仕組みづくりが求められるようになりました。障がい児施策では、安心して子どもを産み育てることができる社会を目指して、医療的ケア児支援法が成立するなど大きな動きがみられました。



また、新型コロナウイルス感染症の流行により、緊急事態宣言が発令されるなど、社会的な行動が制限され、感染防止対策を行いながらの障害福祉サービスの利用や提供、代替サービスの確保など、様々な制約が生じるほか、就労機会の減少にもつながり、本市の障がい福祉施策にも多大な影響を及ぼしました。

こうした状況の中、本市では「つながり 支えあい たすけあい 自分らしさを認め・学びあい 安心して暮らせるまち」を新たな基本理念に掲げ、障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の3つの計画を一体的に作成しました。

今後は、市民だれもが積極的に社会参加し、互いに人格と個性を尊重し合えるよう、地域自立支援協議会等、既存の協議の場を活用し、地域共生社会の実現を目指し取り組んでまいります。

計画の推進につきましては、市民の皆様をはじめ、関係機関・団体等の皆様と行政が協働し、それぞれの立場で役割を担いながら、重層的な支援体制を展開していくことが必要となりますので、引き続き、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご議論いただきました策定委員の皆様をはじめ、アンケート調査で貴重なご意見をいただきました市民の皆様及び関係団体の皆様に厚く御礼申し上げます。

令和6年3月

下野市長 坂 村 哲 也

目 次

第1章 総論

I	計画の策定にあたって	2
1	計画策定の趣旨	2
2	計画の位置づけ	3
3	計画の期間	5
4	計画における障がい者の定義	5
5	計画の策定体制	5
6	持続可能なまちづくりの推進	6
II	下野市を取り巻く現状と課題	7
1	統計からみる現状	7
2	アンケート調査結果の概要	18
3	障害福祉サービスの提供状況	45
4	第6期障がい者福祉計画の主な施策の評価について	48
5	下野市地域自立支援協議会から出た課題	51
III	計画の基本的な考え方	52
1	計画の基本理念	52
2	施策の体系	53
3	計画の基本目標	54

第2章 障がい者計画

I	地域生活支援体制の充実	56
1	障害福祉サービス・生活支援事業の充実	56
2	地域生活の場の機能充実	57
3	移動支援の充実	58
II	相談支援体制の充実	59
1	相談支援・情報提供体制の充実・強化	59
2	共生社会に向けた包括的な連携推進	59
3	権利擁護の推進及び虐待の防止	60
4	高齢福祉との連携強化	61
III	障がい児支援体制の充実	62
1	保育・療育環境の充実	62
2	特別支援教育の推進	63
3	医療的ケア児の支援体制の推進	63
4	福祉と教育の連携による 切れ目のない障がい児支援体制の推進	64

IV	社会参加の支援	65
1	多様な就労機会の確保と推進	65
2	文化・スポーツ・レクリエーション活動の推進	65
3	情報アクセシビリティの向上と コミュニケーション支援体制の充実	66
4	障がい児・者との地域交流の推進	67
V	協働によるまちづくりの推進	68
1	障がい者差別解消の推進	68
2	障がいの理解促進と普及啓発	68
3	ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	69
4	防災、防犯対策の推進	69
5	地域の福祉意識の醸成	70
6	地域福祉・ボランティア活動の推進	70

第3章 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

I	第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画	73
1	障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標値	73
2	障害福祉サービスの実績・見込量及び確保の方法	77
3	地域生活支援事業の実績・見込量及び確保の方法	82
4	障害児通所サービスの実績・見込量及び確保の方法	88

第4章 計画の推進体制

I	計画の推進に向けて	92
II	関係機関等との連携と役割	92

資料編

本計画書の本編には、1辺が2センチ程度の2次元コード「Uni-Voice」とコード位置を認識するための切り込みがついています。これは、視覚障がいの方にも文字情報の提供を行うことを目的とした情報ツールで、専用の読み取り機械にコードをあてることで、音声で文字情報が読み上げられます。

第1章 総 論

I 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

国においては、障がい者及び障がい児が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、個人の尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営み、その能力を最大限に発揮して自己実現できるよう支援を行うことにより、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することができる社会の実現を目指し制度を整備してきました。

本市においても、障害者基本法、障害者総合支援法により、国が定めた基本方針に基づき、平成18年度からこれまで6期にわたり計画を策定・更新し、障がい児・者支援のための施策を計画的に推進してまいりました。

しかしながら、本市における障がい児・者数は増加傾向にあり、高齢化や重度化も進んでいることから、障がい児・者が地域で安心して暮らすができるようになるためには、必要なサービス量の確保と適切な支援のさらなる取組が必要となります。そのため、今後も各種の取組を進めつつ、より時代とニーズに即した障がい児・者施策を推進していくかなければなりません。

また、令和6年（2024年）4月には、障害者総合支援法等の改正により、障がい者等の地域生活の支援体制の充実や、障がい者の多様な就労ニーズに対する支援及び障がい者雇用の質の向上の推進など、新たな支援も実施していきます。

本市では、令和5年度をもって現行の「第6期下野市障がい者福祉計画」が終了となることから、これまでの計画の進捗と目標及びサービス等の実績を踏まえ、令和6年度から令和8年度までの3か年を計画期間として、新たな計画を策定します。

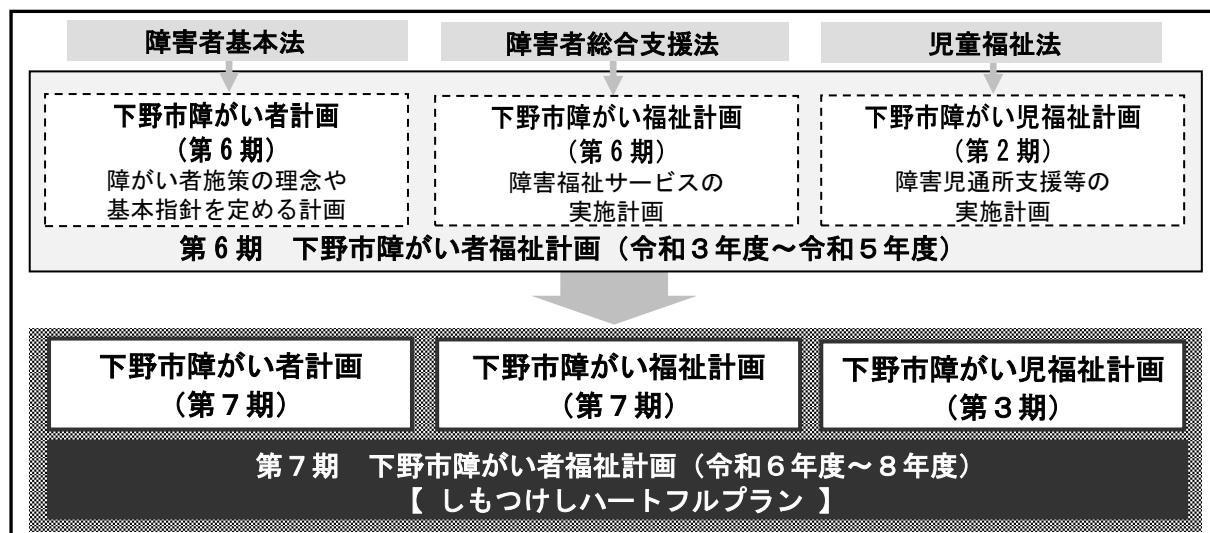
2 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法（第11条第3項）に基づく障がい福祉施策を定める計画として「第7期下野市障がい者計画」と、障害者総合支援法（第88条第1項）に基づく障害福祉サービスの量や確保策を定める計画として「第7期下野市障がい福祉計画」を策定するものです。

併せて、児童福祉法（第33条の20第1項）に基づく障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する「障害児福祉計画」として、「第3期下野市障がい児福祉計画」を策定するものです。

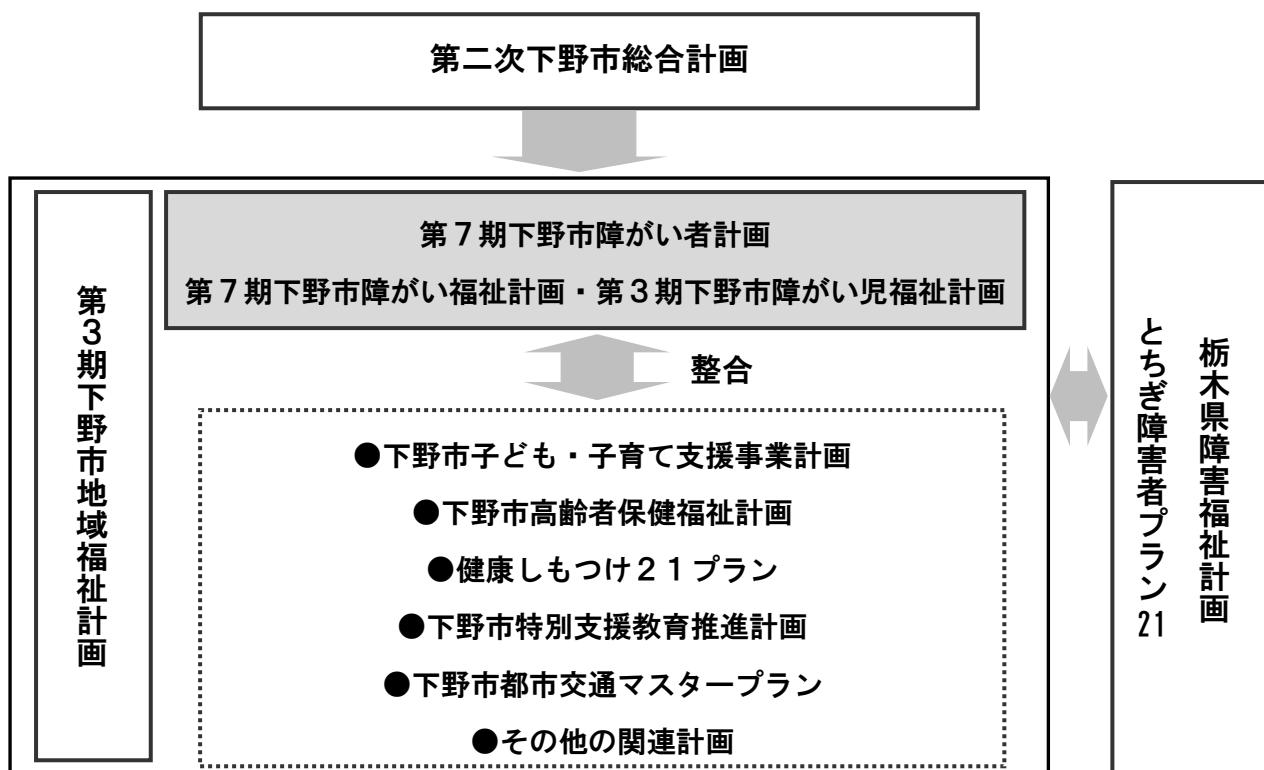
本市では、児童福祉法の規定により、「第7期下野市障がい福祉計画」と「第3期下野市障がい児福祉計画」を一体のものとして策定します。

これら3つの計画を「第7期下野市障がい者福祉計画」として、一体的に策定します。さらに「第7期下野市障がい者福祉計画」を前期計画の愛称を継承し「しもつけしハートフルプラン」とし、市民や関係者の皆様に身近な計画として推進していきます。



本計画は、本市の上位計画である「第二次下野市総合計画（平成28年度～令和7年度）」をはじめ、各関連計画との整合を図り、本市における障がい者施策に関する基本的な計画として位置づけます。

第二次下野市総合計画の後期基本計画では、障がいに関する施策として、「大切な命を育み、健康で笑顔あふれるまちづくり」を目標にした「障がい者（児）とともに生きる環境づくり」という基本施策に取り組んでいくこととしています。この「障がい者（児）とともに生きる環境づくり」という基本施策では、障がい児・者が地域で自立した生活を送れるようにするために、障害福祉サービスの充実に加えて、就労の場づくり、活動の場づくりなどを推進することとしています。



3 計画の期間

本計画は、令和6年度から令和8年度までを計画期間として策定します。

ただし、今後、国の動向に伴い計画の根幹となる法律や制度などについて大幅な変更が生じた場合、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

年度 計画名	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
障がい者計画	第 5 期計画			第 6 期計画			第 7 期計画		
障がい福祉計画	第 5 期計画			第 6 期計画			第 7 期計画		
障がい児福祉計画	第 1 期計画			第 2 期計画			第 3 期計画		

4 計画における障がい者の定義

本計画における障がい者の定義は、障害者基本法第2条に規定される方を対象とします。平成23年8月の障害者基本法の一部改正により、障害者を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と称する。）がある者であって障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義し、社会的障壁は、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、観念その他的一切のものをいう。」と定義されました。

また、本計画において、法律等に基づく用語等については「障害」と表記し、それ以外の用語については、「障がい」と表記します。

5 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、障がいのある方のニーズができるかぎり計画に反映させるため、障がいのある方及び障害福祉サービス事業所等を対象にアンケート調査を実施しました。

また、相談支援、障害福祉サービス事業所関係者や保健・医療・教育・雇用・福祉関係者等や公募委員で構成された「下野市障がい者福祉計画策定委員会」において審議を行いました。

6 持続可能なまちづくりの推進

本市では、国の「持続可能な開発目標（SDGs）実施方針」の趣旨を理解し、誰一人取り残さない社会の実現に向けた取組を推進します。

第二次下野市総合計画においては、各政策をSDGsの考え方を盛り込んだ計画としています。本計画でもSDGsの考え方を盛り込んでおり、本計画を推進することで「すべての人に健康と福祉を」の目標達成に寄与することができます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



※SDGsとは、Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称で、平成28（2016）年～令和12（2030）年の15年間で達成を目指した17の国際目標です。経済、社会、環境をめぐる広範囲な課題を統合的に解決することを目指す先進国を含む国際社会共通の目標です。



題名「なかも」
地域活動支援センターゆうがお作

II 下野市を取り巻く現状と課題

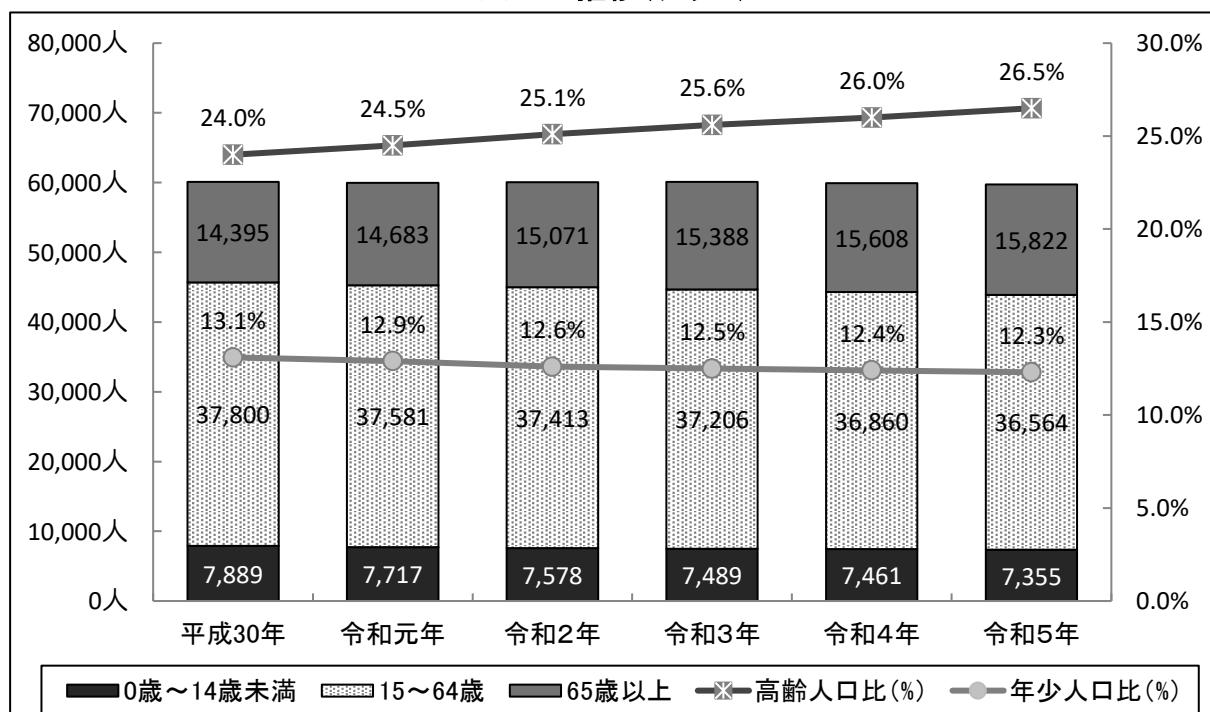
1 統計からみる現状

(1) 人口の推移

人口の推移についてみると、令和5年3月末時点 59,741 人であり、ほぼ横ばいとなっていますが、65歳未満の数は減少しています。

また、令和5年3月末時点の、年少人口比は 12.3% と年々減少し、高齢人口比は 26.5% と年々増加しており、少子高齢化が着実に進行しています。

人口の推移(グラフ)



人口の推移(表)

	単位	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
合計	人	60,084	59,981	60,062	60,053	59,929	59,741
0歳～14歳未満	人	7,889	7,717	7,578	7,489	7,461	7,355
15～64歳	人	37,800	37,581	37,413	37,206	36,860	36,564
65歳以上	人	14,395	14,683	15,071	15,388	15,608	15,822
高齢化率(%)	%	24.0%	24.5%	25.1%	25.6%	26.0%	26.5%
年少人口比(%)	%	13.1%	12.9%	12.6%	12.5%	12.4%	12.3%

資料：市民課
(基準日：各年3月末現在)

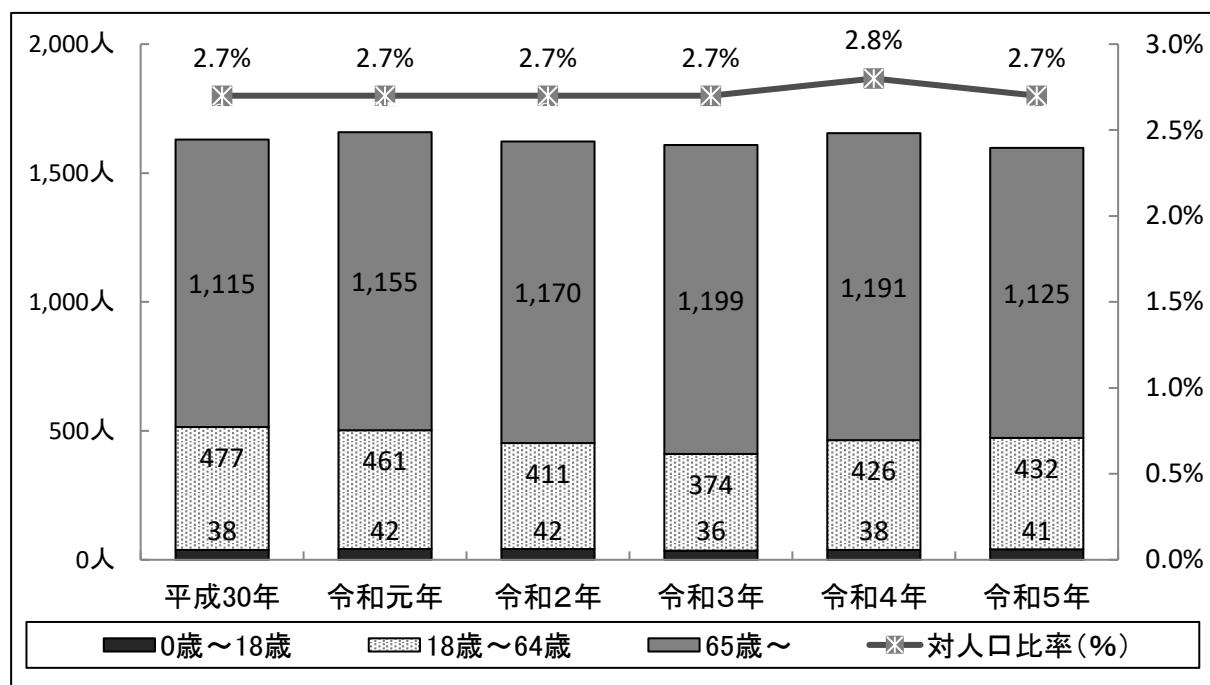
(2) 身体障がいのある方の状況

身体障害者手帳所持者数について、年齢別でみると、「65歳以上」が7割以上で、所持者数はほぼ横ばいで推移しています。

障がい種類別でみると、「肢体」が減少傾向にあり「視覚」がやや増加傾向にあります。その他の部位はほぼ横ばいとなっております。

また、障がい等級別でみると、重度である「1級」はやや増加傾向ですが、その他はほぼ横ばいとなっています。

身体障害者手帳所持者数（年齢別）（グラフ）

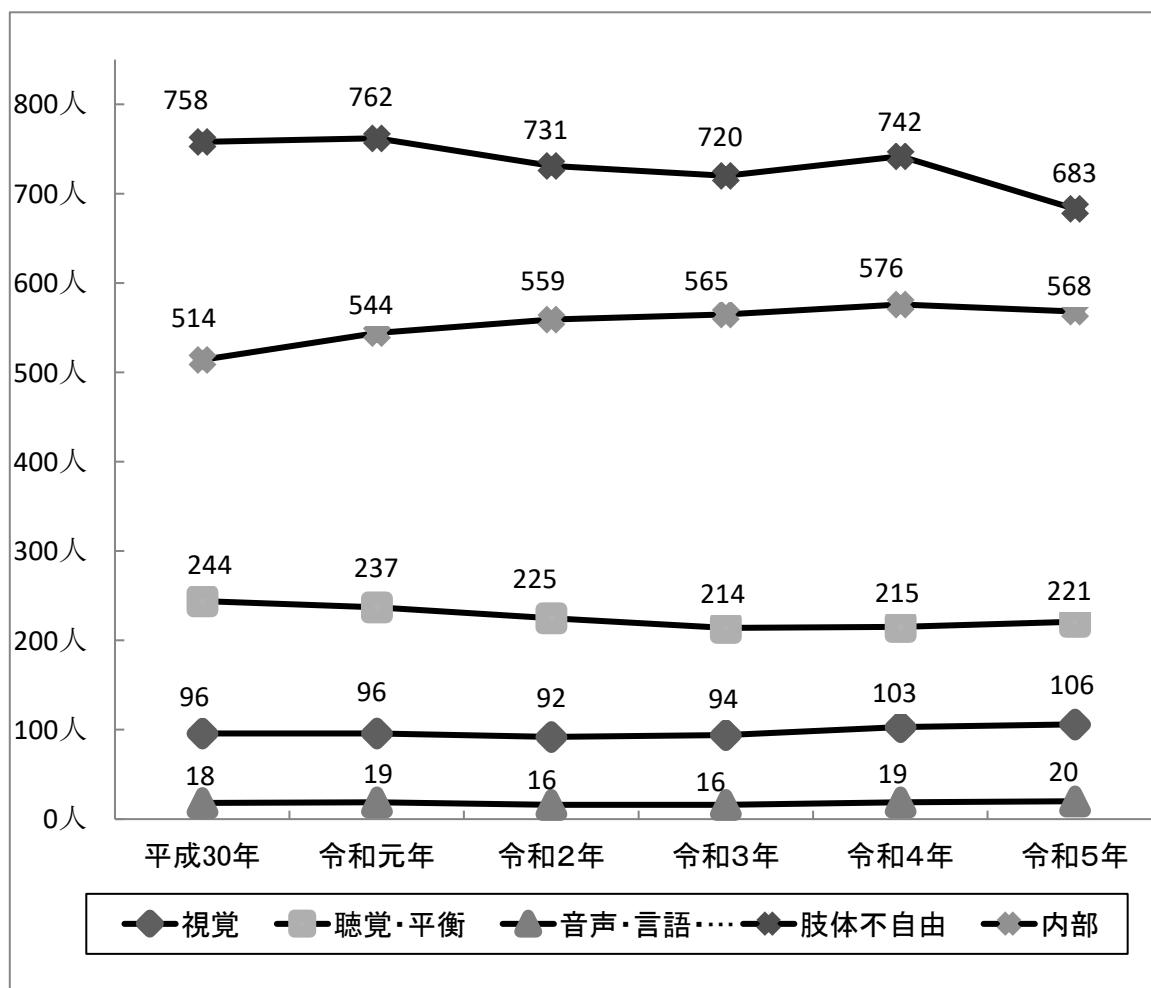


身体障害者手帳所持者数（年齢別）の推移（表）

	単位	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
合計	人	1,630	1,658	1,623	1,609	1,655	1,598
0歳～18歳	人	38	42	42	36	38	41
18歳～64歳	人	477	461	411	374	426	432
65歳～	人	1,115	1,155	1,170	1,199	1,191	1,125
対人口比率(%)	%	2.7%	2.7%	2.7%	2.7%	2.8%	2.7%

資料：社会福祉課
(基準日：各年3月末現在)

身体障害者手帳所持者数（障がい種類別）の推移（グラフ）

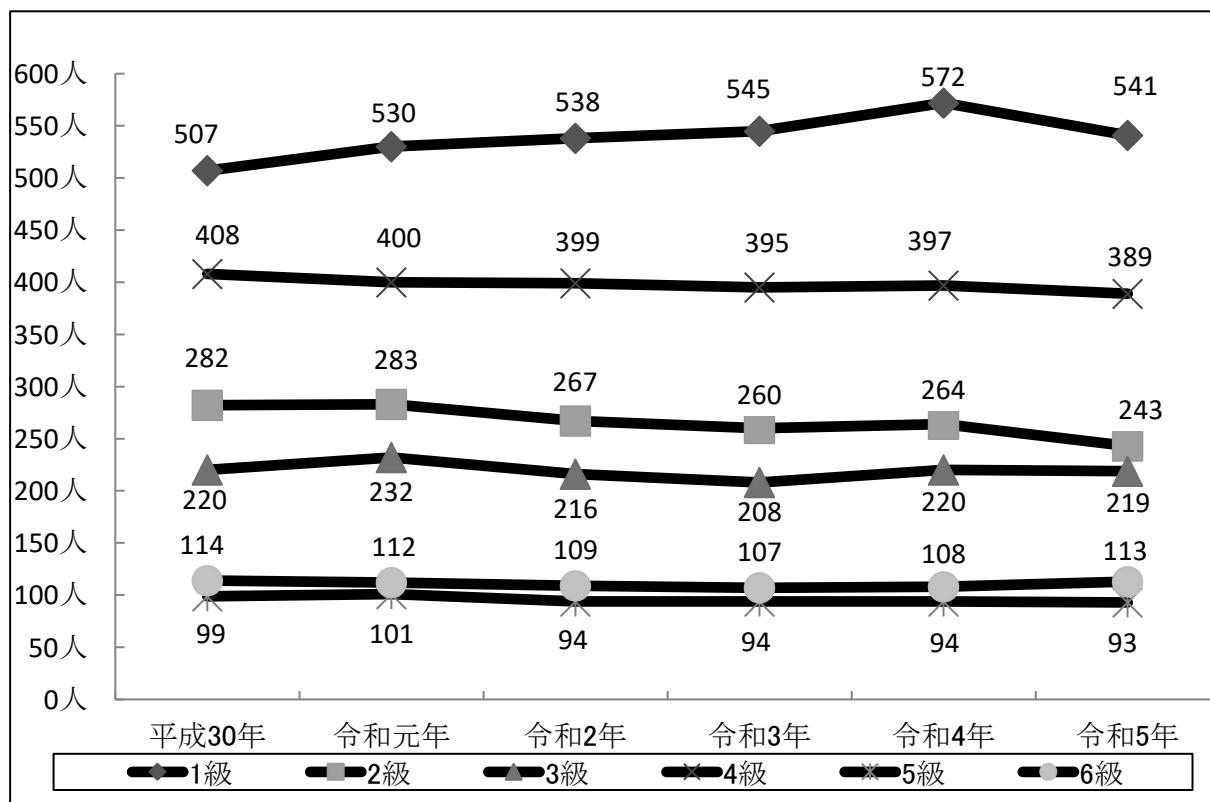


身体障害者手帳所持者数（障がい種類別）の推移（表）

	単位	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
合 計	人	1,630	1,658	1,623	1,609	1,655	1,598
肢体不自由	人	758	762	731	720	742	683
内部	人	514	544	559	565	576	568
聴覚・平衡	人	244	237	225	214	215	221
視覚	人	96	96	92	94	103	106
音声・言語・そしゃく	人	18	19	16	16	19	20

資料：社会福祉課
(基準日：各年 3 月末現在)

身体障害者手帳所持者数（障がい等級別）の推移（グラフ）



身体障害者手帳所持者数（障がい等級別）の推移（表）

	単位	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
合 計	人	1,630	1,658	1,623	1,609	1,655	1,598
1 級	人	507	530	538	545	572	541
2 級	人	282	283	267	260	264	243
3 級	人	220	232	216	208	220	219
4 級	人	408	400	399	395	397	389
5 級	人	99	101	94	94	94	93
6 級	人	114	112	109	107	108	113

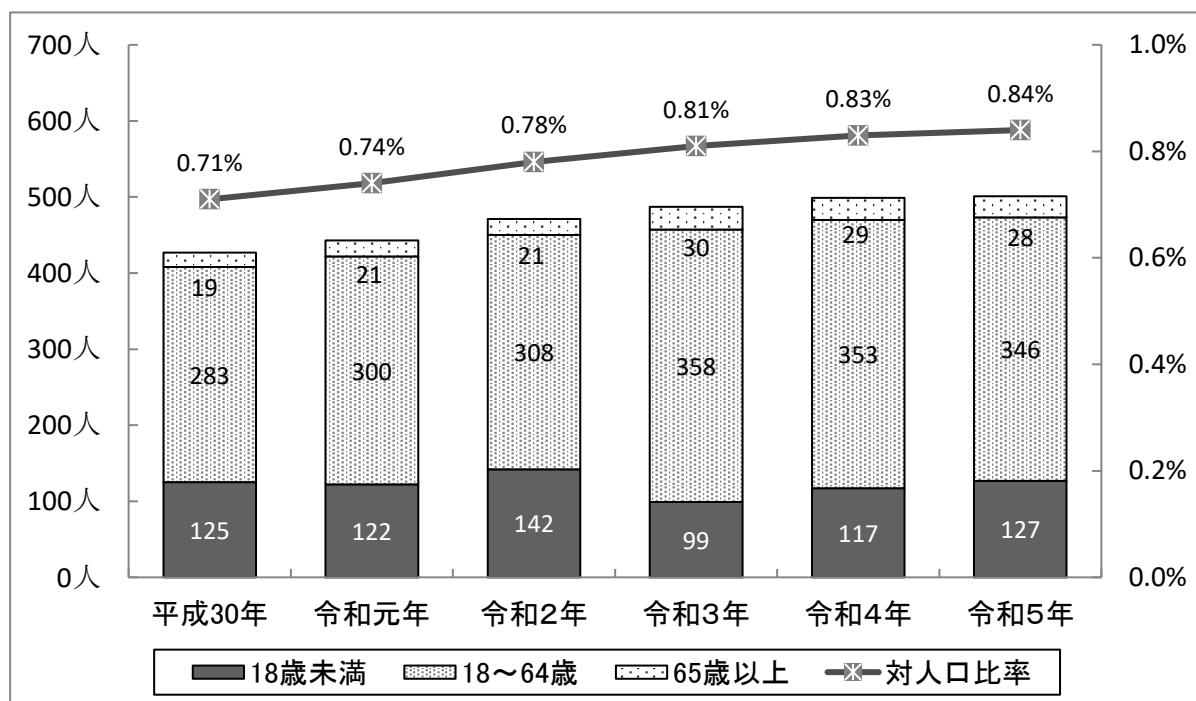
資料：社会福祉課
(基準日：各年 3 月末現在)

(3) 知的障がいのある方の状況

療育手帳所持者数について、年齢別でみると、65歳未満の所持者が9割以上です。

また、障がい等級別でみると、「B2（軽度）」は横ばいですが「A1（最重度）」や「B1（中度）」の知的障がい者が増加しています。

療育手帳所持者数（年齢別）の推移（グラフ）

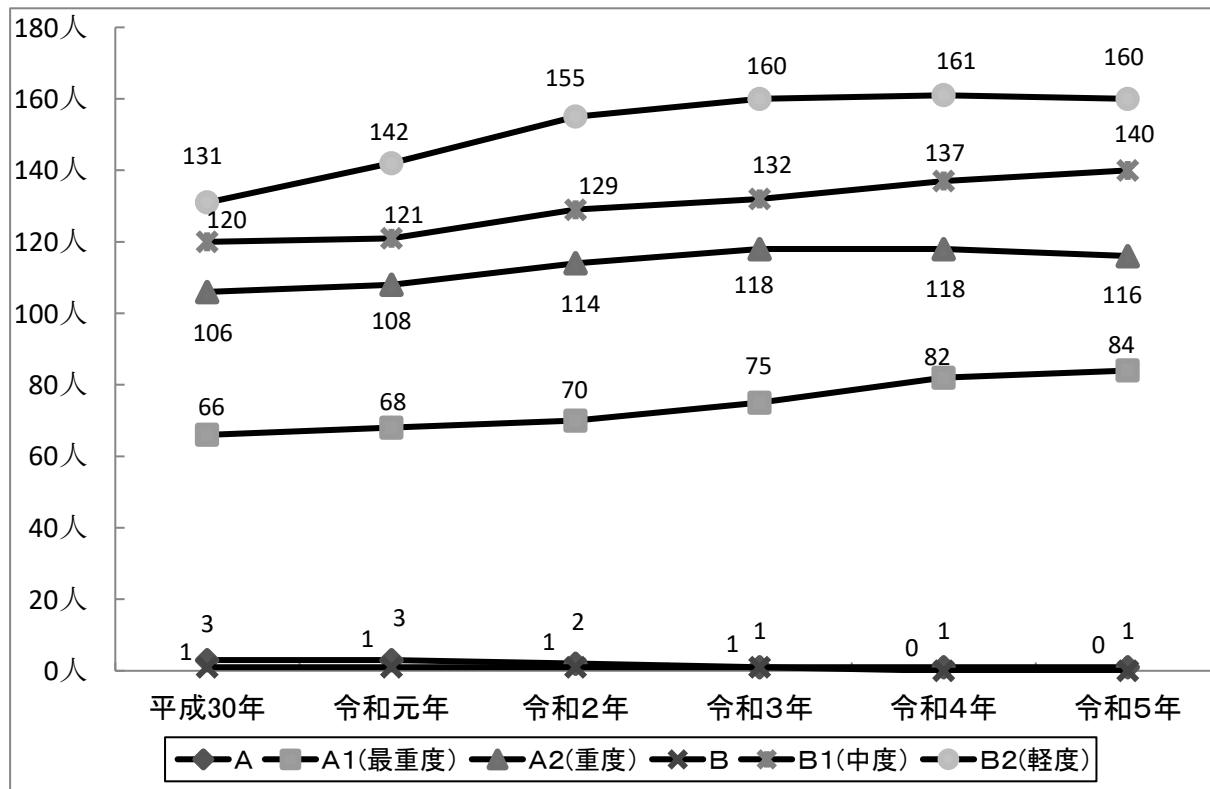


療育手帳所持者数（年齢別）の推移（表）

	単位	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
合 計	人	427	443	471	487	499	501
18 歳未満	人	125	122	142	99	117	127
18～64 歳	人	283	300	308	358	353	346
65 歳以上	人	19	21	21	30	29	28
対人口比率	%	0.71%	0.74%	0.78%	0.81%	0.83%	0.84%

資料：社会福祉課
(基準日：各年 3 月末現在)

療育手帳保持者数（程度別）の推移（グラフ）



療育手帳保持者数（程度別）の推移（表）

	単位	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
合 計	人	427	443	471	487	499	501
A	人	3	3	2	1	1	1
A1(最重度)	人	66	68	70	75	82	84
A2(重度)	人	106	108	114	118	118	116
B	人	1	1	1	1	0	0
B1(中度)	人	120	121	129	132	137	140
B2(軽度)	人	131	142	155	160	161	160

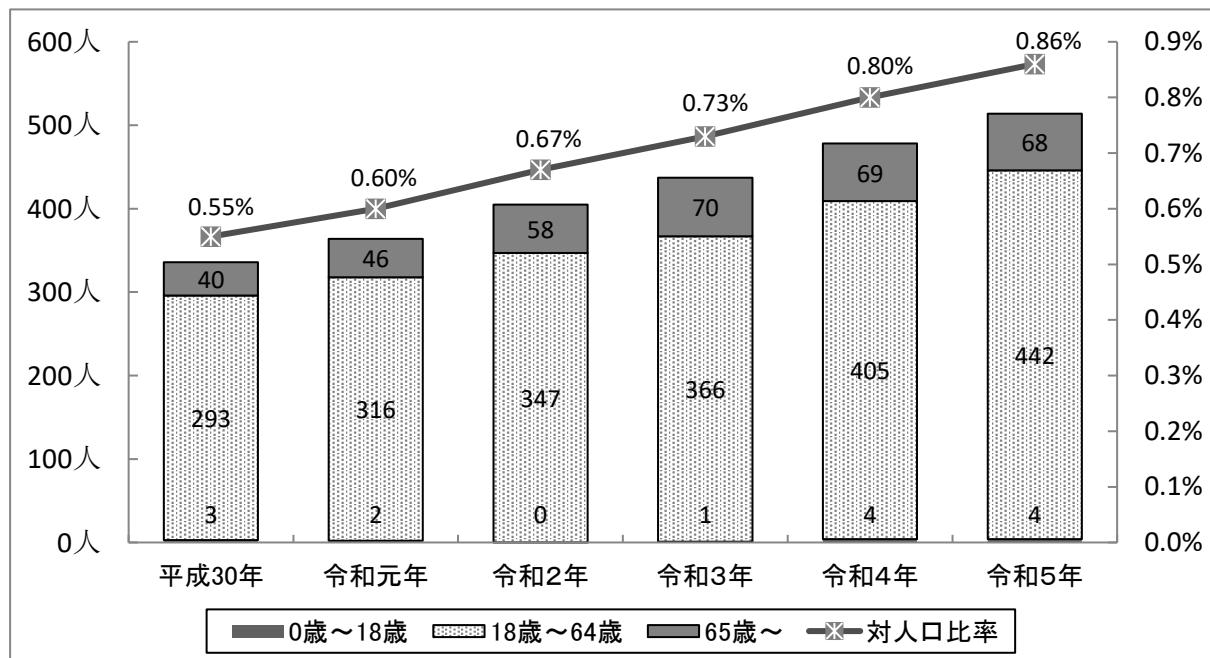
資料：社会福祉課
(基準日：各年 3 月末現在)

(4) 精神障がいのある方の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数について、年齢別でみると、「18歳から64歳」の年代がおよそ8割以上を占めており、所持者数も増加しています。

また、障がい等級別でみると「2級」が多い状況ですが、重度「1級」、軽度「3級」とも微増傾向にあります。

精神障害者保健福祉手帳所持者数（年齢別）の推移（グラフ）

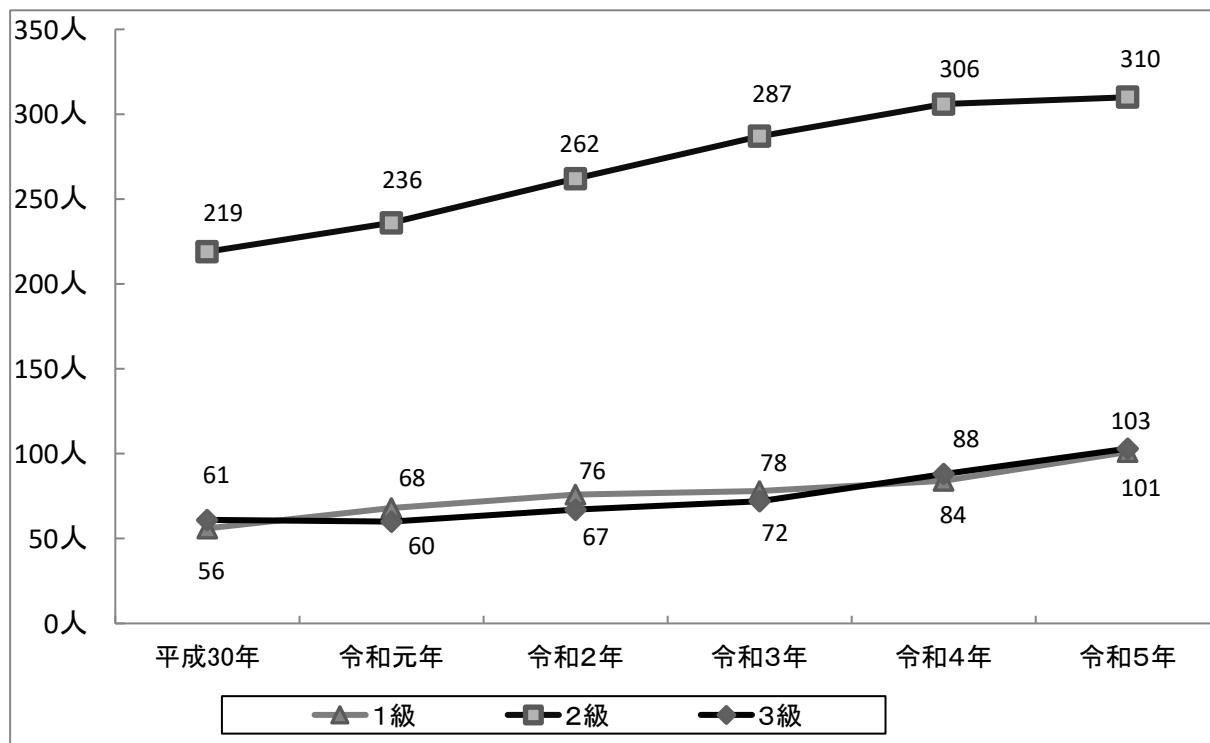


精神障害者保健福祉手帳所持者数（年齢別）の推移（表）

	単位	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
合 計	人	336	364	405	437	478	514
0 歳～18 歳	人	3	2	0	1	4	4
18 歳～64 歳	人	293	316	347	366	405	442
65 歳～	人	40	46	58	70	69	68
対人口比率	%	0.55%	0.60%	0.67%	0.73%	0.80%	0.86%

資料：社会福祉課
(基準日：各年 3月末現在)

精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別）の推移（グラフ）



精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別）の推移（表）

	単位	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
合計	人	336	364	405	437	478	514
1級	人	56	68	76	78	84	101
2級	人	219	236	262	287	306	310
3級	人	61	60	67	72	88	103

資料：社会福祉課
(基準日：各年 3 月末現在)

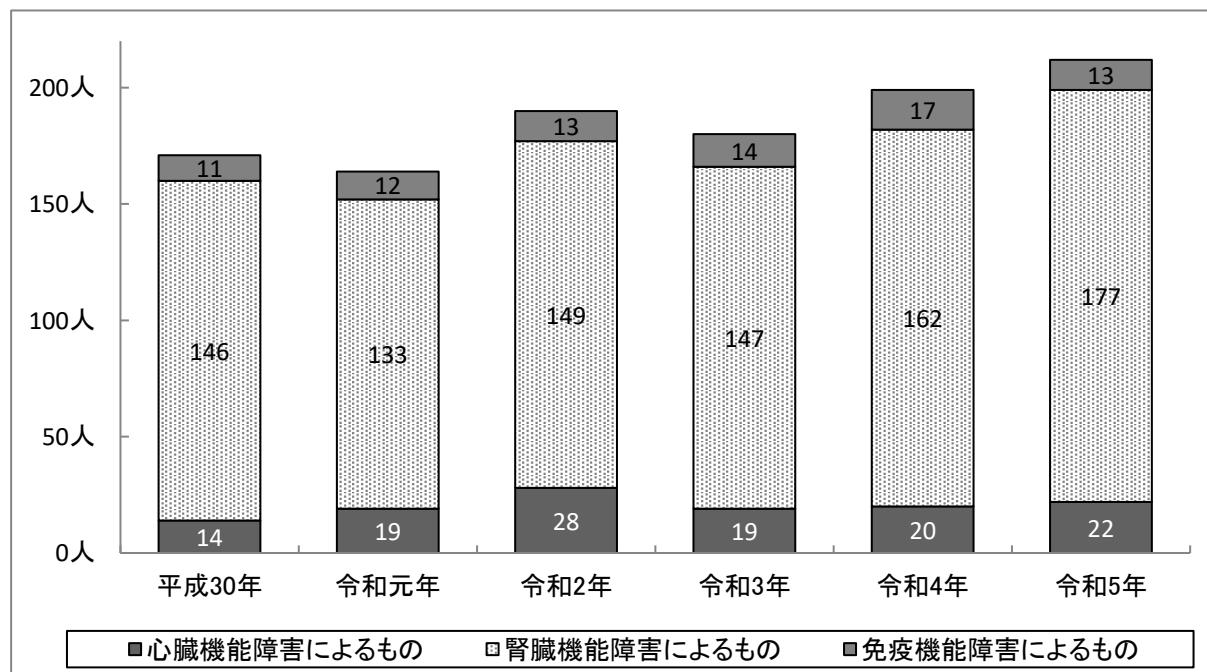
(5) 自立支援医療の利用状況

自立支援医療とは、障がいのある方がその心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活や社会生活を営むために必要な医療です。

①自立支援医療（更生医療）の利用状況

更生医療は、身体障害者手帳を交付された18歳以上の方に対し、障がいの程度を軽減したり、障がいを除去するために必要な医療費を助成しています。

自立支援医療（更生医療）利用者数の推移（グラフ）



自立支援医療（更生医療）利用者数の推移（表）

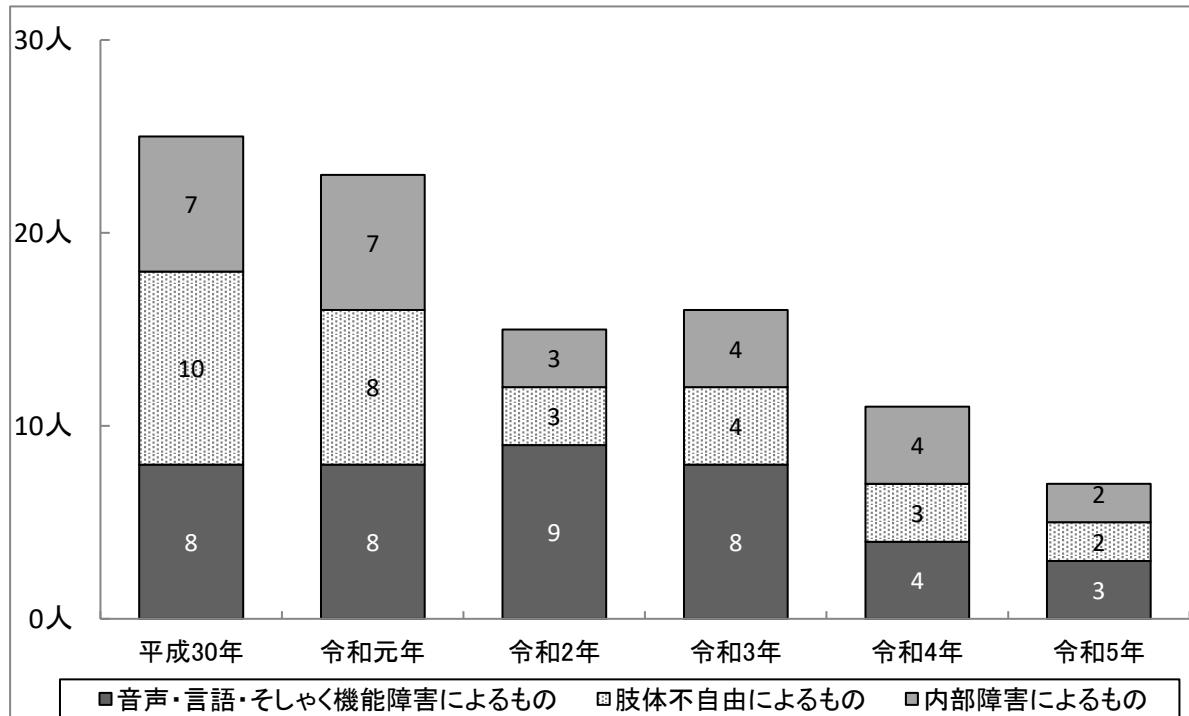
	単位	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
合計	人	171	164	190	180	199	212
心臓機能障害によるもの	人	14	19	28	19	20	22
腎臓機能障害によるもの	人	146	133	149	147	162	177
免疫機能障害によるもの	人	11	12	13	14	17	13

資料：社会福祉課
(基準日：各年3月末現在)

②自立支援医療（育成医療）の利用状況

育成医療は、現在身体に障がいがあるか、現にある疾患に対する治療を行わないと将来一定の障がいを残すと認められる児童に対して、手術等の治療によりその症状が軽減され、日常生活を容易にできるようになることが認められる場合に、その医療費を助成しています。

自立支援医療(育成医療)の利用者数の推移(グラフ)



自立支援医療(育成医療)の利用者数の推移(表)

	単位	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
合 計	人	25	23	15	16	11	7
音声・言語・そしゃく機能障害によるもの	人	8	8	9	8	4	3
肢体不自由によるもの	人	10	8	3	4	3	2
内部障害によるもの	人	7	7	3	4	4	2

資料：社会福祉課

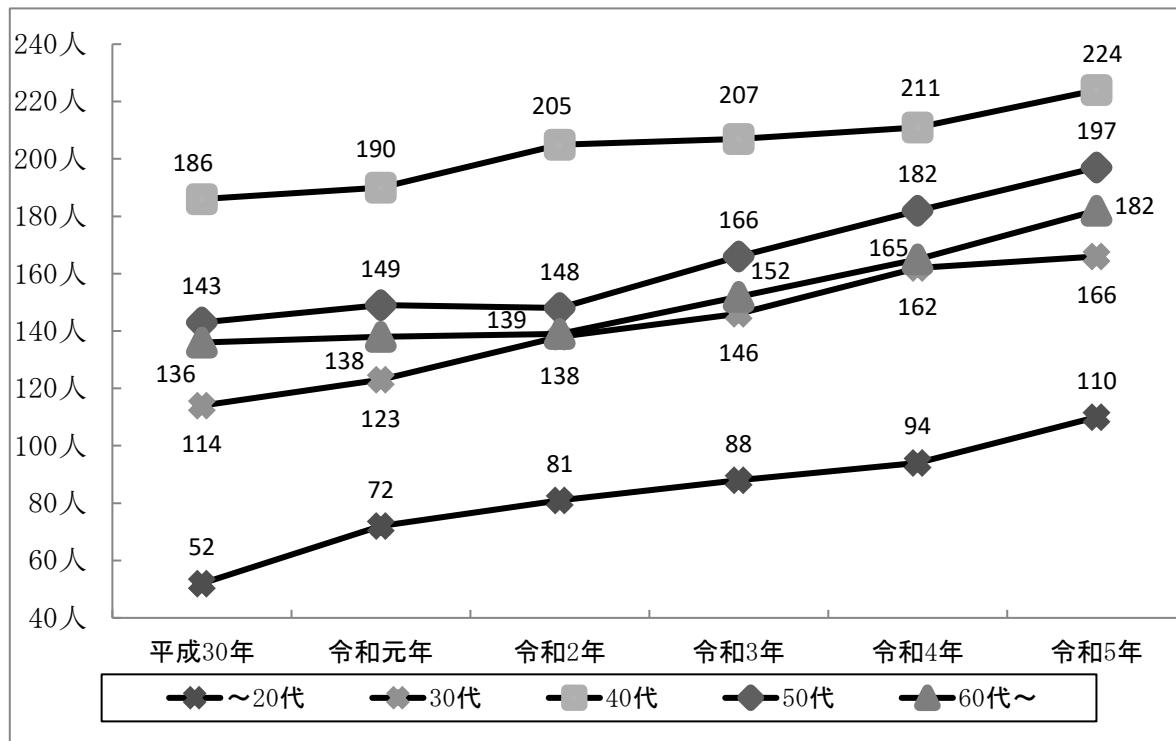
(基準日：各年 3 月末現在)

③自立支援医療（精神通院）の利用状況

精神通院医療は、通院による精神疾患の治療が断続的に必要な方に対して、その治療にかかる医療費を助成しています。

すべての年代で増加傾向であり、今後も対象者の増加が見込まれます。

自立支援医療(精神通院)の利用者数の推移(グラフ)



自立支援医療(精神通院)利用者数の推移(表)

	単位	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
合 計	人	631	672	711	759	814	879
~20 代	人	52	72	81	88	94	110
30 代	人	114	123	138	146	162	166
40 代	人	186	190	205	207	211	224
50 代	人	143	149	148	166	182	197
60 代～	人	136	138	139	152	165	182

資料：社会福祉課
(基準日：各年 3 月末現在)

2 アンケート調査結果の概要

(1) アンケート調査の目的及び回収結果

①調査の目的

本計画の策定にあたり、下野市の障がいのある方の日常生活の実態や福祉サービスの利用状況、利用意向や意見、要望などを把握し、基礎資料とするため実施しました。

②調査設計及び回収結果

対象者	身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、自立支援医療（精神通院）受給者、難病患者等福祉手当受給者、障害福祉サービス利用者 1,500 人（無作為抽出） 障害児通所サービス利用児 300 人（無作為抽出）		
調査方法	調査票による本人記入方式（本人が記入できない場合は家族等） 郵送による配布・回収方法		
調査時期	令和5年6月23日（金）から令和5年7月14日（金）まで		
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・回答者について ・権利擁護について ・障がいの状況について ・災害時の避難等について ・住まいや暮らしについて ・福祉のまちづくりについて ・日中活動や就労について ・自由意見 ・障害福祉サービス等の利用について ・相談及び情報・コミュニケーションについて 		
回収結果	配布数 障がい者 1,500 通 障がい児 300 通 障害福祉サービス事業所 15 か所	回収票数 802 通 126 通 回収 12 か所	回収率 52.4% 42.0% 回収率 80.0%

③アンケート調査結果の見方

- 表中の「n」とは、その設問の回答者数を表しています。
- 調査結果の比率は、その設問の回答者数を基数として、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位までを示しているため、その合計値が100%にならない場合があります。
- 複数回答の設問の場合、回答比率の合計は100%を超える場合があります。
- 設問の選択肢は、表記を省略している場合があります。
- 複数の障がいを持つ回答者も含まれているため、障がい種別の回答結果は全体の回答者数と一致しない場合があります。

●調査区分（障がい者）

「身体障がい者」・・・問6で身体障害者手帳を所持していると答えた方（1級～6級と答えた方）を計上

「知的障がい者」・・・問6で療育手帳を所持していると答えた方（A～B2と答えた方）を計上

「精神障がい者」・・・問6で精神障害者保健福祉手帳を所持していると答えた方（1級～3級と答えた方）を計上

「難病患者」・・・問7で医療費助成を受けていると答えた方を計上

(2) アンケート調査結果からみえる本市の特徴

アンケート集計結果（抜粋）

障がいの状況に関するここと

◆障がいの重複状況（障がい者）

n=802

区分	人数（人）
「身体障害者手帳」	480
「身体障害者手帳」、「療育手帳」	13
「身体障害者手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」	12
「身体障害者手帳」、「難病患者等福祉手当受給者」	89
「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」	1
「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「難病患者等福祉手当受給者」	3
「身体障害者手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」、「難病患者等福祉手当受給者」	0
「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」、「難病患者等福祉手当受給者」	0
「療育手帳」	80
「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」	4
「療育手帳」、「難病患者等福祉手当受給者」	6
「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」、「難病患者等福祉手当受給者」	0
「精神障害者保健福祉手帳」	169
「精神障害者保健福祉手帳」、「難病患者等福祉手当受給者」	20
「難病患者等福祉手当受給者」	88

障がい者においては、18.5%の方が何らかの障がいを重複している状況です。

■障がいの重複状況について（障がい児）

n=126

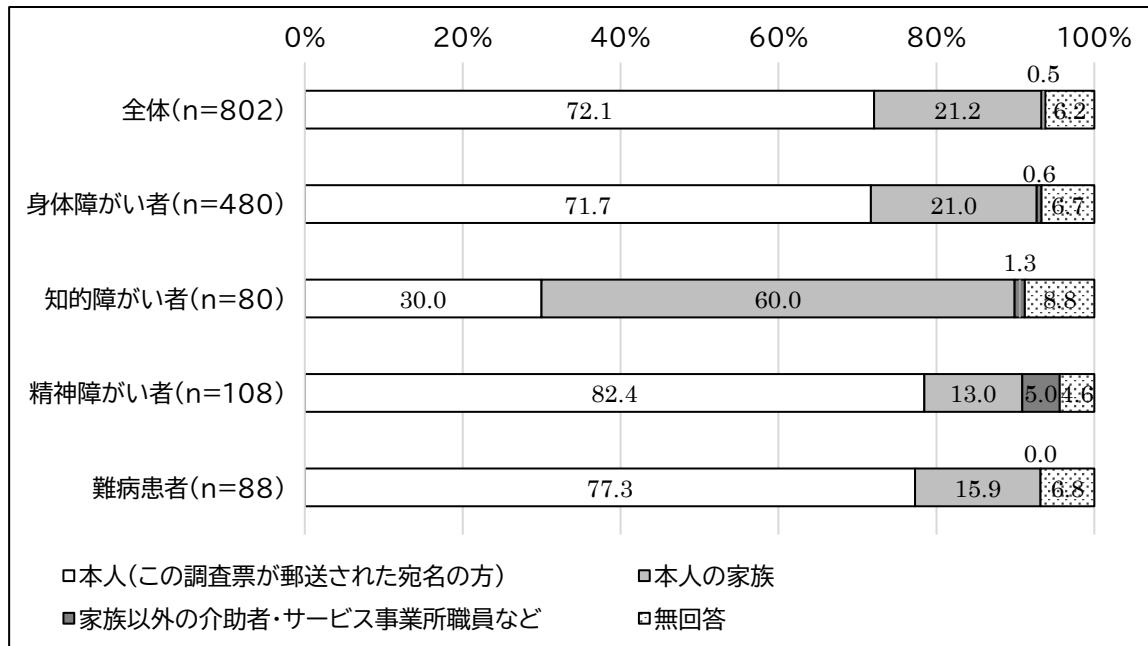
区分	人数（人）
「身体障害者手帳」	14
「身体障害者手帳」、「療育手帳」	8
「身体障害者手帳」、「難病患者等福祉手当受給者」	14
「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「難病患者等福祉手当受給者」	8
「身体障害者手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」、「難病患者等福祉手当受給者」	0
「療育手帳」	44
「精神障害者保健福祉手帳」	3
「難病患者等福祉手当受給者」	7

障がい児においては、23.8%の方が何らかの障がいを重複している状況です。

【アンケート調査の回答者について】

本調査への回答者については、全体では「本人」が72.1%で最も高く、次いで「本人の家族、又は保護者」が21.2%、「家族以外の介助者・サービス事業所職員など」が0.5%となっています。

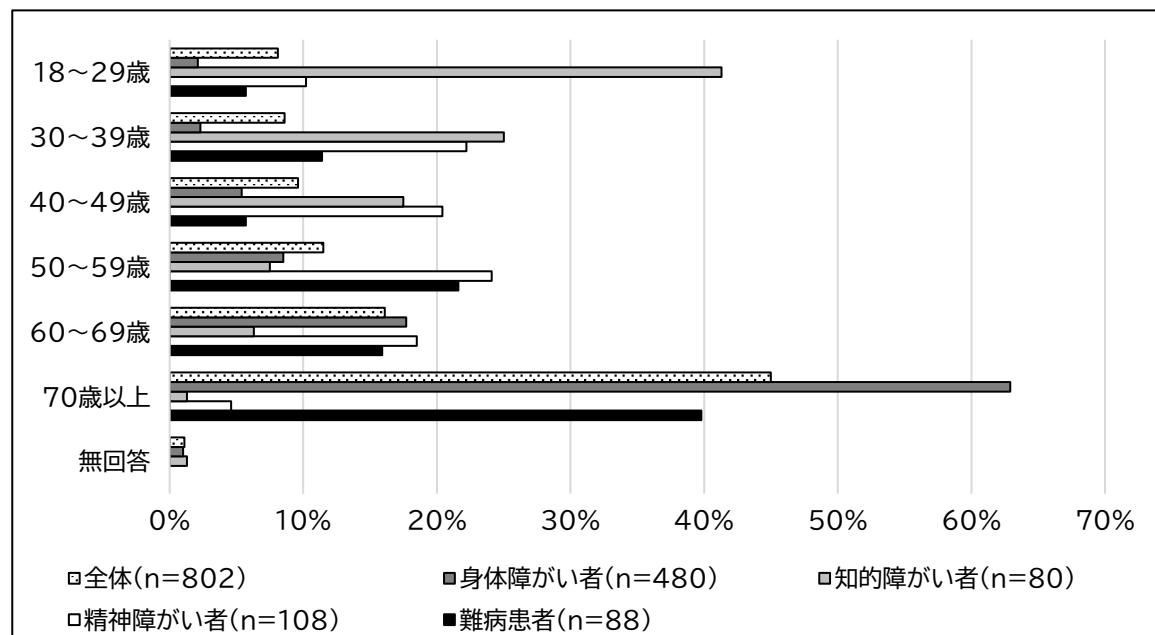
障がい種別でみると、「本人」は、身体障がい者が71.7%、知的障がい者が30.0%、精神障がい者が82.4%、難病患者が77.3%となっています。



【年齢】(障がい者)

年齢については、全体では「70歳以上」が45.0%で最も高く、次いで「60~69歳」が16.1%、「50~59歳」が11.5%となっています。

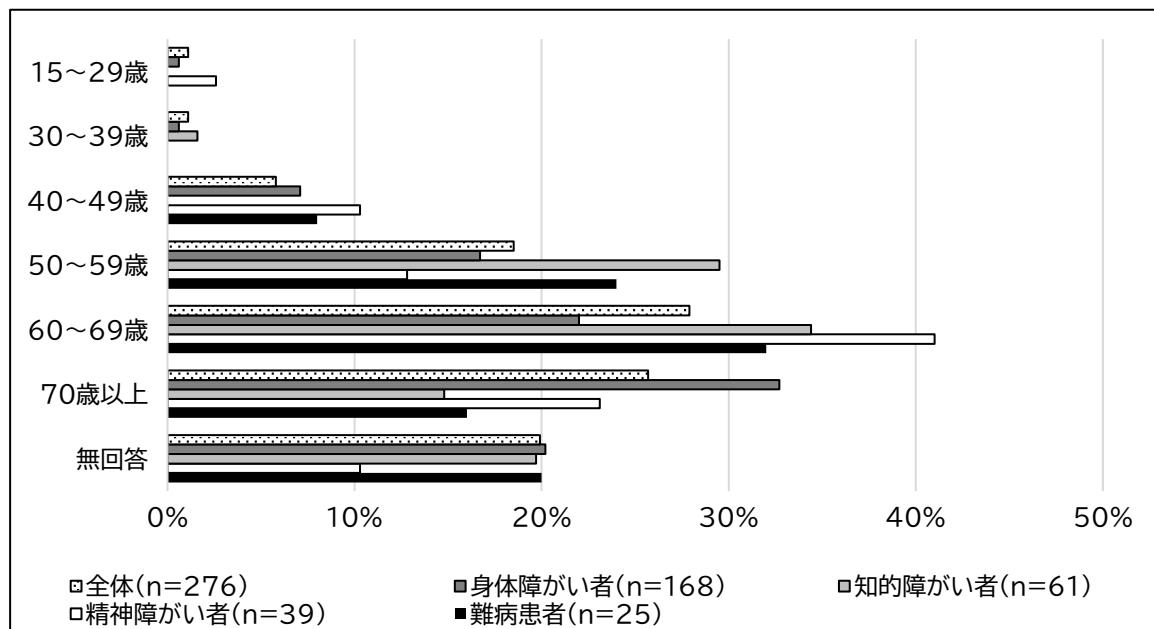
障がい種別でみると、占める年齢割合が高いのは、身体障がい者及び難病患者では「70歳以上」、知的障がい者では「18~29歳」、精神障がい者では「50~59歳」となっています。



【年齢】(介助者)

主な介助者の年齢については、全体では「60~69歳」が27.9%で最も高く、次いで「70歳以上」が25.7%、「50~59歳」が18.5%となっています。

障がい種別でみると、占める年齢割合が最も高いのは、身体障がい者では「70歳以上」、難病患者では「50~59歳」「60~69歳」、知的障がい者及び精神障がい者では「60~69歳」となっています。

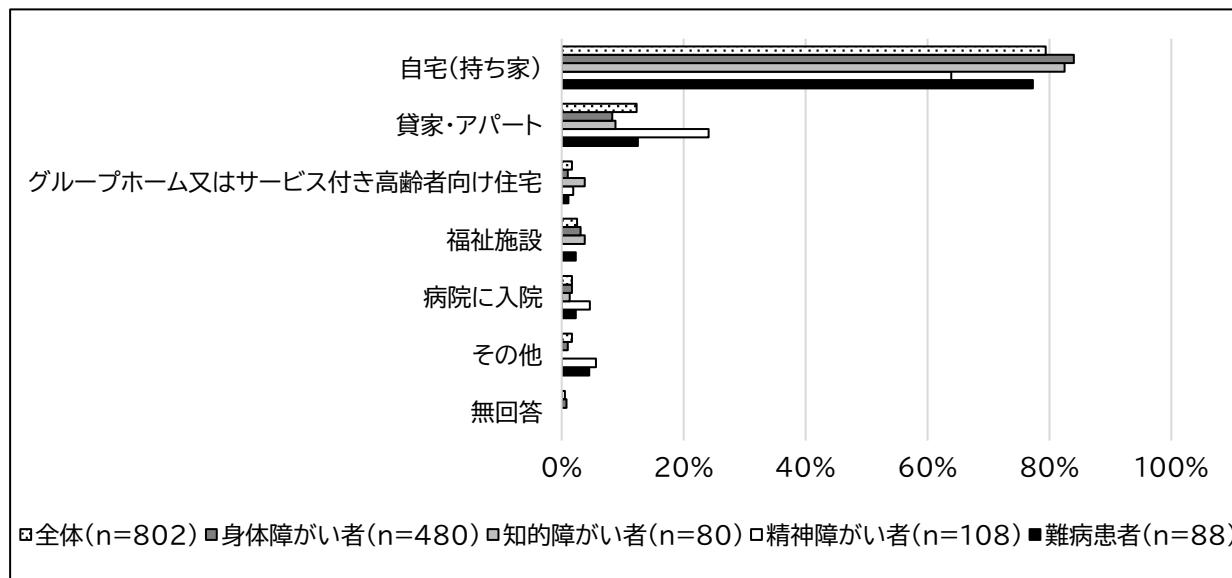


住まいや暮らしに関するここと

■現在の居住の場について

現在の暮らしについては、全体では「自宅（持ち家）で暮らしている」が79.4%で最も高く、次いで「貸家・アパートで暮らしている」が12.3%、「福祉施設で暮らしている」が2.5%となっています。

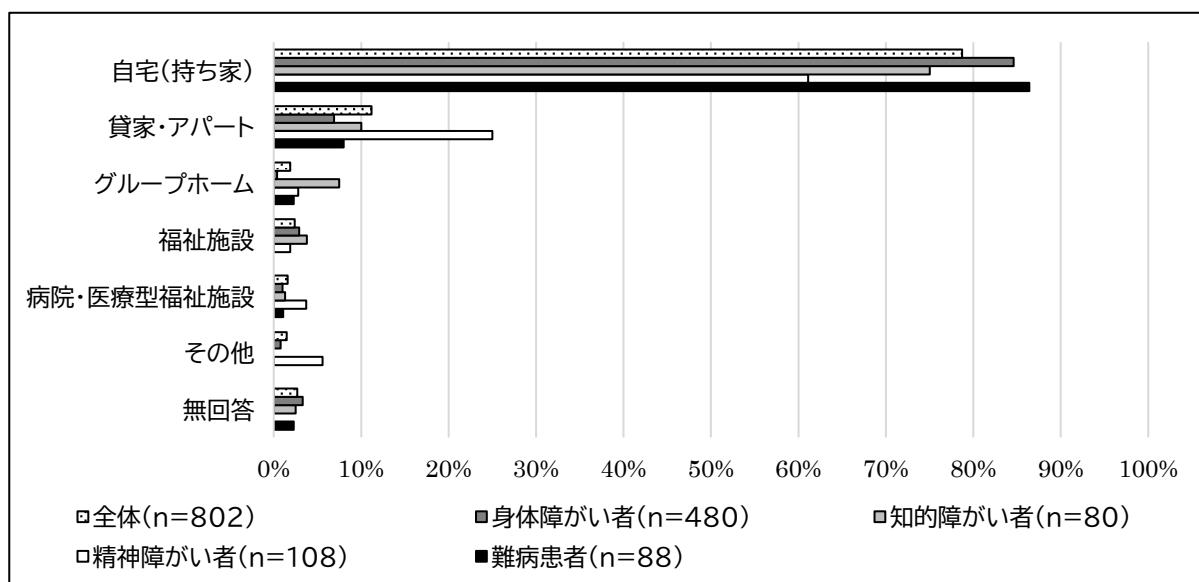
障がい種別でみると、精神障がい者では、「貸家・アパートで暮らしている」が24.1%と、他の障がい種別と比べて高くなっています。



■3年後の居住の場の希望について

3年後どこで生活したいと思うかについては、全体では「自宅（持ち家）で暮らしたい」が78.7%で最も高く、次いで「貸家・アパートで暮らしたい」が11.2%、「福祉施設で暮らしたい」が2.4%となっています。

障がい種別でみると、知的障がい者では、グループホームで暮らしたいと考えている方が多くなっています。



日中活動や就労に関するこ

■地域で生活するうえで必要な支援について

地域で生活するために必要だと思う支援については、全体では「経済的な負担の軽減」が49.0%で最も高く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が30.2%、「在宅で医療ケア等が適切に受けられること」が27.9%となってい

ます。

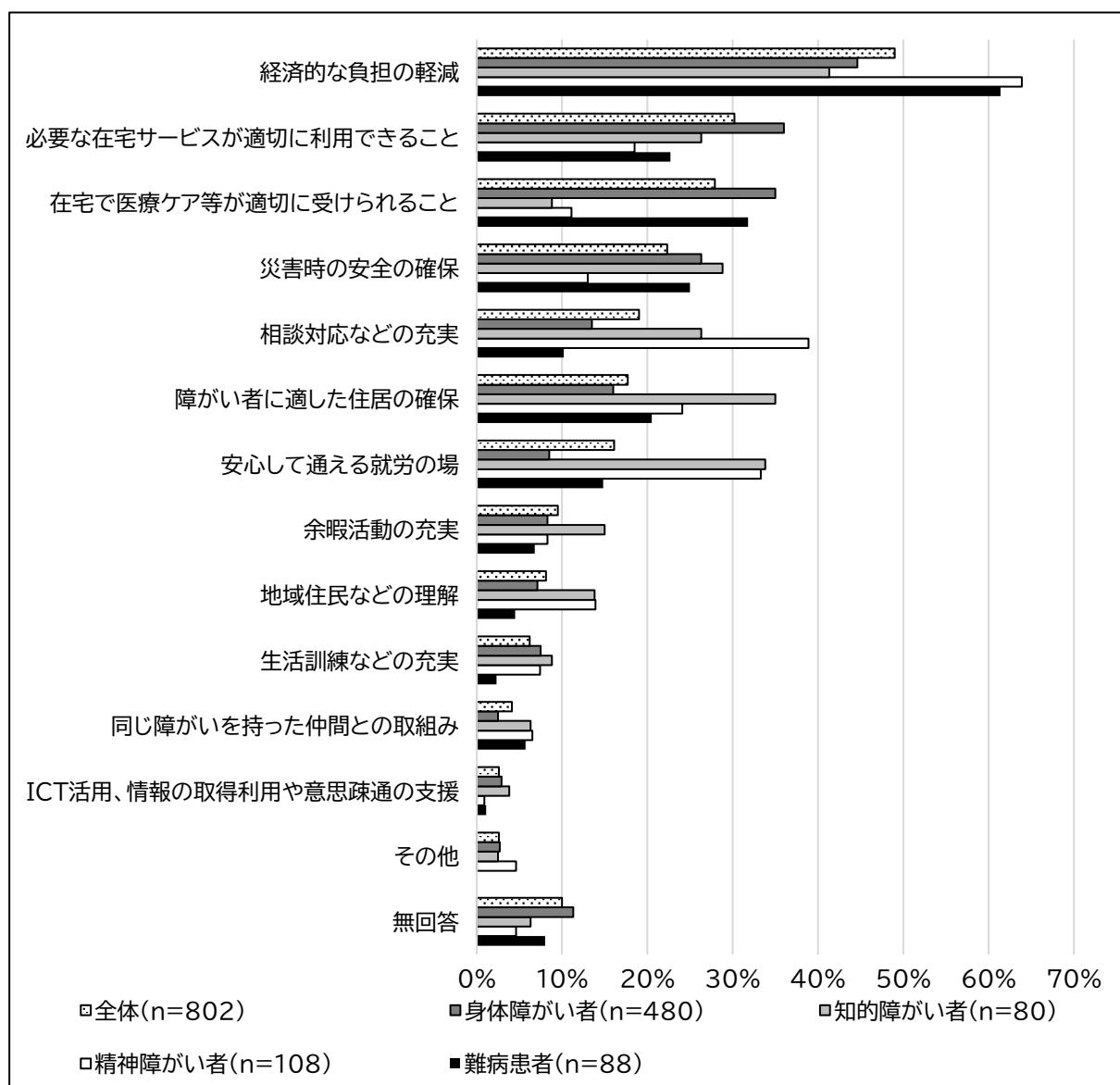
障がい種別でみると、

身体障がい者では「必要な在宅サービスが適切に利用できること」

知的障がい者では、「障がい者に適した住居の確保」

精神障がい者では、「相談対応などの充実」

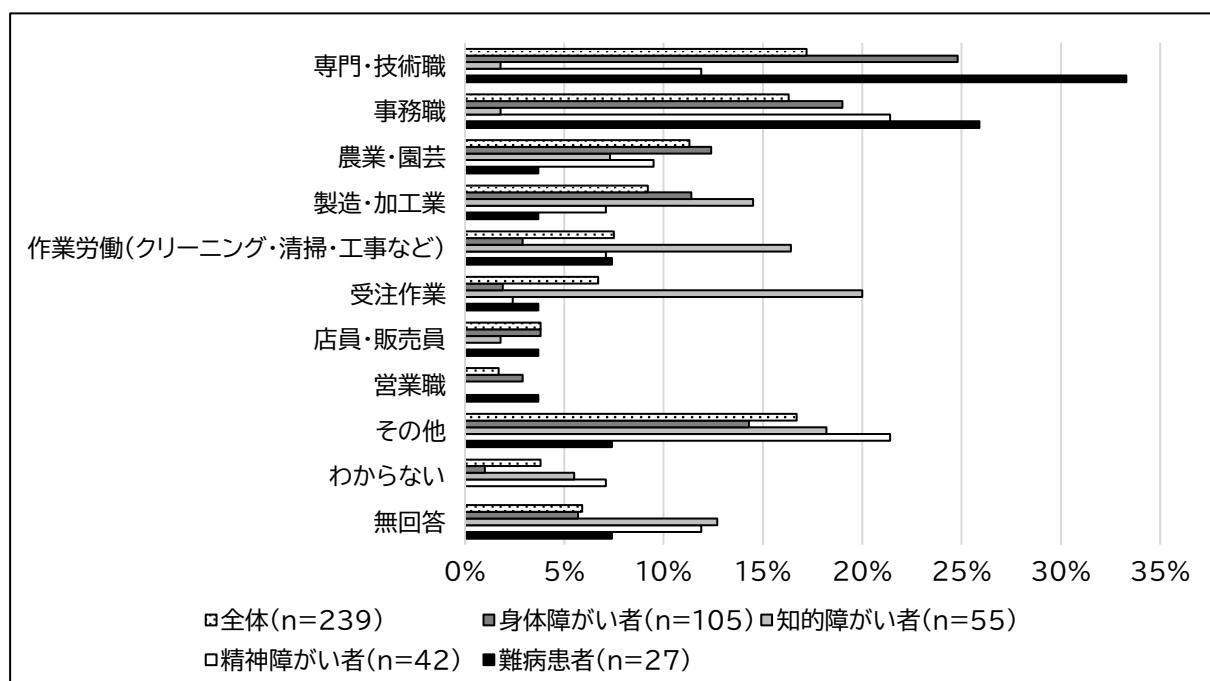
難病患者では、「在宅で医療ケア等が適切に受けられること」が高い割合になっています。



■現在の就労の内容について

仕事の内容については、全体では「専門・技術職」が17.2%で最も高く、次いで「事務職」が16.3%、「農業・園芸」が11.3%となっています。

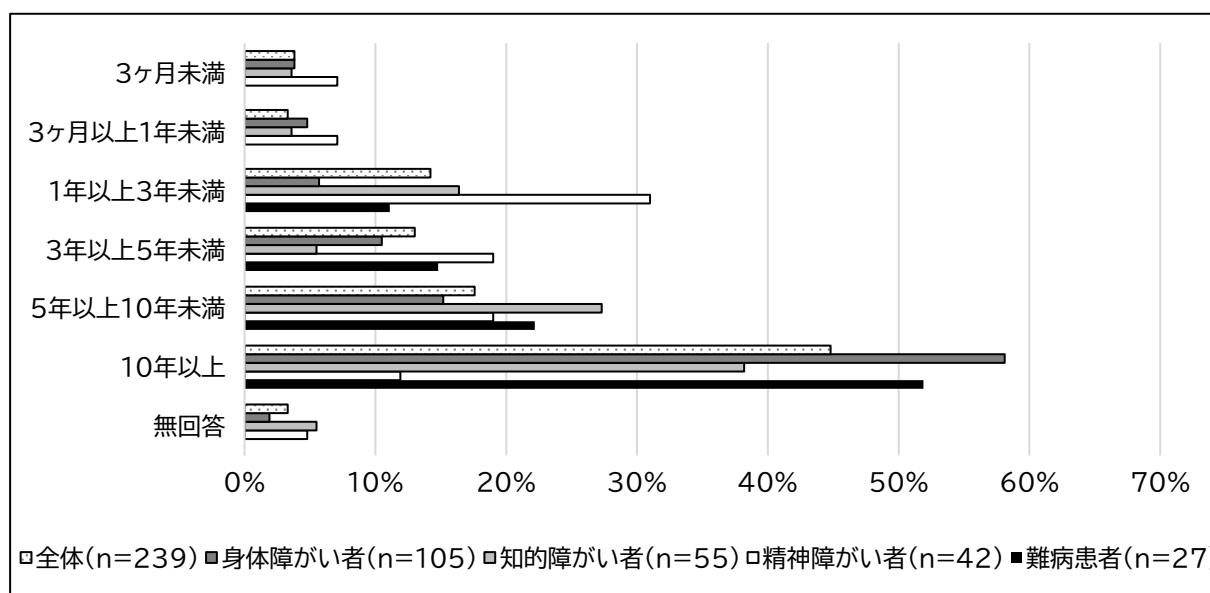
障がい種別でみると、知的障がい者では、「製造・加工業」「作業労働（クリーニング・清掃・工事など）」「受注作業」の割合が、他の障がい種別と比べて高くなっています。



■現在の仕事の継続期間

現在のお仕事の継続期間については、全体では「10年以上」が44.8%で最も高く、次いで「5年以上10年未満」が17.6%、「1年以上3年未満」が14.2%となっています。

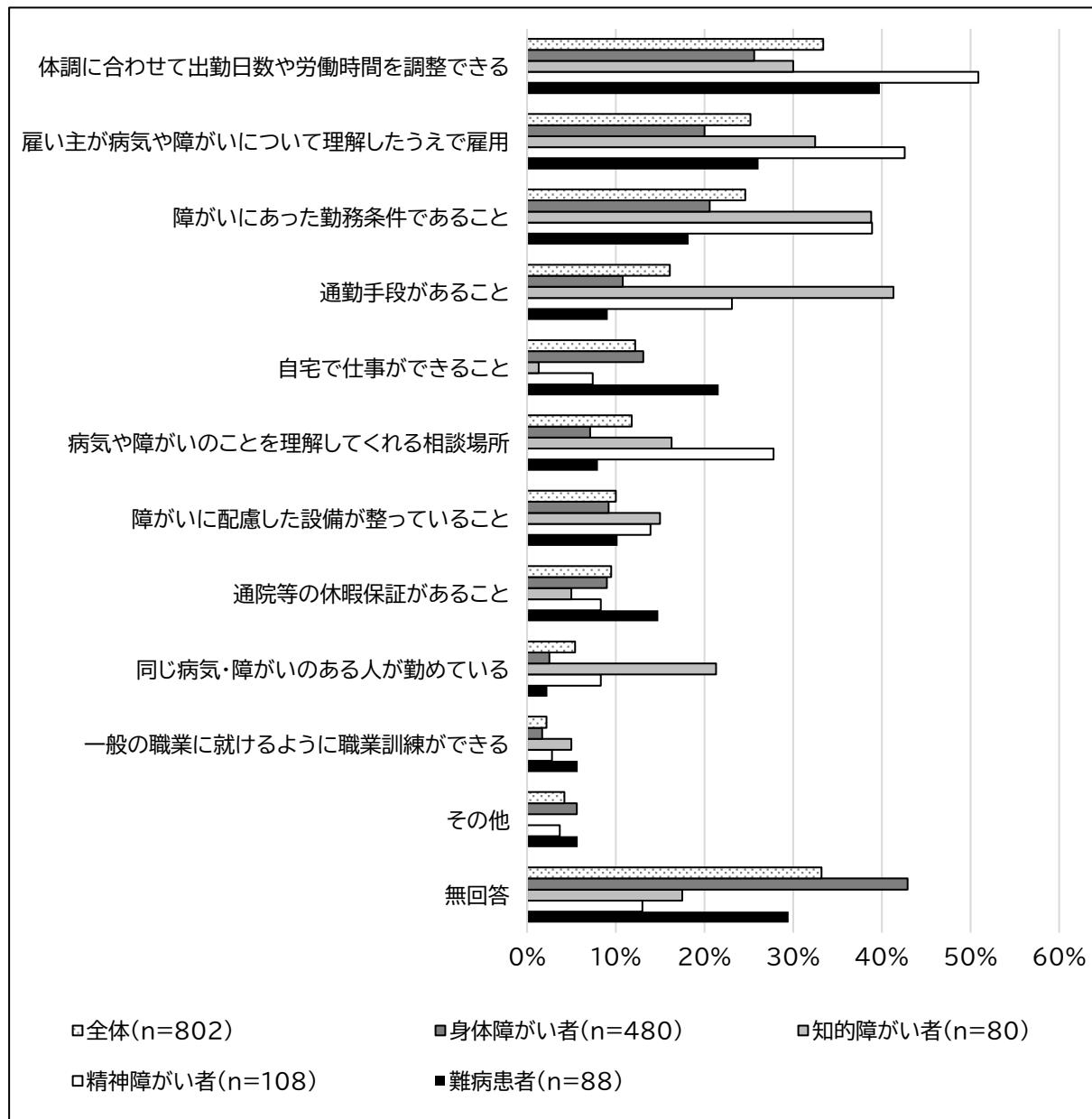
障がい種別でみると、精神障がい者では、「1年以上3年未満」「3年以上5年未満」「5年以上10年未満」「10年以上」の割合が、他の障がい種別と比べて高くなっています。



■仕事を継続するために必要なことについて

仕事を続けるために必要だと思うことについては、全体では「体調に合わせて出勤日数や労働時間を調整できる」が33.4%で最も高く、次いで「雇い主が病気や障がいについて理解したうえで雇ってくれる」が25.2%、「障がいにあった勤務条件であること」が24.6%となっています。

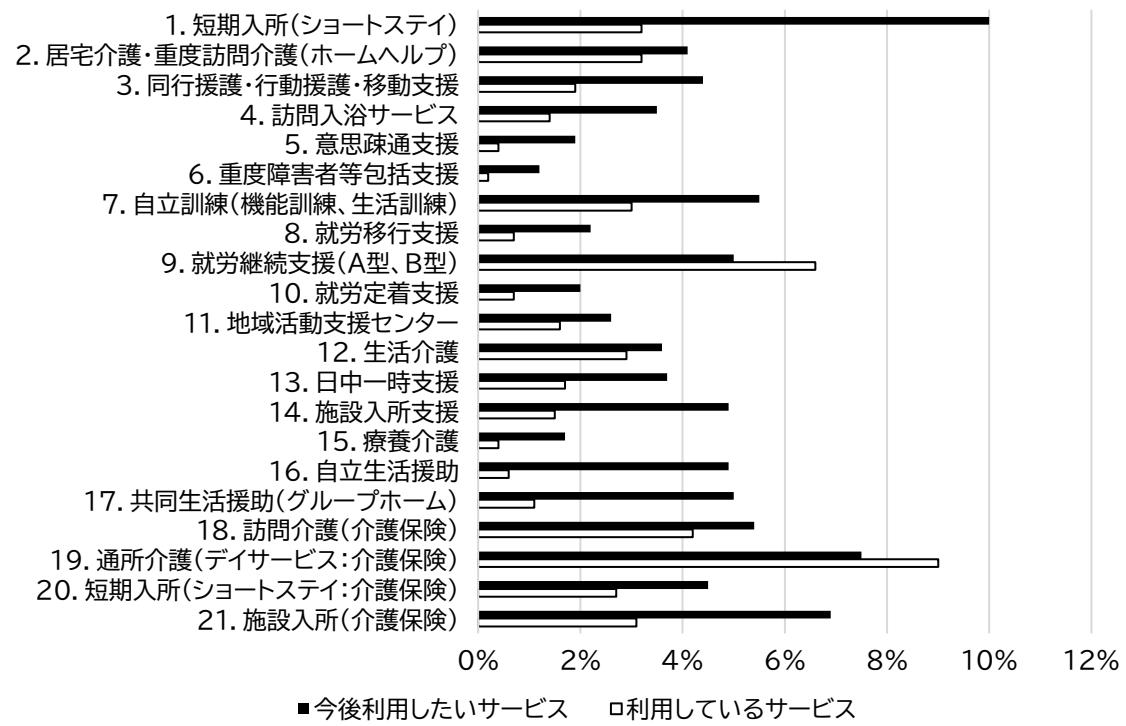
障がい種別でみると、知的障がい者では、「通勤手段があること」「障がいにあった勤務条件であること」が高くなっています。加えて精神障がい者では、「病気や障がいのことを理解してくれる相談場所がある」の割合が、他の障がい種別と比べて高くなっています。



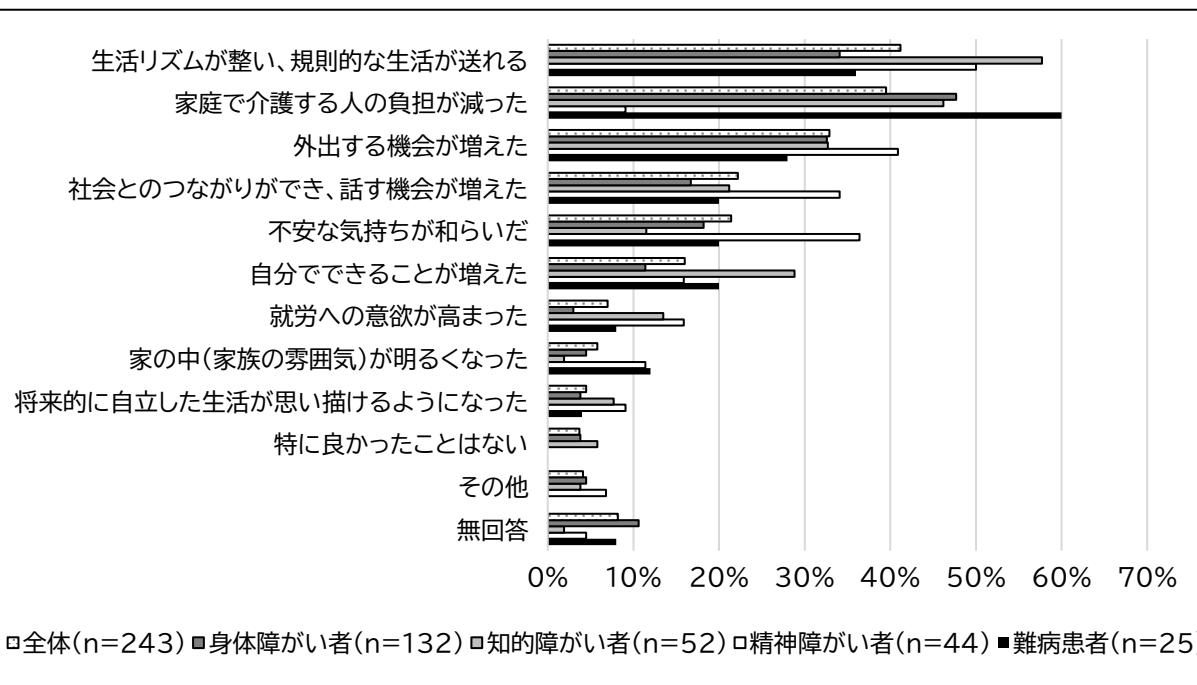
障害福祉サービス等の利用に関すること

利用しているサービスについては、「19. 通所介護（デイサービス）」が9.0%で最も高く、次いで「9. 就労継続支援（A型、B型）」が6.6%、「18. 訪問介護」が4.2%となっています。

今後利用したいサービスについては、「1. 短期入所（ショートステイ）」が10.0%で最も高く、次いで「19. 通所介護（デイサービス）」が7.5%、「21. 施設入所」が6.9%となっています。

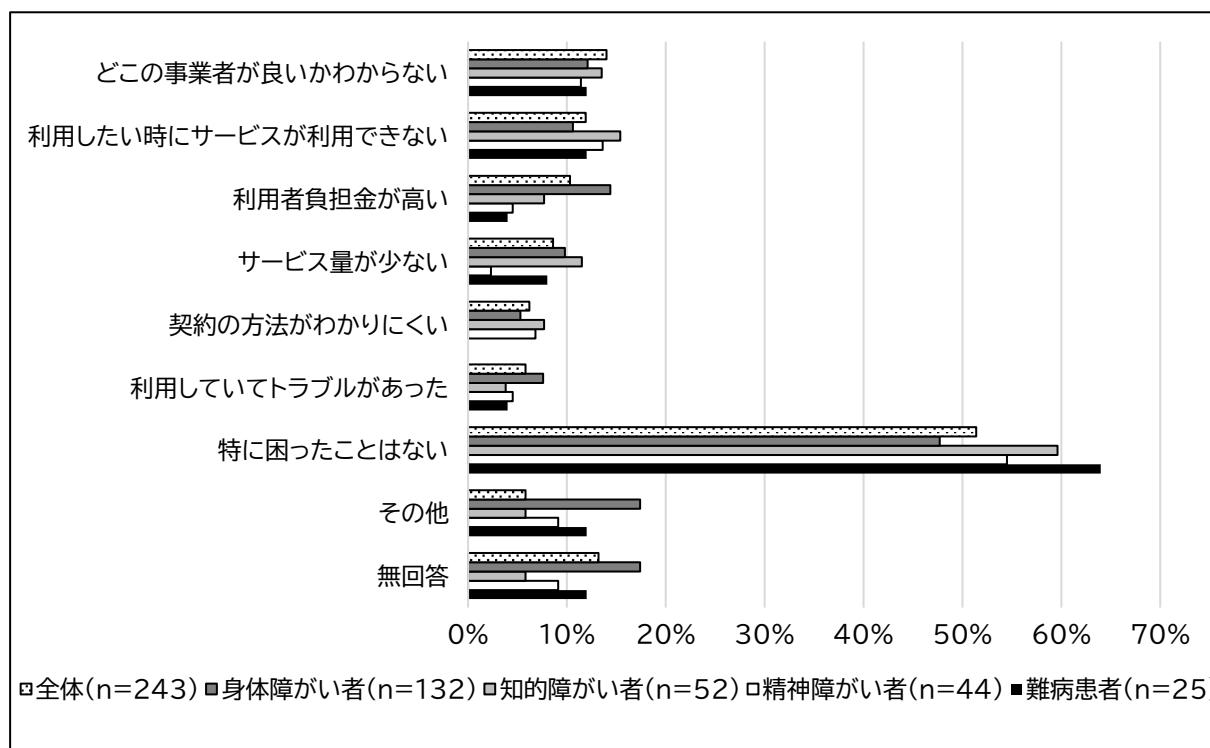


■福祉サービスを利用して良かったこと



□全体(n=243) □身体障がい者(n=132) □知的障がい者(n=52) □精神障がい者(n=44) ■難病患者(n=25)

■福祉サービスを利用して不便なことや困ったこと

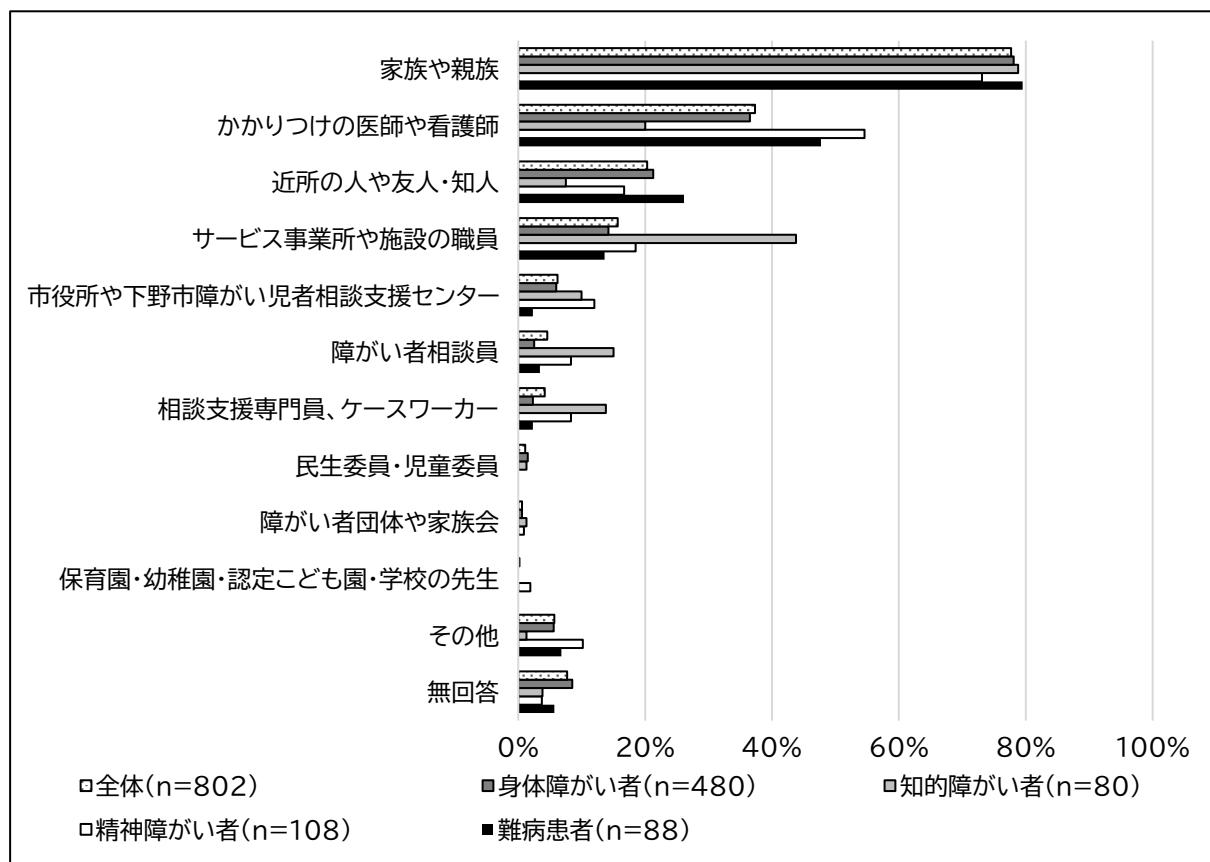


福祉サービスを利用して良かったことについては、全体では「生活リズムが整い、規則的な生活が送れるようになった」が 41.2%で最も高く、次いで「家庭で介護する人の負担が減った」が 39.5%、「外出する機会が増えた」が 32.9%となっています。

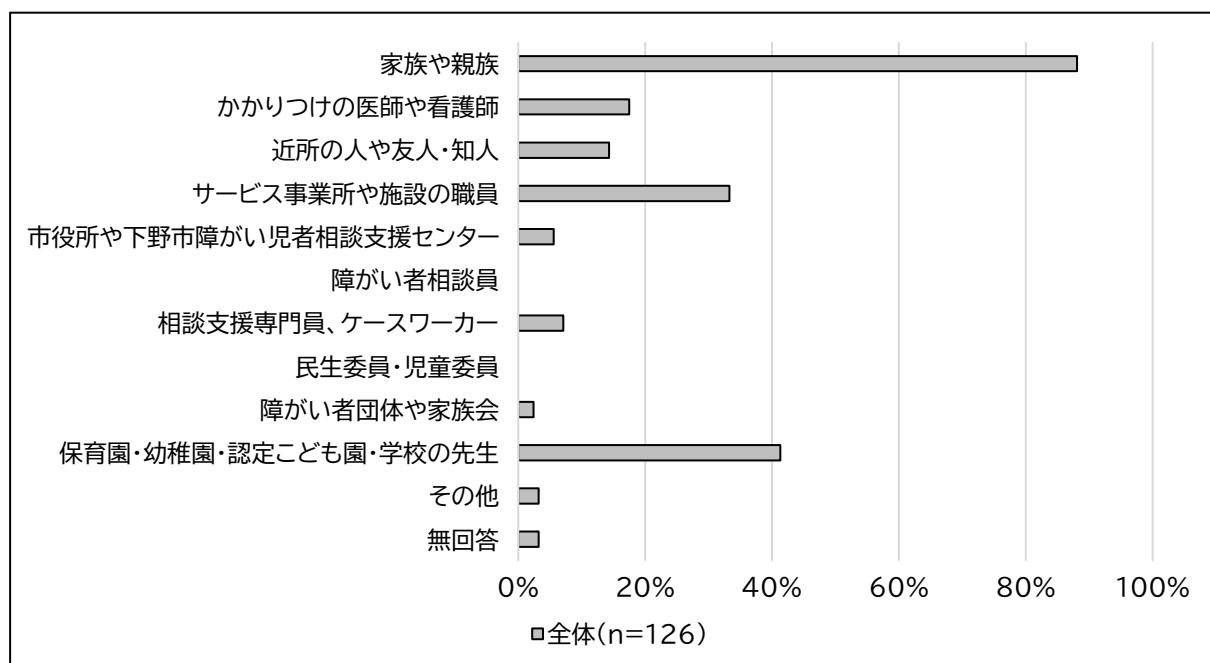
一方、福祉サービスを利用して不便なことや困ったことについては、全体では「どこの事業者が良いかわからない」が 14.0%、「利用したい時にサービスが利用できない」が 11.9%となっています。

相談及び情報・コミュニケーションに関すること

■悩みや困りごとの相談先（障がい者）

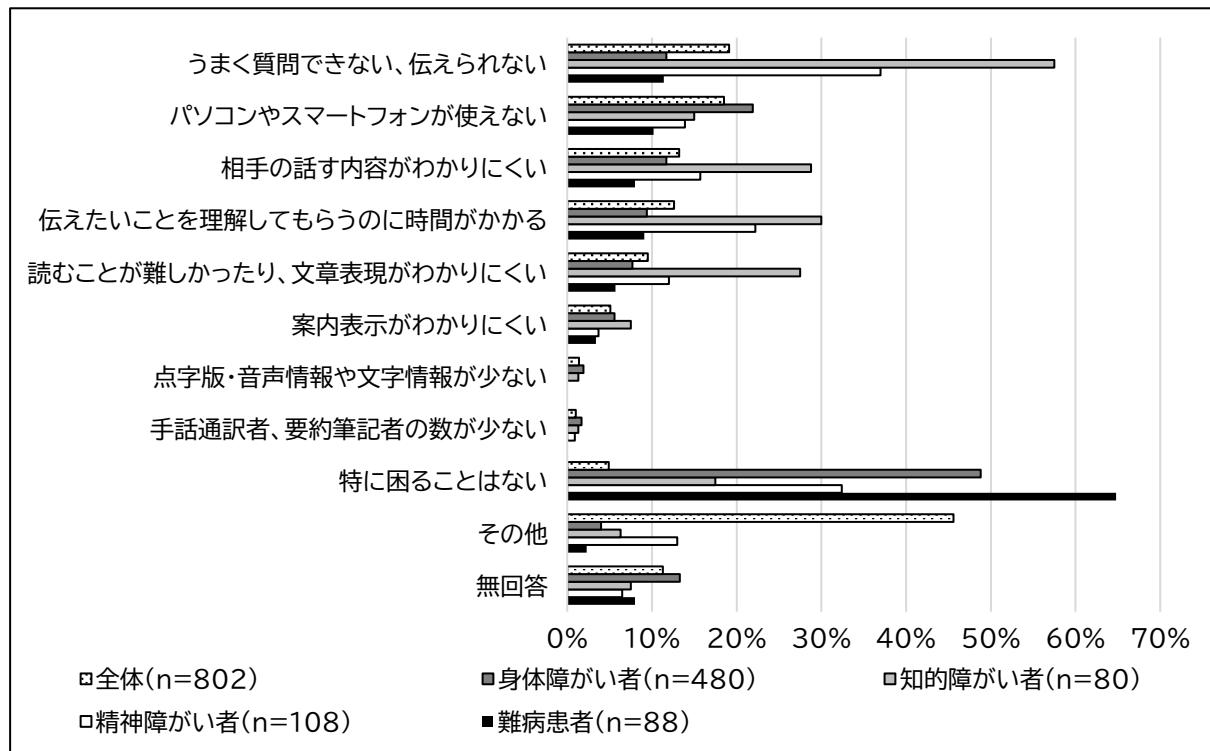


■悩みや困りごとの相談先（障がい児）

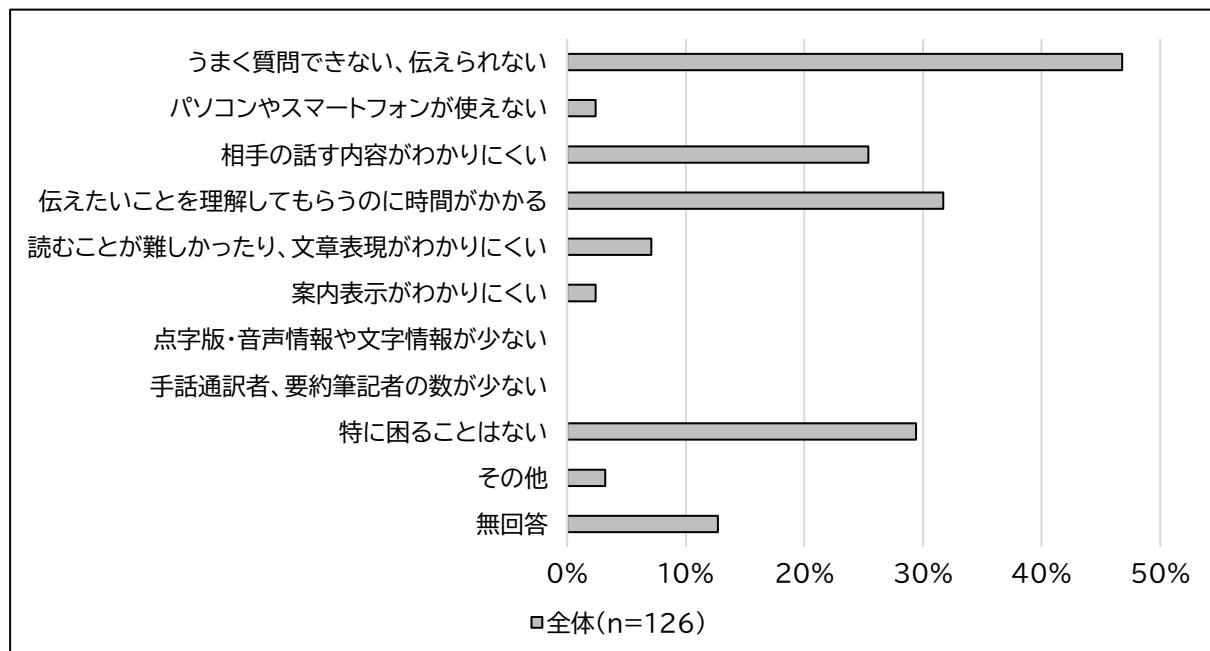


悩みや困りごとの相談先については、「家族や親族」や「かかりつけの医師や看護師」などに加え、「サービス事業所や施設の職員」や「保育園・幼稚園・認定こども園・学校の先生」など生活に身近な方が多くなっています。

■情報入手やコミュニケーションをとるときに困ること（障がい者）



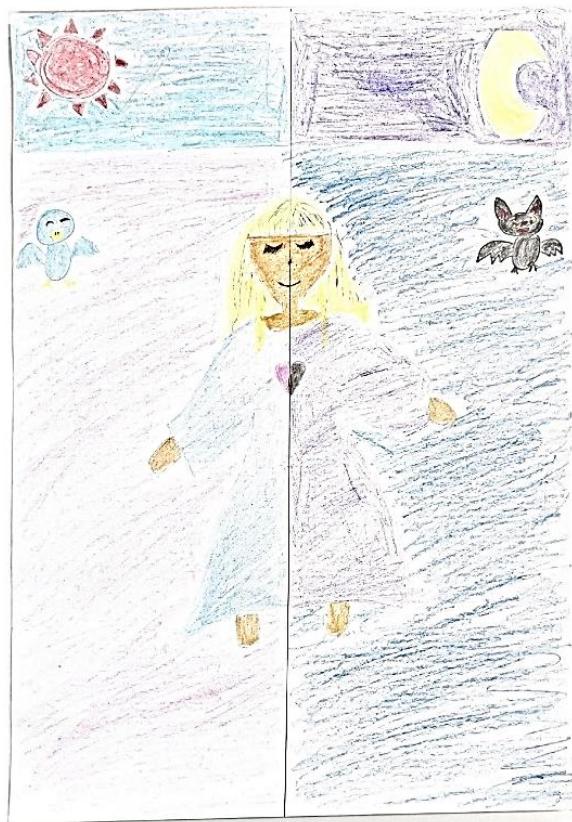
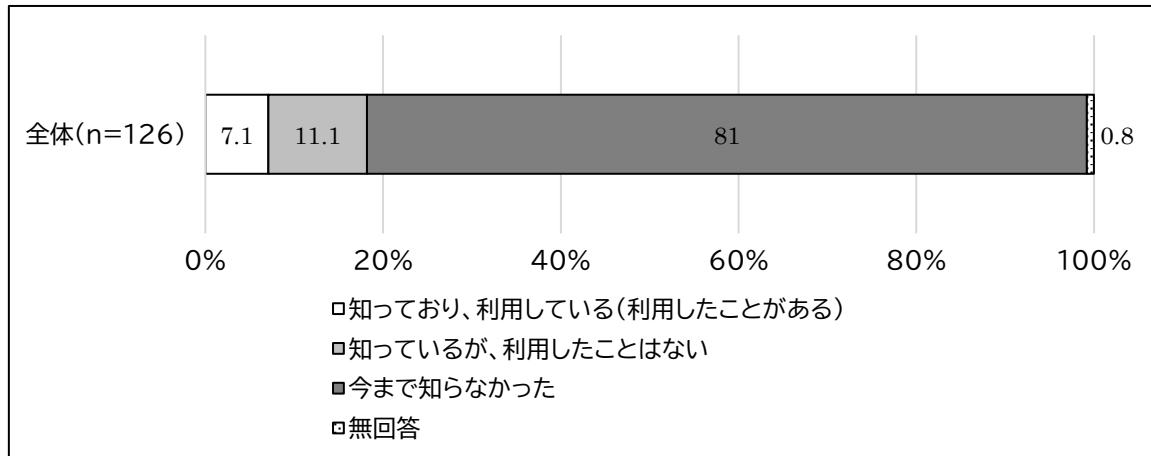
■情報入手やコミュニケーションをとるときに困ること（障がい児）



情報を入手したり、コミュニケーションをとる上での困りごとについては、知的障がい者・障がい児では、「伝えたいことを理解してもらうのに時間がかかる」「うまく質問できない、伝えられない」「案内通知などを読むことが難しかったり、文章表現がわかりにくい」「相手の話す内容がわかりにくい」の割合が、他の障がい種別と比べて高くなっています。

■お子さんのサポートファイル「かけはし」の認知度

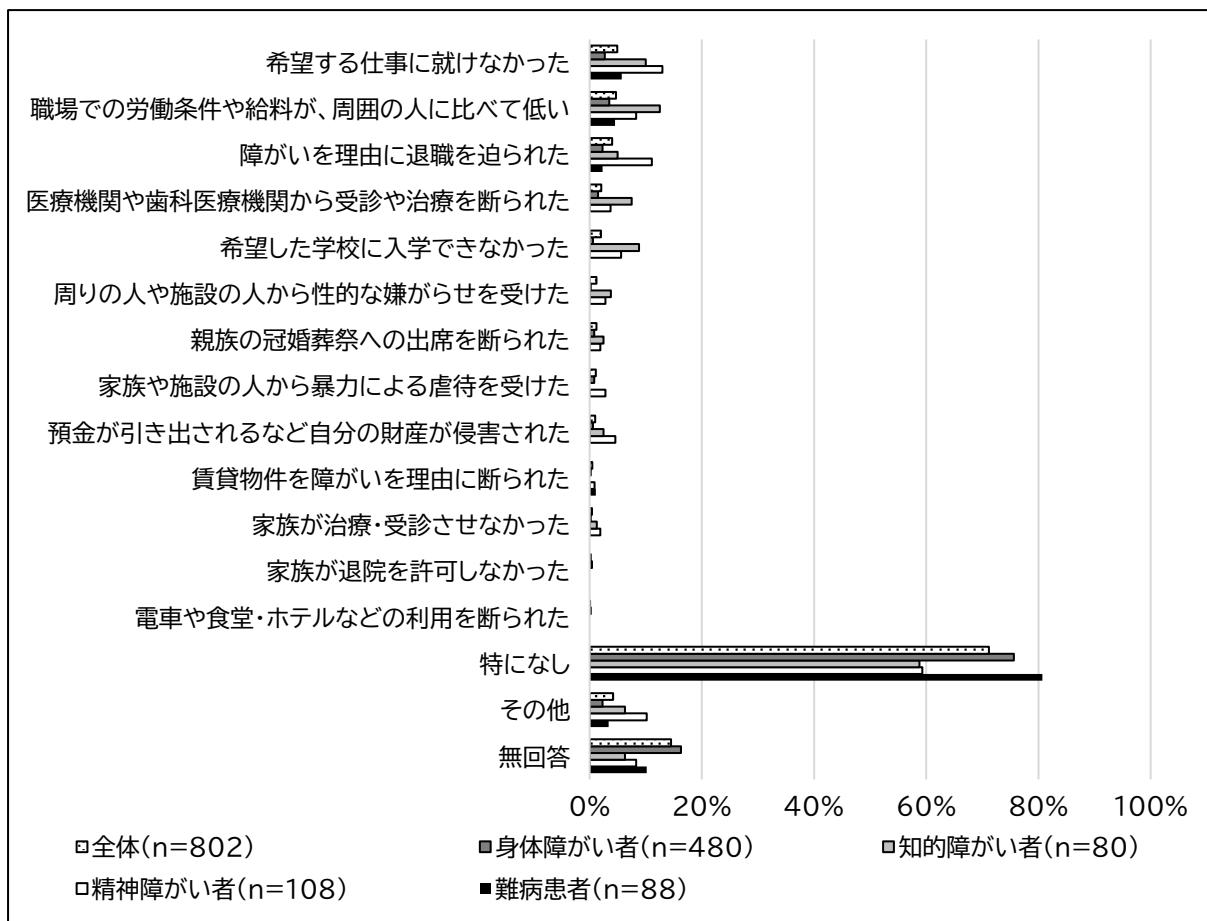
お子さんのサポートファイル「かけはし」の認知度については、「今まで知らなかつた」が81.0%で最も高く、次いで「知っているが、利用したことはない」が11.1%、「知っており、利用している（利用したことがある）」が7.1%となっています。



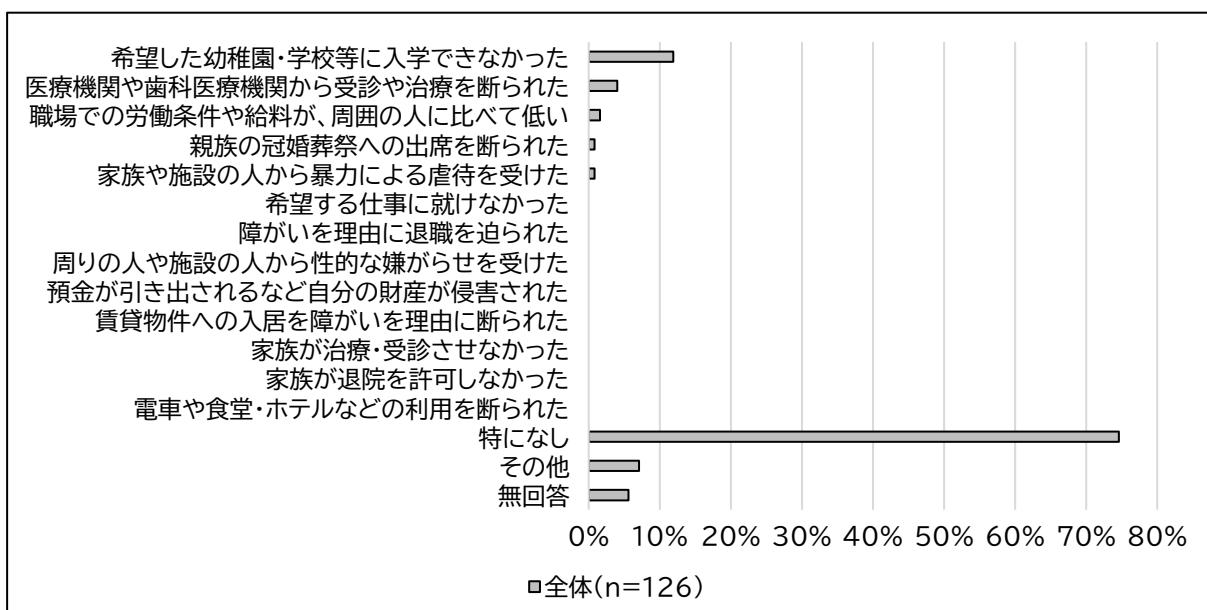
題名「善の心、悪の心」
就労継続支援 B型事業所 Enishi 利用者作

権利擁護に關すること

■障がいがあることが原因による差別的対応の経験（障がい者）

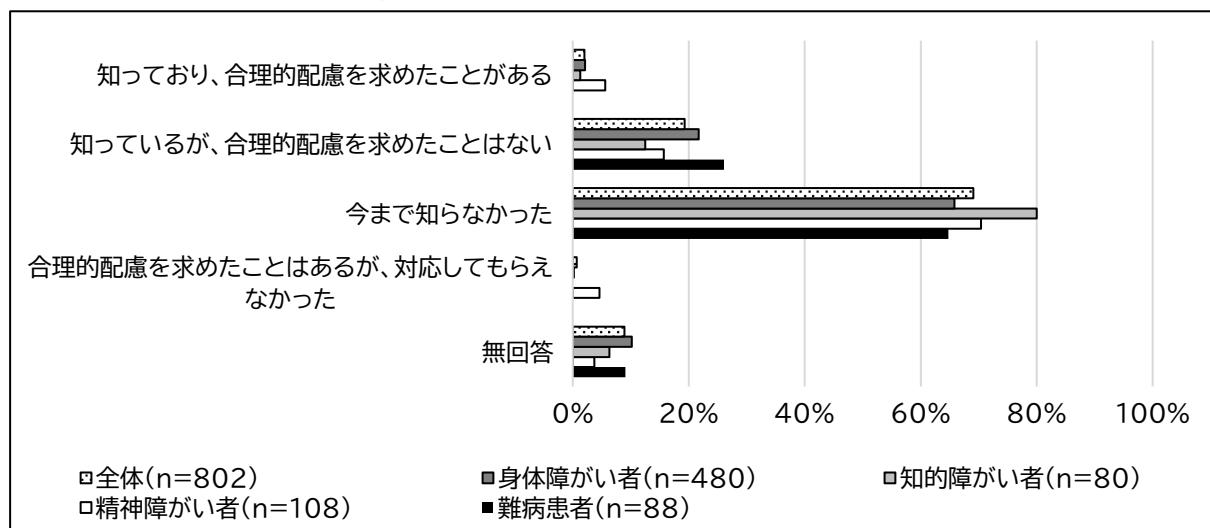


■障がいがあることが原因による差別的対応の経験（障がい児兒）



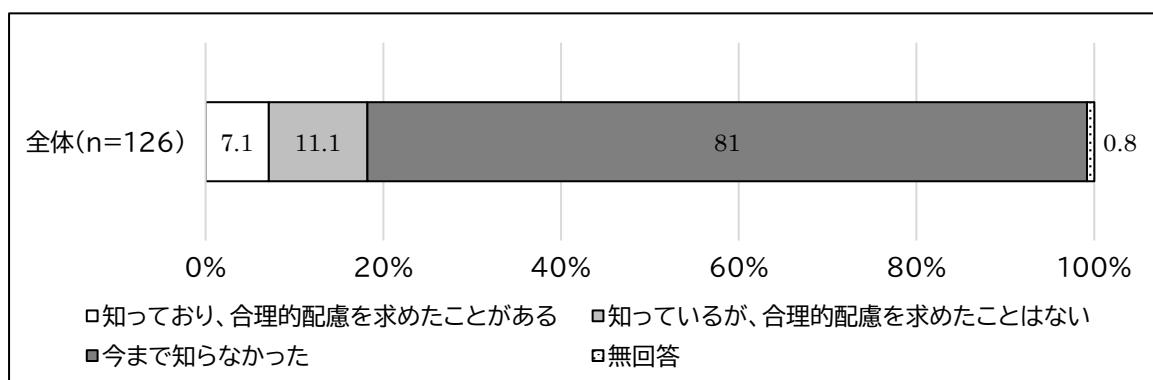
障がい者では、約1割の方が学校や職場、外出先において差別を受けたことがあります。障がい児では約2割の方が幼稚園や保育園、学校で差別を受けたことがあると回答しています。

■合理的配慮の認知度（障がい者）



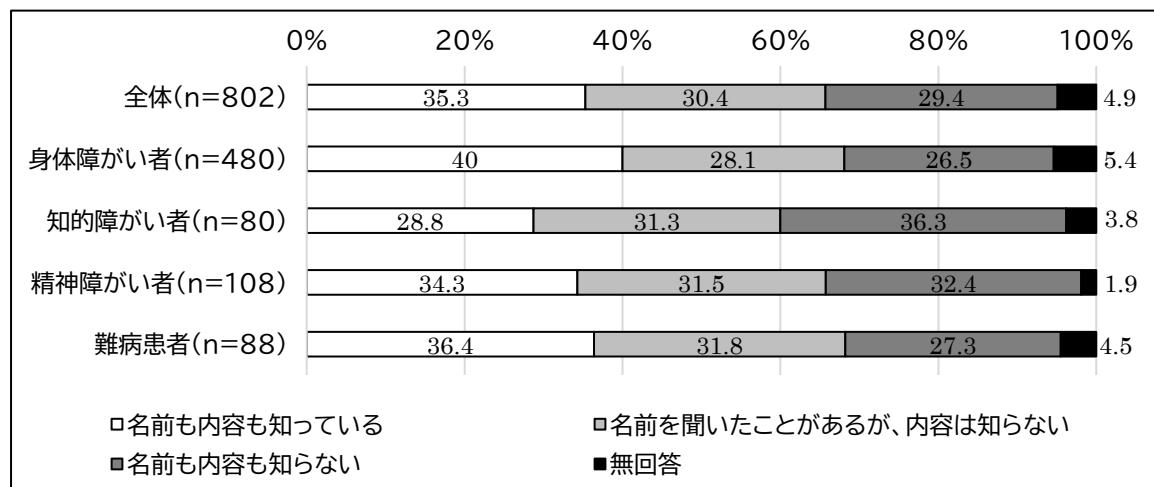
■合理的配慮の認知度（障がい児）

合理的配慮を知っているか、また合理的配慮を求めたことがあるかについては、障がい者・障がい児において「今まで知らなかった」が最も高くなっています。



■成年後見制度の認知度

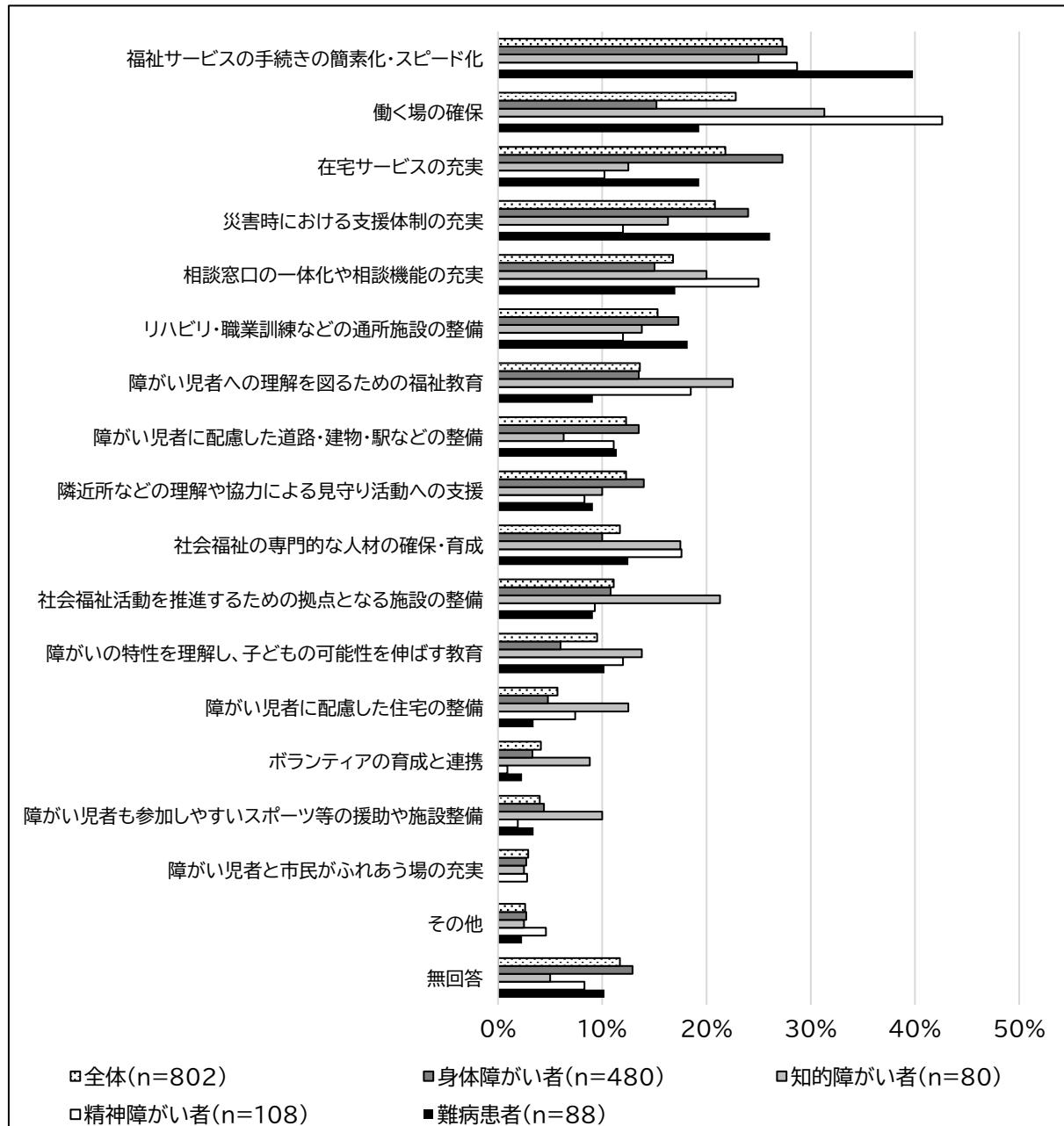
成年後見制度の認知度については、全体では「名前も内容も知っている」が35.3%で最も高くなっていますが、「内容は知らない」と答えた方は合わせて約6割となっています。



福祉のまちづくりについて

■ 障がい者にとって住みよいまちをつくるために必要なことについて

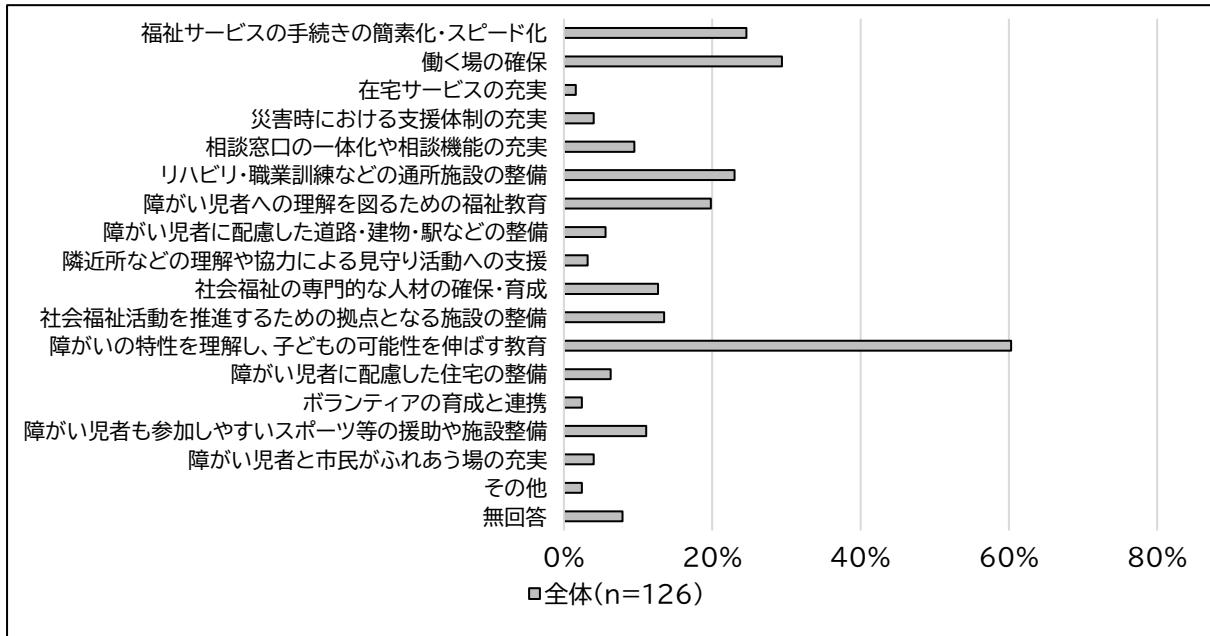
障がいのある人にとって住みよいまちづくりをするために必要だと思うことについては、全体では「福祉サービスの手続きの簡素化・スピード化」が27.3%で最も高く、次いで「働く場の確保」が22.8%、「在宅サービスの充実」が21.8%となっています。



■障がい児にとって住みよいまちをつくるために必要なことについて

障がい者においては、福祉サービスの手続きの簡素化や災害時の支援体制の充実、働く場の確保と在宅サービスの充実を求める声が上位に挙げられています。

障がい児においては、子どもの可能性を伸ばすような教育や将来働く場の確保、リハビリ・生活訓練施設の整備と、将来の自立を見据えた教育と福祉の充実を求める傾向が強く表れています。



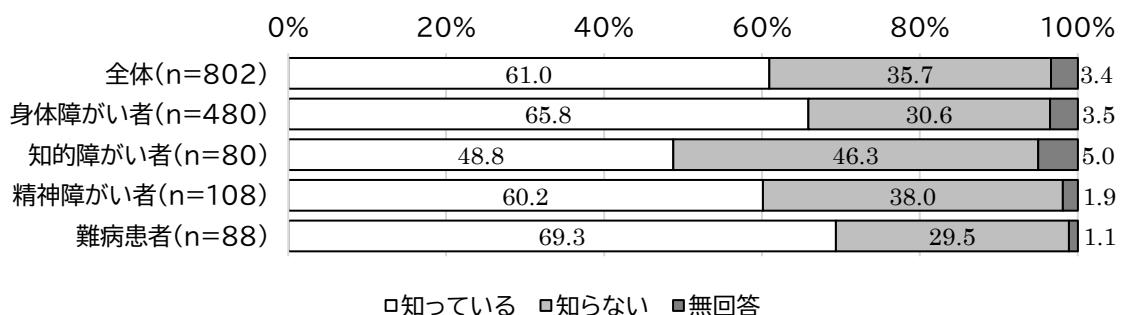
災害時の避難等に関するここと

■自分の住んでいる地域の避難所について

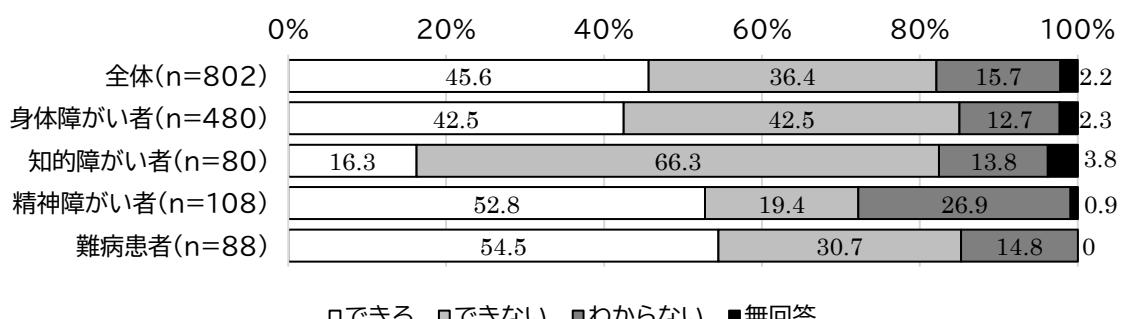
自分の住んでいる地域の避難場所を知っているかについては、全体では「知っている」が61.0%、「知らない」が35.7%となっています。

障がい種別でみると、「知っている」は、身体障がい者が65.8%、知的障がい者が48.8%、精神障がい者が60.2%、難病患者が69.3%となっています。

◆避難場所を知っているか(障がい者)

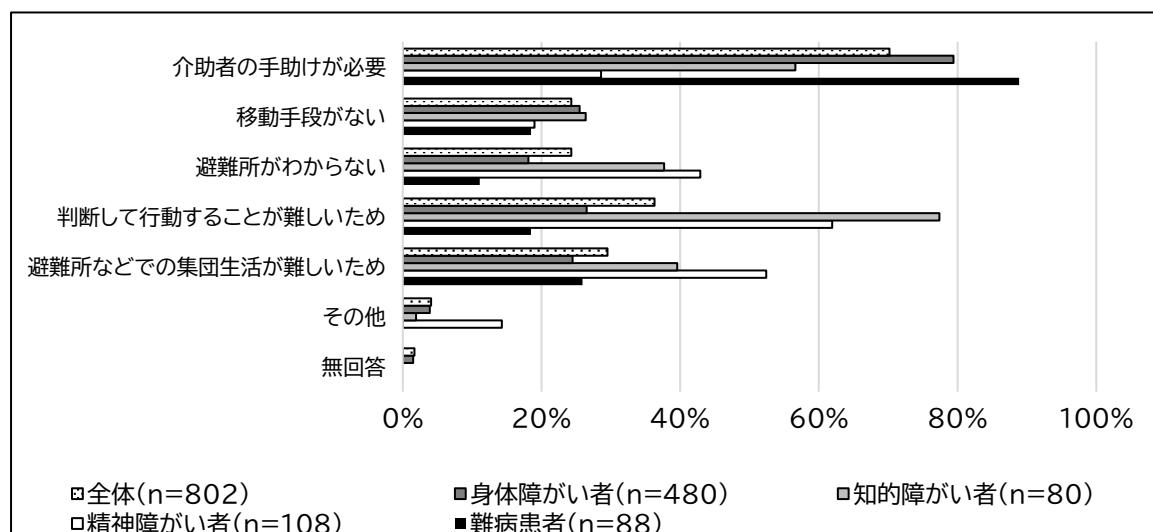


◆一人で避難できるか(障がい者)

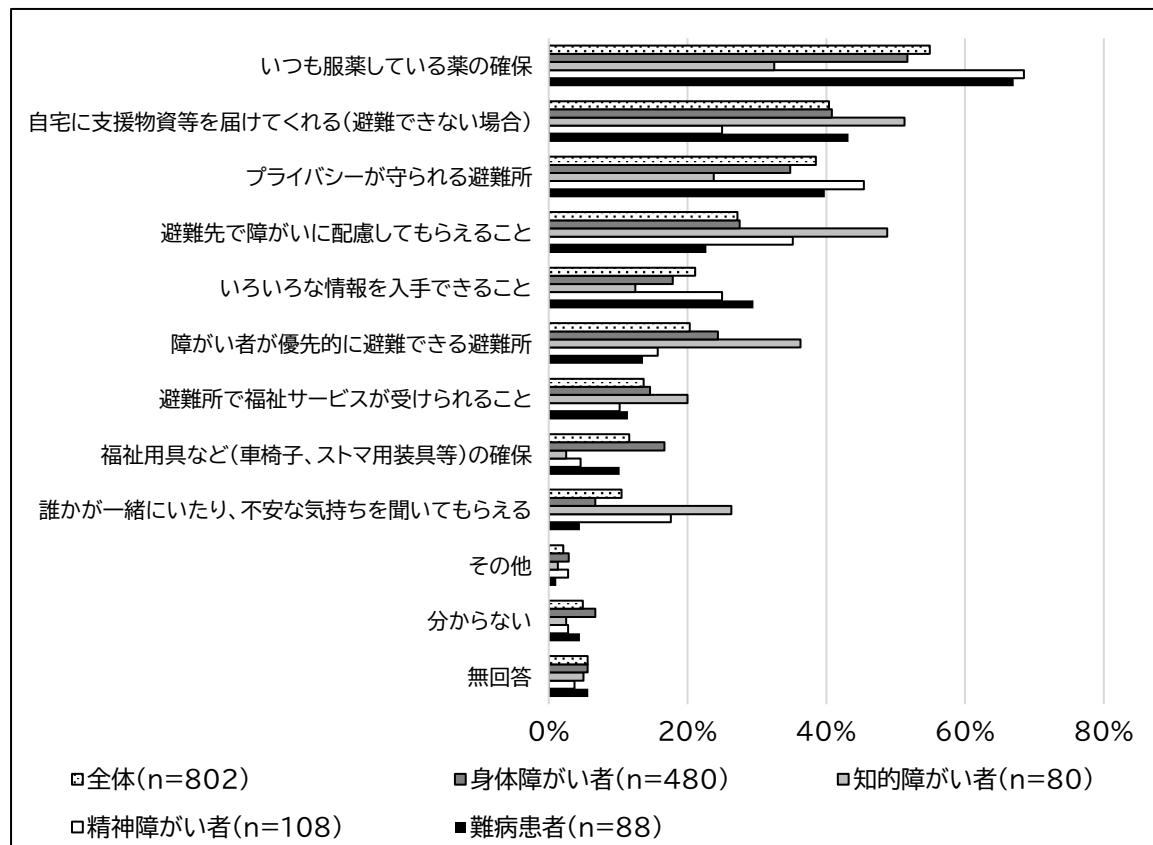


■一人で避難できない理由（障がい者）

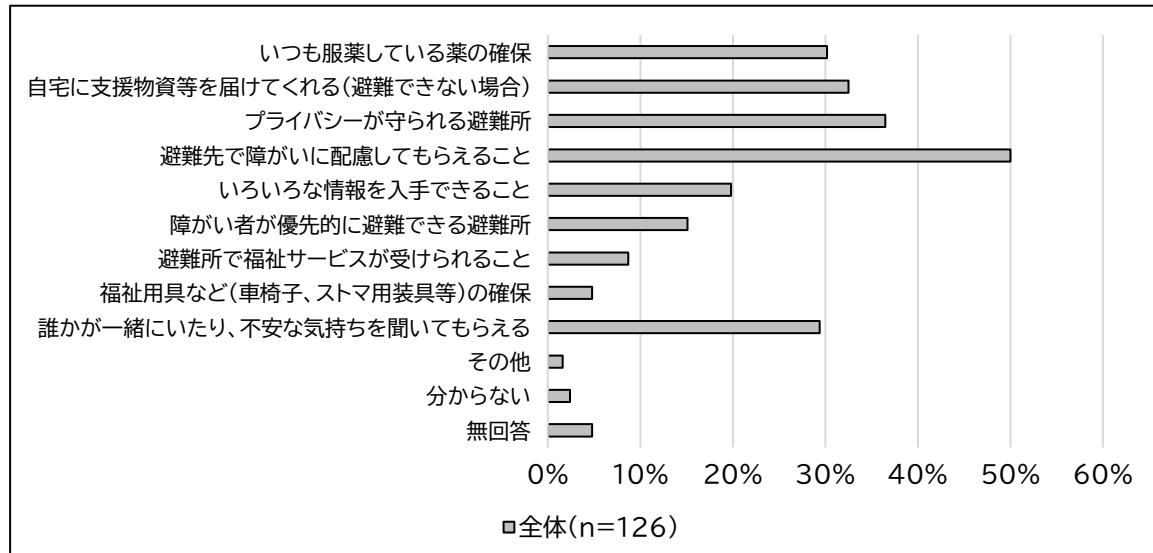
一人で避難ができない理由については、全体では「介助者の手助けが必要」が70.2%で最も高く、次いで「判断して行動する事が難しいため」が36.3%、「避難所などの集団生活が難しいため」が29.5%となっています。



■災害時に必要だと思う支援（障がい者）



■災害時に必要だと思う支援（障がい児）



災害時に必要だと思う支援については、障がい者では「いつも服薬している薬の確保」が 54.9%で最も高く、次いで「自宅に支援物資などを届けてくれること（避難できない場合）」が 40.4%、「プライバシーが守られる避難所」が 38.5%となっています。

障がい児では、「避難先で障がいに配慮してもらえること」が 50.0%で最も高く、次いで「プライバシーが守られる避難所」が 36.5%、「自宅に支援物資などを届けてくれること（避難できない場合）」が 32.5%となっています。

④アンケート自由意見の概要（主要な意見を集約）

【障がい者】

障害福祉サービス等について（充実・不足等に関すること）
もう少し福祉サービスを充実した市にしてほしい（車椅子や装具などの補助）。
車椅子の方が、もう少し通りやすい設備にしてほしい。通勤、通学が可能な支援制度を設けてほしい。避難場所では、感染のリスクが高い方へのコロナ感染予防の充実。
就労継続支援 A 型、グループホームを増やしてほしい。
介助者が高齢のため、今後孤立する障害者が増えると思うので、住居と経済的な支援を充実させてほしい。
グループホームや入所施設が増えることを希望します。
精神障がい者という事で差別を受けてきました。普通の人見えても日常で苦しんでいます。ヘルパー事業所等に向けて、研修等を強化してほしいです。医療費を助成してほしいです。石橋地区に保育園、幼稚園、こども園を増やしてください。
私はあまり外出をすることなくあまり健康的とはほど遠い生活になってしまっています。自分の好きなことならば外に出ようと思えるので、同じような趣味の人達が集まれる空間が欲しいなと感じます。これは、障がいの人に限らない普通の人ともコミュニケーションが図れるものが良いなと考えます。
就労継続支援の B 型は多いが、A 型はあまりないので増やしてほしい。
今受けている介護保険による機能訓練で、なるべく筋力・体力の温存を図り、長い期間自立した生活ができるよう心掛けたいと思う。その人に合った訓練が 70 才を過ぎたら継続して受けられる機会を提供してもらえばと思う。
障がいが重度の場合、質問の内容に返答が難しい。グループホームも軽度の場合が多く、安心してショートステイも含め利用できる施設がとても必要です。
このアンケートに回答する時間さえ、確保するのが難しいくらい、介助者は忙しくて疲れています。障害者本人もそうですが、間にもあったように、介助者が倒れてしまわない様な支援を願います。
自宅の改装等は費用もかかり大変です。障がい者（車いす用）が住めるホーム（有料安価）が増えるといいです。
短期入所できるところが少ない。介護者に何かあったときにすぐにに対応できるように入所施設を増やしてほしいです。
障害のある方、難病のある方で受けられるサービス、福祉制度をわかりやすくまとめてもらえたとありがたいです。
医療・介護サービス、施設入所がスムーズに出来るように配慮してほしい。

障がい児・者への理解について

中途難聴者にとってマスク世界は閉ざされた社会でした。私はまだ周りの理解もありマスクを外して話してくれたり、文字起こしアプリを使用したり出来ましたが、本当に大変でした。難聴者でも手話が出来ないの方が多い事を知ってもらえるとありがとうございます。

精神障害の方は孤独です。相談窓口、1人で悩まずに相談等の広報記載はとてもありがたいですが、引きこもっている方は相談に行く事、電話する事も難しいと思われます。こちらからは何か働きかけることが出来たら自殺も無くなってくれるのではと思います。

障がい者への偏見をなくして欲しい。地域の人との日常の交流がほとんどない（障害の有無に関係なく）。

障がいのある人達の感動的な活動事例など、全国的、世界的な範囲の中で紹介して頂き、参考にしてみんなで良い方向に成長していきたいものです。

他人からわかりにくい発達障害がある（音に敏感・光・人混み・コミュニケーションが苦手）人への援助について市の体制がわからない。現在、母親と生活しているが、高齢になっていくため不安。栃木県には大人の発達障害（実際は子供から）を継続してみてくれるところがなく東京まで受診している。

障がいのタイプの違いに理解が必要であると思います。身体・知的・精神でひとまとめにしないでほしい。

災害時への対応等について

難聴なので、災害時の誘導アナウンスが確実に届く方法にしてほしい。強迫性障害による不潔恐怖があるので、避難所では配慮が欲しい。

障がい者が社会参加するためには交通の利便が必要です。第一に身近に移動できるものを確保したいです。災害時の移動について具体的に（ことばは忘れましたが）周知していただきたい。行動、練習、訓練を望みたい。

他市の防災ラジオで聴覚障がい者向けの「文字表示機能付防災ラジオ」があれば、避難情報・防災情報・市からのお知らせするの文字表示の情報が来ればあります。下野市もFMゆうがおの文字表示を付けて欲しい。

趣味などの活動や教室などへの参加について

椅子に座って出来る趣味、運動。気候が良くなったらどこか出かけてみたい。

車椅子で出来るスポーツを、下野市内でしたいので（ボッチャやパラ卓球等）。レクリエーション行事を充実してほしいです。

数年前まで放送大学の学生として宇大内にある栃木学習センターに酸素吸入のボンベを引きながら通学した。全盲の人、脳性マヒで車イスの人等、皆さん頑張っておられた。センターの職員さんの配慮で楽しい時間を過ごせ卒業もできた。下野市でも「市民大学」どうか。

目の不自由で出来ることはほぼありません。やりたいことは、コンサートに行って楽しみたい。妻が付き添いできない時も信頼できる方々と一緒にコンサートのうたを楽しみたいです。同行者が欲しい。

【障がい児】**経済的な内容について**

今後、子ども手当が所得制限撤廃になりますが、福祉物品の購入に際しても、所得によって補助をしないということをなくしてほしい。

障がいを持っている人に対し、行われている手当等ありますが、所得制限により受けられないケースが多くあります。これは市に対してというより国に対してなのかもしれません、その障がいに対して必要となるお金のはずなので、その人本人に必要なお金であり、その人を介護する人の所得で判断すべきではないと思います。所得制限がなくなればいいのにと常々思います。一般の方にはわからないと思いますが、障がいをもつ子を育てるには、介護していくにはお金がかかる事をわかってほしいです。

道路、施設のバリアフリー、交通機関の充実について

車イスの駐車スペースを増やしてほしい（道の駅等）。スロープ等の設置。

障害をもつ子やその保護者が周りの目を気にせず遊べる場所、段差や坂などなく、歩行が安定していない子供でも安全に遊べる公園や屋内施設がほしいです。

歩道がなく、道路がボコボコ、歩道があっても雑草が生い茂っていて歩けない。住宅街、自動車の速度が速く、怖い。

障害福祉サービス等について（充実・不足等に関すること）

下野市では、放課後等デイサービスの利用施設の制限がないためとても助かっています。その反面、もう少し施設が増えたらもっとよいのではと感じることもあります。将来的に成人に近づく時の就労先や施設が少ないため、先輩ママさんより大変さをよく耳にします。早め早めにと言われますが、わからないことが多い、いつからどうしたらよいのか、先の見えない不安になることもあります。そういう情報発信などもしていただけたら嬉しいです。

現在栃木の学校（特支校）まで通学していますが、通学を福祉タクシー（1回5,000円以上）で通っています。当たり前のことを当たり前にできる社会になってほしいと願います（医ケアがあっても学校適の子どもを通学できる社会に）。

支援が受けられる施設が増えたり、制度があったりすることは勿論、どんどん増築していってほしいですが、交流する場や、本人が楽しめることやその親御様が交流し合える場やコミュニティもあると輪ができる嬉しい。

タクシー券が一度に1枚しか使えないとい支払いが多くて、結局使わなくなってしまうので、他市のように一度に4枚使えたりすれば、利用する人がもっと増えると思います。また、障害をもつ子の親は、通院でかなりガソリンを使うので、タクシー券かガソリン券が選べるようになるといいなと思っています。

就労施設A型がない。駅の近くなど通いやすい場所などにあるといいと思う。

体制の確立までは、非常に時間がかかるかもしれません、一様にみなすのではなく“本人の特性にあう”ということを大切に、通学先、就職先、できる人は資産の形成など、保護者と相談し、生きていくようにすることが将来にわたる自立を促す事と考えています。そのようなケアを希望します。個人の面談や特性に合わせた就職先協力の拡大、住居の整備など…。

将来働く事になったとき働く場所が限られるように感じた（就労AやB）。障害者（知的）の働く場所が多くあると嬉しい。現在の支援（放デイの利用、学校の対応）は満足している。

下野市は発達障害児への支援が手厚いと感じています。乳幼児健診から2次健診→療育までの流れもわりと早く専門の医療機関や療育施設も充実していてとても助かりました。おかげで早期から療養できかなり改善しました。ありがとうございます。

発達障害と言ってもグレーに近く、出来ることも多いですが困りごとも多く、やはり普通の子とは違います。そういったグレーに近い子にも希望が持てるような（進路や就職）機会や施設があるとありがたいです。また、親も少しリフレッシュできるような何かあれば少し頑張れるかなと思います。

慣れ親しんだ地域の中で暮らせる様にグループホームがもっと市内にできると良いです。実習先への送迎に苦労したので（親が仕事を2週間×2回/年、2年で8週間休まなければならぬ）。ファミサポなりヘルパーさんなり高等部生も使えると良いです。

療育・教育について

発達が遅い子でも受け入れてくれる保育園や幼稚園の情報を、簡単に入手できるようになると嬉しいなと思います。

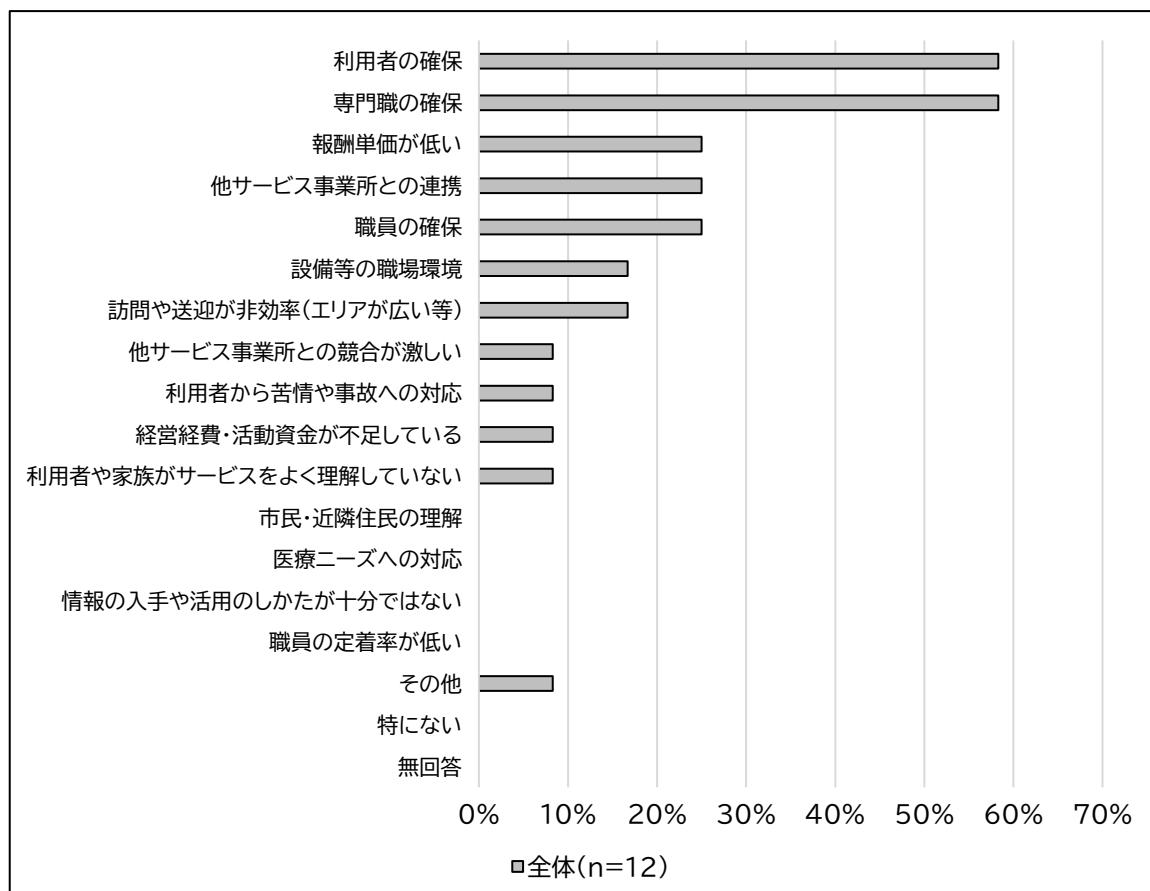
市長や議員に福祉施設や支援学級、支援学校を見学していただきたい。現状や課題が見えてくるとともに、利用している人や、その家族と話し合いの機会があると尚良いと思う。

5歳健診で発達の遅れが分かったが、小学校前までしか無料の療育は利用できない。可能であれば小学校低学年までのフォローや放課後等デイサービスを多く利用できたらいいと思う。早く気づけたら良かったが5歳からだと1年ぐらいしか療育期間がないのもったいない。

幼稚園や保育園での加配の先生の確保。また、加配の先生がなるべく毎年変わらないようにするべきだと思います。発達障害の子は変化が苦手です。その子の成長を長い目で見てあげられる体制。また信頼関係を結んだにもかかわらず違う環境に変化してしまうのは築き上げた成長に影響があるように感じます。なるべく同じ先生が長い目で支援できる体制が必要だと思います。

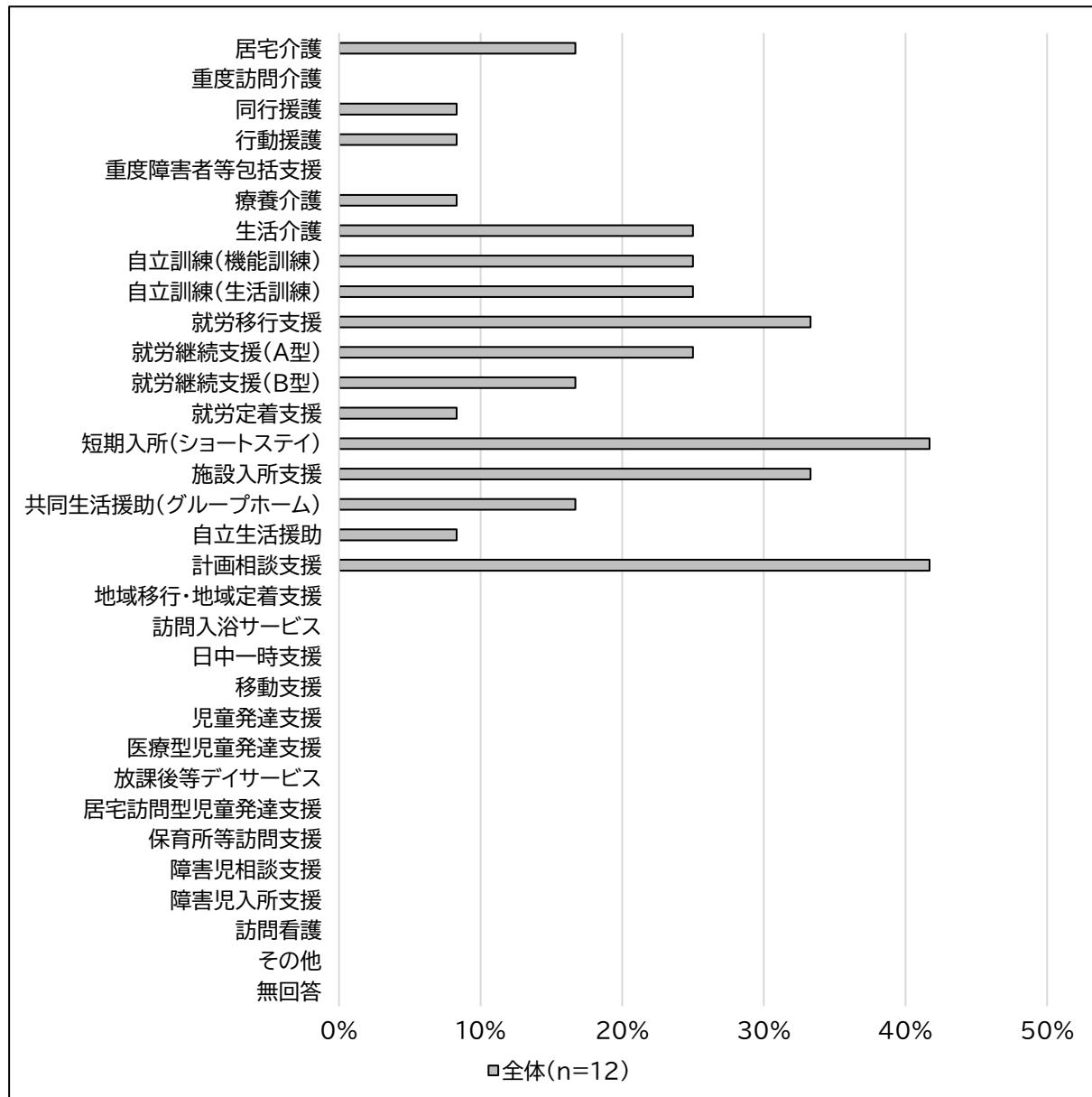
⑤障害福祉サービス等事業所調査結果

事業所の運営上の課題



運営上の課題については、「利用者の確保」「専門職の確保」がともに 58.3%で最も高く、次いで「報酬単価が低い」「他サービス事業所との連携」「職員の確保」がともに 25.0%となっています。

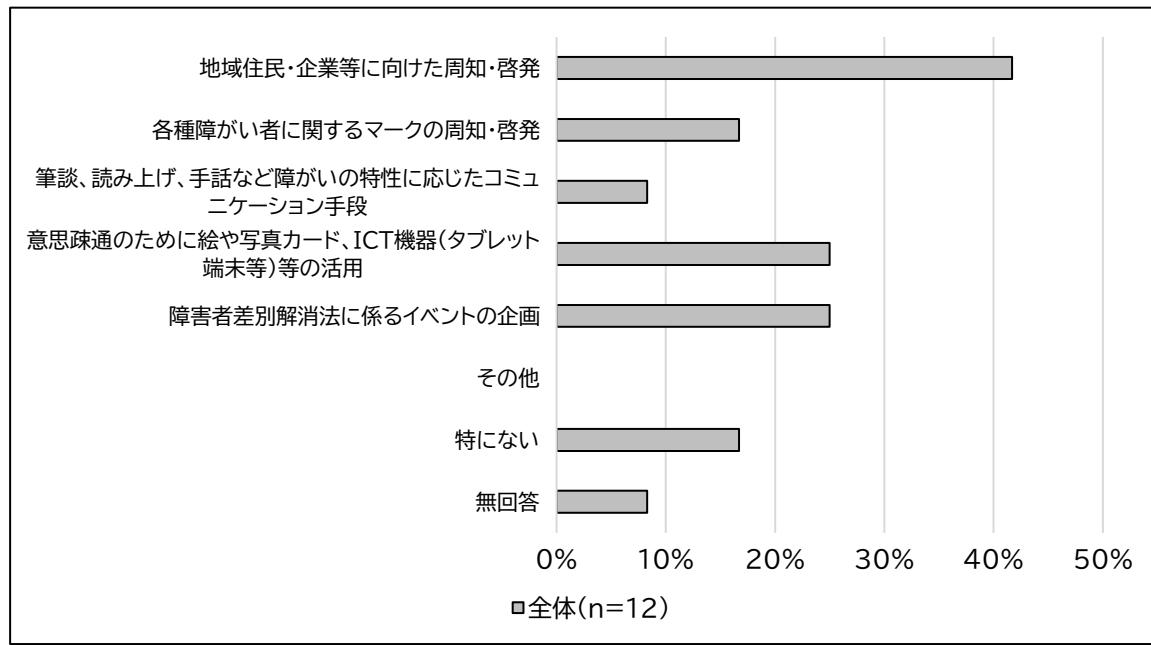
不足していると思われるサービスの種類



不足していると思われるサービスの種類については、「短期入所（ショートステイ）」「計画相談支援」がともに41.7%で最も高く、次いで「就労移行支援」「施設入所支援」がともに33.3%、「生活介護」「自立訓練（機能訓練）」「自立訓練（生活訓練）」「就労継続支援（A型）」がともに25.0%となっています。

障がいのある方の差別解消について

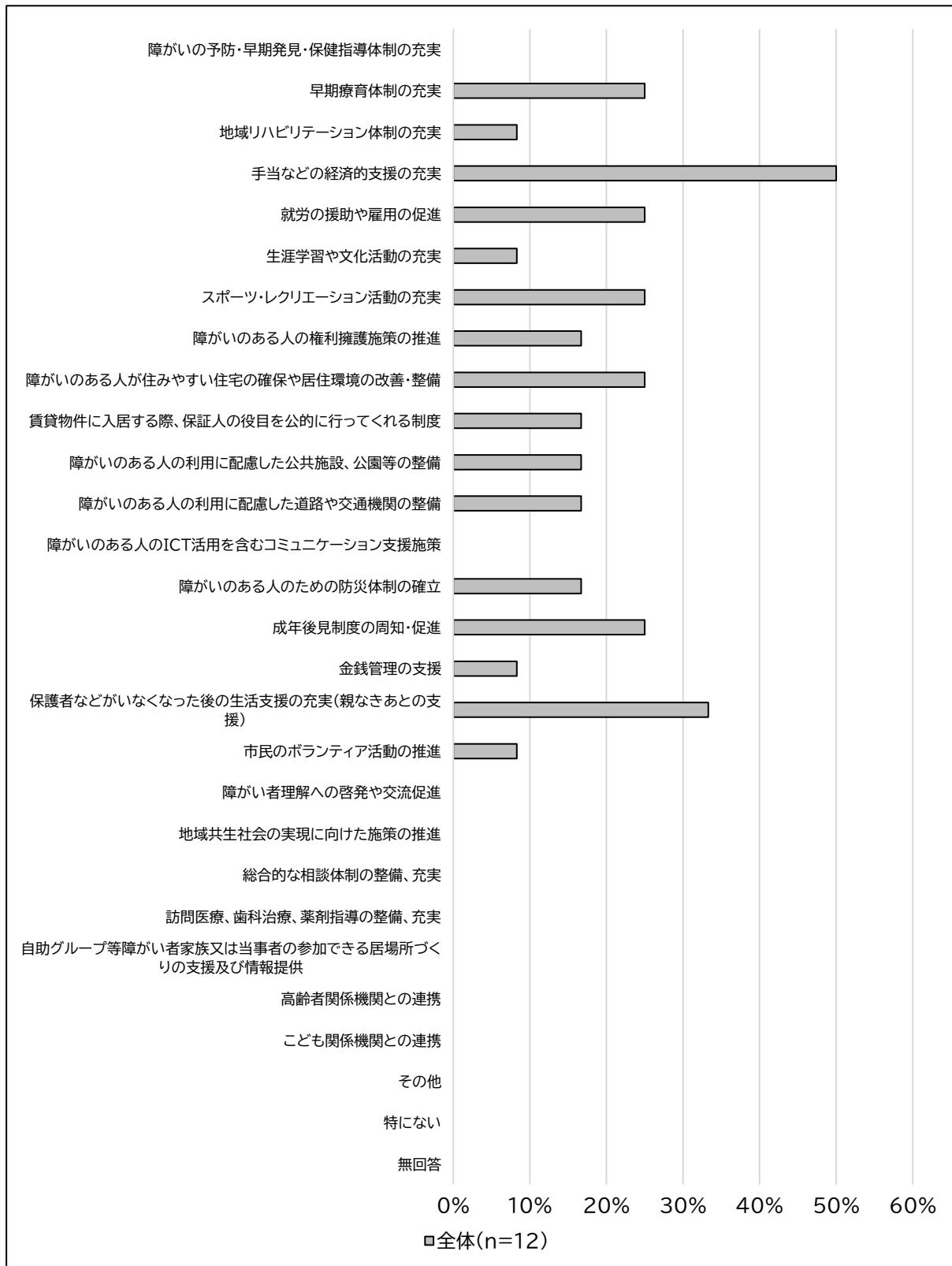
社会的障壁の除去に向けて、合理的配慮を進めていくために必要なこととして、「地域住民・企業等に向けた周知・啓発」が41.7%で最も高く、次いで「意思疎通のために絵や写真カード、ICT機器（タブレット端末等）等の活用」「障害者差別解消法に係るイベントの企画」がともに25.0%、「各種障がい者に関するマークの周知・啓発」「特にない」がともに16.7%となっています。



題名「Everyday with a smile☺」
重症児ティサービス DAIJI 作

障がい福祉施策の充実に向けて必要なこと

「手当などの経済的支援の充実」が 50.0%で最も高く、次いで「保護者などがいなくなった後の生活支援の充実（親なきあとの支援）」が 33.3%となっています。



3 障害福祉サービスの提供状況

障害福祉サービス及び障害児通所サービスの実績については次のとおりです。

(1) 障害福祉サービス

サービス種別	単 位		令和3年度 (実 績)	令和4年度 (実 績)	令和5年度 (見込み)
訪問系サービス合計	利用時間	時間/月	2,138	2,345	2,199
	利用者数	人/月	99	102	102
居宅介護	利用時間	時間/月	1,335	1,137	1,083
	利用者数	人/月	88	91	91
重度訪問介護	利用時間	時間/月	717	1,121	1,027
	利用者数	人/月	2	3	2
同行援護 (視覚障がい者)	利用時間	時間/月	29	28	39
	利用者数	人/月	4	4	5
行動援護	利用時間	時間/月	57	59	50
	利用者数	人/月	5	4	4
重度障害者等 包括支援	利用時間	時間/月	0	0	0
	利用者数	人/月	0	0	0
生活介護	利用日数	日/月	2,791	2,718	2,807
	利用者数	人/月	141	139	141
自立訓練 (機能訓練)	利用日数	日/月	0	0	0
	利用者数	人/月	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	利用日数	日/月	93	71	47
	利用者数	人/月	5	4	2
宿泊型自立訓練	利用日数	日/月	31	76	82
	利用者数	人/月	1	3	3
就労移行支援	利用日数	日/月	103	142	152
	利用者数	人/月	6	8	9
就労継続支援A型	利用日数	日/月	845	802	829
	利用者数	人/月	43	42	44
就労継続支援B型	利用日数	日/月	2,452	2,704	2,644
	利用者数	人/月	139	151	145
療養介護	利用日数	日/月	243	242	212
	利用者数	人/月	8	8	7

サービス種別	単 位		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)
短期入所 (福祉型)	利用日数	日/月	191	187	212
	利用者数	人/月	14	11	13
短期入所 (福祉型強化)	利用日数	日/月	39	10	37
	利用者数	人/月	3	2	4
短期入所 (医療型)	利用日数	日/月	1	1	4
	利用者数	人/月	1	1	1
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数	人/月	66	75	77
施設入所支援	利用者数	人/月	64	60	60
計画相談支援	利用者数	人/月	95	102	108
地域移行支援	利用者数	人/月	0	0	1
地域定着支援	利用者数	人/月	0	0	0

(2) 地域生活支援事業

サービス種別	単 位		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)
理解促進研修・啓発事業	実施の有無		有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無		有	有	有
障害者相談支援事業	実施箇所数	箇所	1	1	1
基幹相談支援センターの設置の有無	設置の有無		有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無		有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無		無	無	無
成年後見制度利用支援事業	利用者数	人/年	0	0	0
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無		無	無	無
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	派遣人数	人/年	85	60	100
手話通訳者設置事業	設置者数	人/年	0	0	0
手話奉仕員養成研修事業	講習修了者数	人/年	1	2	5
日常生活用具合計	件数	件/年	1,237	1,217	1,210
介護・訓練等支援用具	件数	件/年	5	5	2
自立生活支援用具	件数	件/年	4	11	6
在宅療養等支援用具	件数	件/年	12	8	6
情報・意思疎通支援用具	件数	件/年	7	1	3
排せつ管理支援用具	件数	件/年	1,204	1,188	1,190
居宅生活動作補助用具	件数	件/年	5	4	3

サービス種別	単 位		令和3年度 (実 績)	令和4年度 (実 績)	令和5年度 (見込み)
移動支援事業	利用者数	人/年	33	36	36
	利用時間	時間/年	1,137	1,234	1,282
地域活動支援センター 機能強化事業 (地域活動支援センターⅡ型)	実施箇所	箇所	1	1	1
	利用者数	人/年	25	22	28
訪問入浴サービス	実施箇所	箇所	1	1	1
	利用者数	人/年	3	3	.2
日中一時支援事業	実施箇所	箇所	13	17	20
	利用者数	人/年	33	41	42
自動車運転免許 取得費助成	実施件数	件/年	0	0	1
自動車改造費助成	実施件数	件/年	1	0	1

(3) 障害児通所サービス

サービス種別	単 位		令和3年度 (実 績)	令和4年度 (実 績)	令和5年度 (見込み)
児童発達支援	利用日数	日/月	476	502	562
	利用者数	人/月	105	103	101
医療型児童発達支援	利用日数	日/月	21	20	30
	利用者数	人/月	2	2	3
放課後等デイサービス	利用日数	日/月	2,089	2,267	2,537
	利用者数	人/月	117	202	218
保育所等訪問支援	利用日数	日/月	0	1	1
	利用者数	人/月	0	1	1
障害児相談支援	利用者数	人/月	47	48	58

(4) その他の障害福祉サービス

サービス種別	単 位		令和3年度 (実 績)	令和4年度 (実 績)	令和5年度 (見込み)
重度心身障害者 医療費助成	助成額	千円	68,155	71,754	72,000
	登録者数	人/年	1,030	1,078	1,080
福祉タクシー券交付	助成額	千円	5,316	5,074	5,784
	交付者数	人/年	477	490	500
難病患者等福祉手当合計	支給者数	人/年	472	463	470
特定疾患	支給者数	人/年	404	397	400
小児慢性特定疾患	支給者数	人/年	68	66	70

4 第6期障がい者福祉計画の主な施策の評価について

	<p>評 価</p> <p>重度身体障がい者が住み慣れた自宅において、日常生活の支援を受けながら生活できる環境が少しずつ整いつつある一方で、単身での生活が困難な障がい者には、居住の場と日中活動としての居場所の確保が求められています。地域生活の場として、令和5年度までに市内7か所のグループホームが設置されました。今後も、居住の場とそこで働く施設従事者の確保と支援の質の向上を図っていく必要があります。また、外出支援として、福祉タクシー利用助成制度については、交付・利用枚数の見直しを行い、デマンド交通おでかけ号については、車いすの積載条件を緩和するなど、移動手段の充実と利便性の向上に努めました。</p> <p>今後は、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、長期入院者の地域移行を活性化し、精神障がい者が住み慣れた地域で生活できるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場（精神障がい者地域支援ワーキンググループ53）を活用し、「地域移行・定着支援」の利用促進となるよう支援体制の整備に努める必要があります。</p> <p>さらに、権利擁護支援について地域連携の中核機関として、下野市社会福祉協議会に設置した「成年後見サポートセンター」を活用し、成年後見制度の利用促進のため、関係機関との連携と制度の周知を図っていく必要があります。</p>
<p>2. 相談支援体制の充実</p>	<p>評 価</p> <p>高齢福祉・こども福祉・学校教育など他分野において、各課で相談しやすい環境整備に努めています。さらに、基幹機能を持つ「下野市障がい児者相談支援センター」を中心に、総合的・専門的な相談支援に努め、複雑多様化する多問題事例の検討会議を実施し、相談支援事業所と共にその対応を検討できるような場の設置・周知に努めました。令和5年度には「福祉まるごと相談窓口」を社会福祉課内に開設し、制度の狭間となる福祉に関する困りごとの相談受付を開始しました。</p> <p>また、障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行が円滑にできるよう、地域包括支援センターをはじめとする関係機関との連絡会を発足させ、課題共有や共同研修会、マニュアル作成などに取り組みました。親亡き後に備えて継続した支援ができるよう、高齢分野及び障がい分野の相互理解を深めるとともに共生型サービスについても推進し、これまで以上に関係機関との横断的連携の強化が必要です。</p>

	<p>評 価</p> <p>下野市地域自立支援協議会において、医療的ケア児等の支援協議ワーキンググループを設置し、保育施設等で医療的ケア児を受け入れるために必要な体制整備について検討を重ねてきました。令和3年度より災害対策として、人工呼吸器の自家発電機または外部バッテリーの購入助成を開始しました。今後は、医療的ケア児等の支援体制について、医療的ケア児等コーディネーターを活用し検討を進めていきます。</p>
<p>3. 障がい児 支援体制の充実</p>	<p>保健・福祉・医療・教育の連携により、切れ目のない支援を受け続けることができるよう、下野市地域自立支援協議会で作成したサポートファイル「かけはし」を活用し、幼児期から青年期までの支援を円滑に進められるよう周知・活用方法について検討していきます。令和4年度には、「特別支援ネットワーク連絡協議会」が発足し、インクルーシブ教育の推進に向け、関係部局と連携のもと、特別支援教育における支援体制整備をさらに深める取り組みを行ってきました。今後は、放課後等ティーサービスや学童保育、学校との連携を図り、共通理解のもと支援していく必要があることから、市内学校で作成している個別の教育支援計画と療育機関が作成する支援計画を共有することを検討していきます。</p>
<p>4. 社会参加の支援</p>	<p>評 価</p> <p>下野市障がい児者相談支援センターとの連携を軸に障がい者の福祉的就労および一般就労への移行を進めました。また、障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労支援事業所に通所する障がい者の工賃向上に繋がるよう、優先調達に努めました。</p> <p>下野市地域自立支援協議会就労部会において、市広報紙を活用し、就労支援事業所や一般企業に就職した方のインタビュー記事等を紹介し、障がい者雇用への理解、普及促進に努めました。また、福祉事業所等と企業との意見交換会、農福連携・ユニバーサル農業をテーマとした研修会を開催し、相互理解と関係機関等との連携強化を図りました。今後も継続して、障がい者雇用に対する理解促進に注力していく必要があります。</p> <p>手話通訳ボランティア育成のため広域での講座を開催しました。また、手話通訳者や要約筆記者の派遣事業を通じ、障がい者のコミュニケーション支援による社会参加の促進に努めました。</p> <p>今後も、地域において障がいのある人もない人も相互に理解し、様々な交流を経て社会参加が進むよう努めていくことが重要です。</p>

	評 價
5. 協働によるまちづくりの推進	<p>下野市総合防災訓練の中で、下野市避難行動要支援者対応マニュアルに基づいた訓練を実施しました。令和3年度には、障がい者や外国人にもわかりやすく安心して避難できるよう、避難所にピクトグラムや多言語シートを配備しました。また、公民館講座等にて「マイ・タイムライン」の作成について普及啓発を行いました。今後も平時より民生委員及び地域の住民と連携し、災害時における要支援者の避難対策について、関係各所と連携を図り検討していく必要があります。</p> <p>改正障害者差別解消法に基づき、差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供に関する講演会の実施、市広報紙の「障がい福祉瓦版」と題した連載、障がい福祉セミナー、しちつけ福祉塾、障害者週間等で障がい福祉に関する情報を発信するなど、周知啓発を図りました。</p> <p>自治医大駅東口等のバリアフリー化に向けて再整備を行いました。今後も「下野市総合計画後期基本計画」と整合性を図しながら、都市計画マスタープランの次期策定に向けてユニバーサルデザインのまちづくり推進について検討が必要です。</p>



題名「わたしたちのすきなもの」
就労継続支援 B型事業所なのはな・すみれ利用者作

5 下野市地域自立支援協議会から出た課題

(1) 就労部会

- ①障がい者雇用への理解促進のため、広報紙等に障がい者雇用関連の記事を掲載し、市民や企業等に広く働きかける必要がある。
- ②就労を考えている障がい者に向けて就労支援や福祉的就労の現状について情報提供が必要である。
- ③市内における雇用が少ないため、企業と障害者就労支援事業所の繋がりを構築するための機会が必要である。

(2) こども部会

- ①軽度の発達障がい児の学童保育利用増加に伴い、支援員の勉強会が継続的に必要である。
- ②児童発達支援や放課後等デイサービス事業所の増加に伴い、利用を検討する際の情報収集の負担が大きくなっている。
事業所間の情報共有、意見交換をすることで、資質の向上を図る必要がある。
- ③障がいのある子どもの地域生活を支え、切れ目のない支援をするために、福祉分野の連携だけではなく、家庭、教育分野とも横断的な連携が必要である。

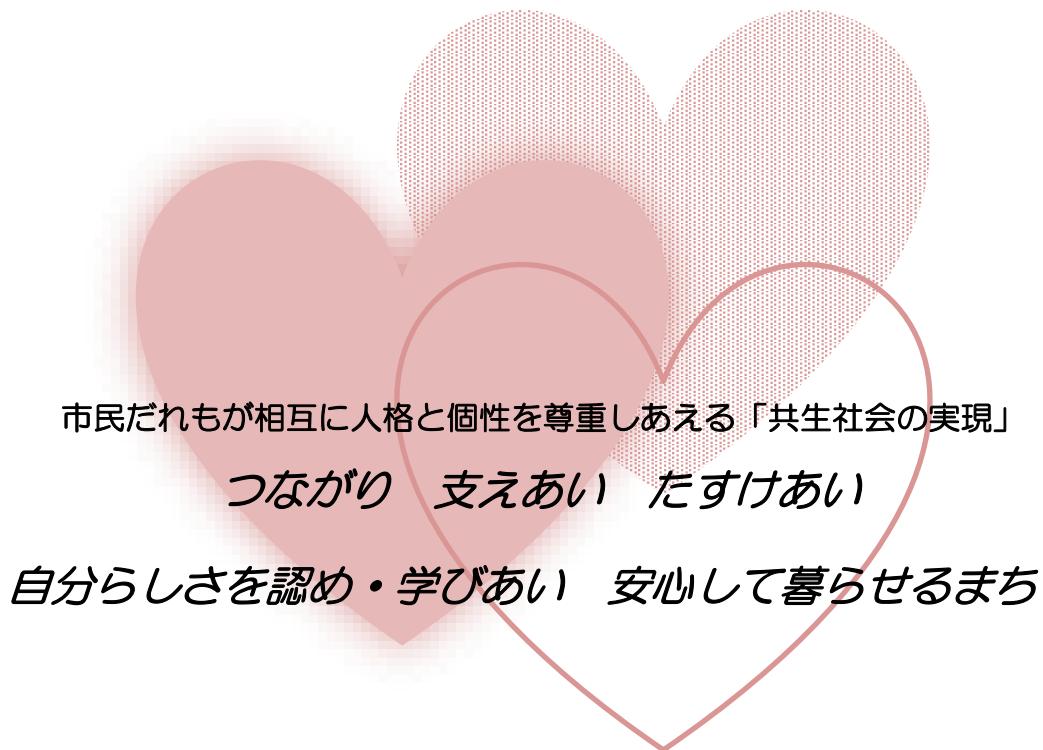
(3) 相談支援部会

- ①障がいのある方及び児童が障害福祉サービス等を利用する際に必要な指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所の拡充。
- ②相談支援専門員を含む障がい児者施設の職員の人員確保と質の向上。
- ③令和5年10月に設置された「福祉まるごと相談窓口」と連携しつつ情報共有を図りながら、これまで以上に関係機関との横断的連携の強化が必要である。

※地域自立支援協議会とは、関係機関、関係団体及び障がい者等の福祉、医療、教育、雇用に関する従事者等が地域における障がい者等の支援に関する課題について、情報を共有し、連携を図るとともに地域の実情に応じた体制の整備について協議を行い、障がい者等への支援体制の整備を図ることを目的に設置する機関です。

III 計画の基本的な考え方

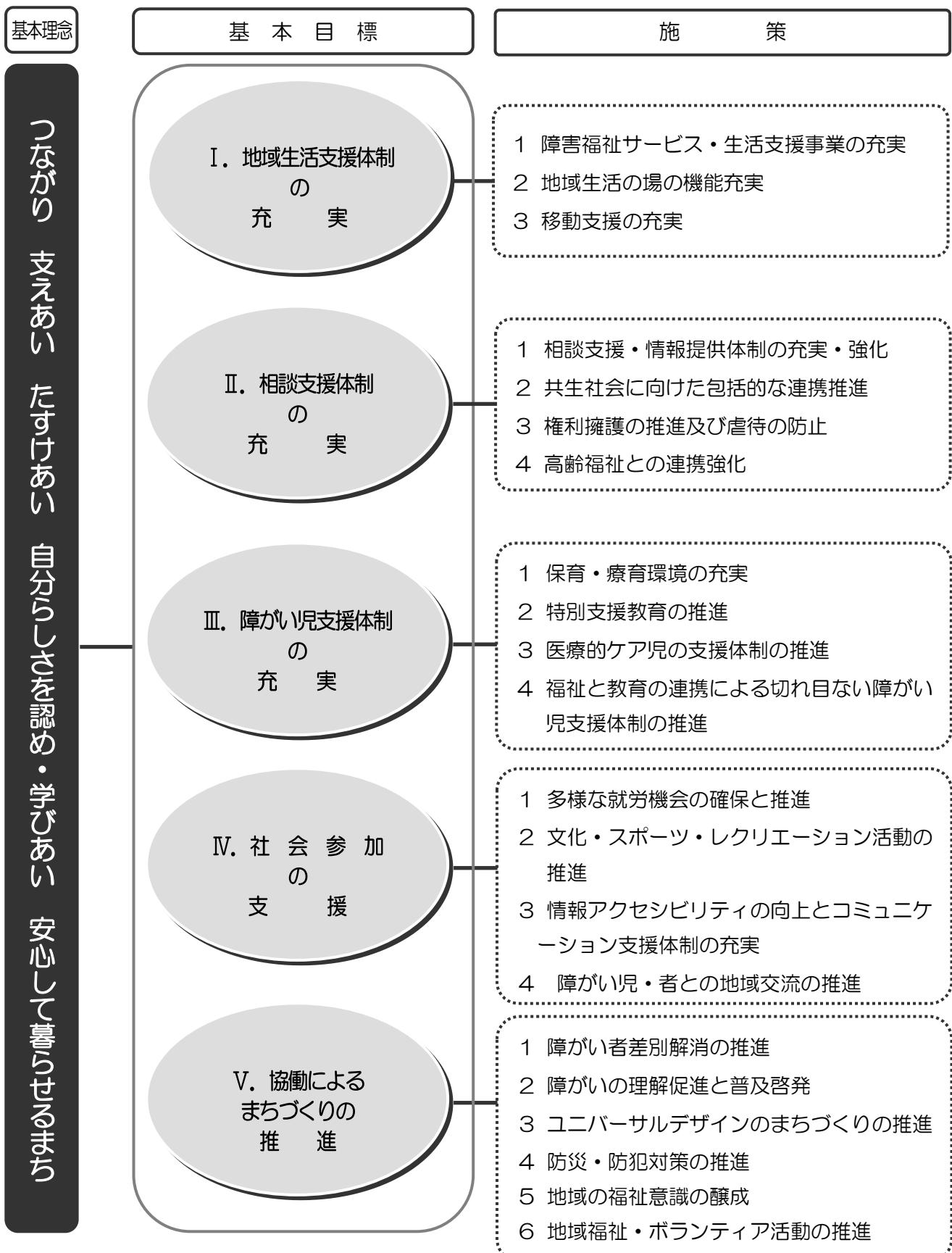
1 計画の基本理念



自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮し自己実現できる共生社会を目指します。

また、障がいの有無によって分け隔てられることなく、多様性と包摂性のある社会の実現を目指します。

2 施策の体系



3 計画の基本目標

本計画の基本理念を具体的に推進していくため、国の定めた基本指針に基づき、以下の基本目標を設定し、各種施策に取り組みます。

I 地域生活支援体制の充実

障がいのある方が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、障害福祉サービスや生活支援事業の量や質の確保、また、地域生活を支える保健・医療・福祉の連携により、安心して生活できる支援体制の構築に努めます。特に、強度行動障害を有する方の支援ニーズの把握と支援体制について整備するよう努めていきます。

II 相談支援体制の充実

基幹機能をもった下野市障がい児者相談支援センターと共に、障がいのある方が適切な支援を受けられるよう体制の構築を図り、障がい者の自立及び社会参加の支援、障がいのある方の家族支援についても相談支援体制を整えていきます。また、既存の連絡会等を活用し、地域の相談支援体制の強化を図り、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善の強化に努めています。

III 障がい児支援体制の充実

障がいのある子どもが、一人ひとりの障がいの特性や発達に合わせて能力や可能性を伸ばせるよう、保健・医療・福祉・教育の連携により、切れ目のない支援を受け続けることができる体制づくりに努めます。

すべての子どもが成長できるよう、地域社会への参加や、障がいのある子どももない子どもも共に学べる教育を推進します。

IV 社会参加の支援

就労を希望する方がその特性にあった様々な就労支援が受けられ、福祉施設から一般就労へ移行できるよう関係機関と連携し就労支援体制の充実を図ります。

障がいのある方が生きがいをもち、豊かで自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、文化・スポーツ・レクリエーションなどの活動の充実や地域との交流による社会参加の促進を図ります。

V 協働によるまちづくりの推進

人としての尊厳や権利が尊重され、社会参加できるよう、あらゆる差別や偏見をなくし、共に支え合い生きる「共生社会」の実現を目指します。また、地域において安全、安心に暮らすことができるよう、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進し、福祉避難所の協定事業所の拡充や災害時における避難体制の充実を図ります。

子どもの頃からの人権教育や福祉に関する教育を進めるとともに、地域福祉活動やボランティア活動を促し、障がいのある方を地域で支える環境づくりに努めます。

第2章 障がい者計画

◆マークのついた事業内容は、本計画で新たに取り組む事業内容や、重点的に取り組む事業内容です。

I 地域生活支援体制の充実

1 障害福祉サービス・生活支援事業の充実

市内外の施設や事業所、関係機関と連携し、利用者のニーズと必要なサービス見込量を把握し、適切なサービスの提供に努めます。

事業名	1. 訪問系サービス（居宅介護、同行援護、重度訪問介護等）
担当課	社会福祉課
事業内容	◆障がい児・者が住み慣れた自宅において、自立した生活を送れるよう、利用者数、施設入所者及び入院者の地域移行者数を勘案し、適切なサービスを提供します。

事業名	2. 日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労継続支援等）
担当課	社会福祉課
事業内容	◆障がい者が施設等において、就労訓練やりハビリテーション、創作的活動等、日中活動を行うサービスを提供します。

事業名	3. 居住系サービス（共同生活援助、施設入所支援等）
担当課	社会福祉課
事業内容	◆在宅での生活が困難な障がい者に、居住の場と日常生活の支援を行うサービスを提供します。

事業名	4. 計画相談支援（計画相談支援、地域移行支援等）
担当課	社会福祉課
事業内容	◆障害福祉サービス等の利用や継続に際し、障がい児・者の心身の状況や環境等を勘案したサービス利用計画を作成するとともに、定期的に相談支援を担うサービスを提供します。 ◆医療機関や関係機関と連携し、協議の場として設置した精神障がい者地域支援ワーキンググループ 53 の活動を活性化し、入院中の精神障がい者の地域生活への移行や、定着を支援するサービスを提供します。

事業名	5. その他の障害サービス（自立支援医療、補装具給付）
担当課	社会福祉課
事業内容	◆障がい児・者が心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した生活を行うために必要な医療費助成サービスや、障がい児・者の失われた身体機能を補完または代替する補装具を給付します。

事業名	6. 地域生活支援事業（相談支援、成年後見制度利用支援等）
担当課	社会福祉課
事業内容	<p>◇障がい児・者がその能力や適性に応じて、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、相談支援や成年後見制度利用支援などのサービスを提供します。</p> <p>❖権利擁護支援について地域連携の中核機関として下野市社会福祉協議会に設置した「成年後見サポートセンター」を活用し、成年後見制度の利用促進のため、関係機関との連携を図ります。</p>

2 地域生活の場の機能充実

障がいのある方が地域で自立した生活が送れるよう、居住の場の確保を支援します。

事業名	1. 自立した生活の場の確保
担当課	社会福祉課
事業内容	<p>◇障がいのある方の「親亡き後」の自立した生活支援、また入所施設から安心して地域生活に移行できるよう、グループホーム等の誘致を推進し、地域における居住の場の確保を支援します。また、そこで働く施設従事者の確保と支援の質の向上を図ります。</p>

事業名	2. 緊急時の受け入れ先の拡充
担当課	社会福祉課
事業内容	<p>❖安定した地域生活が送れるよう、地域生活支援の機能をさらに強化するため、「地域生活支援拠点」の整備を図り、緊急時の受け入れ先の拡充に努めます。さらに、コーディネーターを配置して地域の支援ニーズ把握、社会資源の活用、関係機関の連携等を進め効果的な支援体制の構築と機能の充実を図ります。</p>

事業名	3. 強度行動障害等を有する方の支援体制の充実
担当課	社会福祉課
事業内容	<p>❖強度行動障害や高次脳機能障害を有する方に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、支援ニーズを把握するとともに地域における課題の整理、人材育成、地域資源の開発等を行い、地域の関係機関と連携しながら支援体制の整備を図ります。ニーズ把握にあたっては、障害区分認定調査等を活用するとともに、サービスに繋がっていない在宅の方の把握についても工夫していきます。</p>

3 移動支援の充実

障がいのある方の社会参加の機会や行動範囲の拡大のため、移動できる環境づくりを推進します。

事業名	1. 移動支援の充実
担当課	社会福祉課・安全安心課
事業内容	<p>◇福祉タクシー利用助成制度については、令和6年1月から交付・利用枚数の見直しをしたことから、利用実績の検証を行い、制度の充実及び利用促進に努めます。</p> <p>◇ゆうがおバス、デマンド交通とも地域住民の利便性を高められるよう、公共交通会議等において利用促進を図ります。</p> <p>◇移動支援事業の周知のため、窓口等において普及啓発を図ります。</p>



題名「いろんなせかいがあるんだね」 みのりの杜キッズスクール自治医大利用者作

II 相談支援体制の充実

1 相談支援・情報提供体制の充実・強化

障がいのある方が個々のニーズに応じた相談ができるよう、相談支援体制の充実を図るとともに、必要な情報を得ることができるよう、情報の適切な提供に努めます。

事業名	1. 相談支援体制の充実
担当課	社会福祉課
事業内容	令和6年4月から市町村において「基幹相談支援センター」の設置が努力義務化され、相談支援事業の従事者に対する相談・助言・指導等を行う業務が明確化されました。また、主任相談支援専門員を計画的に確保し、その機能を有効に活用することが重要であることから、障がいのある方やその家族等にとってアクセスしやすい相談体制、専門的な指導・助言及び人材育成など各種機能の更なる強化・充実を図ります。

事業名	2. 情報提供体制の充実
担当課	社会福祉課
事業内容	◇障がいのある方が必要とする情報を取得することができるよう、広報紙掲載はもとより、FMゆうがおやインターネット等を活用しながら分かりやすく発信するほか、保健福祉ガイドブックや各種媒体による情報発信に努めます。

2 共生社会に向けた包括的な連携推進

障がいのある人もない人も、共に支え合って暮らすことができる地域社会を目指し、保健・医療・福祉・教育等、様々な機関と連携を推進します。

事業名	1. 地域自立支援協議会
担当課	社会福祉課
事業内容	◇地域の障がい福祉に関する人材・機関を中心に、障がい児・者等への支援体制に関する情報を共有し、関係機関の連携を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備に努めます。また、協議会における個別事例の検討を通じて地域課題を抽出し、支援体制整備を推進していくため、令和6年4月から協議会の構成員に守秘義務が課されるとともに、関係機関による協議会への情報提供に関する努力義務が課されます。協議会の運営にあたっては、個別事例の検討から得られた地域課題を踏まえ支援体制を整え取組みの活性化を図っていきます。加えて、ワーキンググループなど専門部会の活動に当事者が参画できるよう努めます。

事業名	2. 関係機関との連携強化
担当課	社会福祉課・高齢福祉課・子育て応援課・こども家庭センター 健康増進課・学校教育課
事業内容	<p>◆障がいのみでなく、高齢者、子ども等も関連する複雑多岐にわたる相談事例に対し、どこに相談しても適切な支援を受けられるよう、保健・医療・福祉・教育等の横断的な連携強化に努めます。</p> <p>◆65歳に到達した障がい者が、円滑に介護保険に移行できるよう、ケアマネジャーや地域包括支援センターをはじめとする関係機関との連携し情報共有に努めます。</p> <p>◆令和5年10月に「福祉まるごと相談窓口」を社会福祉課内に開設しました。制度の狭間となる事例について、関係機関と横断的連携のもと支援を強化していきます。</p> <p>❖様々な困難な課題を抱えた市民が、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくことができるよう、制度や分野ごとの縦割りや、支え手・受け手という関係を超えて、支え合いながら生活を送ることのできる社会、いわゆる「地域共生社会」の実現を目指し、関係各課との協議のもと、より良い支援体制の構築に取り組みます。また、市民の多様化・複雑化した支援ニーズに対応するため、分野や世代を問わない「相談支援」、「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」といった3つの支援を一体的に支援する体制づくりに取り組みます。</p>

3 権利擁護の推進及び虐待の防止

『障害者虐待防止法』に基づき、障がい者に対する虐待防止や発生時の早期対応をはじめ、十分な意思表示や自己決定が困難な障がい者の人権や権利が侵害されないよう、権利擁護の推進に努めます。

事業名	1. 権利擁護
担当課	社会福祉課・高齢福祉課・安全安心課
事業内容	<p>◆意思表示や自己決定など、判断能力が十分でない障がい者の人権や権利を擁護するため、あすてらすや成年後見制度の利用推進に努めます。</p> <p>◆下野市消費生活センターの相談機能強化のため、相談員に積極的な研修参加を促しスキルアップを図るほか、関係機関と連携し、消費者被害の未然防止、救済及び情報提供を行い権利擁護に努めます。</p>

事業名	2. 虐待の防止
担当課	社会福祉課・高齢福祉課・子育て応援課・こども家庭センター 学校教育課
事業内容	<p>◇障がい児・者に対する虐待の防止や早期発見、対応を図るため、医療機関や福祉事業所、教育機関、地域住民等、関係機関との連携を密にし、地域全体で虐待の防止に努めます。</p> <p>◇児童虐待防止活動の一環として、オレンジリボンキャンペーンを実施し、児童虐待防止に関する普及啓発活動を実施します。</p> <p>◇虐待の通告あるいは通報を受けた場合、適切に対処するために速やかに事実確認を行い、被虐待者の保護と支援に努めます。</p>

4 高齢福祉との連携強化

高齢化による障がい者の心身機能の低下に伴い、障がい者の生活を総合的に支援するため高齢福祉との連携の強化に努めます。

事業名	1. 高齢福祉との連携強化
担当課	社会福祉課・高齢福祉課
事業内容	<p>◇障害福祉制度と介護保険制度の緊密な連携に向け、相談支援専門員と介護支援専門員、下野市障がい児者相談支援センターと地域包括支援センター等との連携の推進に努めます。</p> <p>◆高齢分野と障がい分野の相互理解のため、令和3年に発足した下野市障がい児者相談支援センターと地域包括支援センターとの連絡会をさらに充実させ、共同研修を開催し情報共有を図ります。</p> <p>◇障がい者の生活全般を支援している親の高齢化に伴い、親亡き後に備えて、親がいる間に将来に向け、自立した生活支援のため高齢福祉と障がい分野の連携強化に努めます。</p>

III 障がい児支援体制の充実

1 保育・療育環境の充実

乳幼児期から一人ひとりの障がい特性や個性に合った支援のため、療育・保育体制の充実を図ります。

事業名	1. 保育園等における障がい児保育等の充実
担当課	子育て応援課
事業内容	◇保育園、認定こども園、幼稚園において、障がいのある子どもの受け入れ体制の整備及び保育士等の障がいに対する知識向上や保育者の育成に努めます。

事業名	2. 放課後児童クラブ等における障がい児の受け入れ推進
担当課	子育て応援課・学校教育課
事業内容	◇児童の放課後や長期休業中の安全・安心な居場所として、放課後児童クラブ等において支援員の研修会等を行うことにより、集団に対応できる児童の受け入れ体制の整備に努めます。今後も関係機関との連携及び学校との共通理解を図り、安全・安心な居場所の提供に努めます。

事業名	3. 障害児福祉サービス体制の充実
担当課	社会福祉課
事業内容	◇療育支援や放課後等デイサービスの必要な支援が受けられるよう、提供体制の確保に努めます。 ◇障害児福祉サービス事業所の情報提供の拡充に努めます。

2 特別支援教育の推進

一人ひとりの個性や障がいの特性に応じて、乳幼児期から成人期まで切れ目ない支援が受けられるよう連携した支援体制を図り、特別支援教育の推進に努めます。

事業名	1. 乳幼児健診等による早期の支援介入
担当課	社会福祉課・子育て応援課・こども家庭センター・学校教育課
事業内容	◆一人ひとりの個性や障がいの特性に応じた保育・療育・教育を適切に受けられるよう、乳幼児健診や就学時健診などを通じ関係機関等と連携を図り、早期からの一貫した支援を行えるよう努めます。

事業名	2. 特別支援教育の充実
担当課	学校教育課
事業内容	◆特別支援教育に携わる教職員や学校教育サポートセンターの職員の資質や専門性の向上を図るとともに、障がいのある児童生徒が安心して学習・生活ができるよう、一人ひとりの個性や障がいの特性に応じた特別支援教育の充実に努めます。 ◆特別支援教育コーディネーター等を対象に特別支援教育推進計画の実施に向けた研修を行うことで、教職員全体で特別支援教育に取り組みます。

3 医療的ケア児の支援体制の推進

医療的ケアを必要とする児童が地域において適切な支援が受けられる体制を構築し、安定した在宅生活が送れる体制整備に努めます。

事業名	1. 医療的ケア児の支援体制の推進
担当課	社会福祉課・子育て応援課・こども家庭センター・健康増進課 学校教育課
事業内容	◆医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健・医療・障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るために設置した協議の場（医療的ケア児等の支援協議ワーキンググループ）を活用し、医療的ケアを必要とする児童が安心して暮らせる地域づくりに努めます。 ◆『医療的ケア児等コーディネーター』については、関連分野の支援を調整する必要があることから、養成や配置について検討し、医療的ケアを必要とする児童の総合的かつ包括的な支援の提供につなげます。 ◆出生届出の面接やこども医療センター等病院からの連絡、乳幼児健診から対象児を把握し、関係機関と連携し支援していきます。

『医療的ケア児等コーディネーター』は、医療的ケア児等に対する専門的な知識と経験に基づいて、支援に関わる関係機関との連携（多職種連携）を図り、本人の健康を維持しつつ、生活の場に多職種が包括的に関わり続けることのできる生活支援システム構築のための総合調整を行う役割を担います。

4 福祉と教育の連携による切れ目のない障がい児支援体制の推進

乳幼児期から成人期へと成長する障がい児のライフステージに応じた適切な支援を受け続けられるよう、相談支援体制の充実に努めます。

事業名	1. 障がい児の相談支援体制の充実
担当課	社会福祉課・子育て応援課・こども家庭センター・学校教育課
事業内容	<p>◆障がい児がそれぞれのライフステージにおいて、乳幼児期から就学期、就学期から成人期に円滑に移行できるよう、保健・医療・福祉・教育の関係機関が連携を密にした支援体制の充実に努めます。</p> <p>特に、就学時及び卒業時において支援が継続的に引き継がれるようサポートファイル「かけはし」を積極的に活用していきます。</p> <p>◆令和4年度には「特別支援ネットワーク連絡協議会」が発足し、インクルーシブ教育の推進に向け、関係機関と連携し支援体制強化を図っています。放課後等デイサービスや学童保育、学校との連携を図り、共通理解のもと支援していく必要があることから、市内学校で作成している個別の教育支援計画と療育機関が作成する支援計画を共有することを検討していきます。</p>



題名「過ごしやすい町」
みのりの杜キッズスクール自治医大利用者作

IV 社会参加の支援

1 多様な就労機会の確保と推進

障がい者が、その意欲や適性に応じて就労できるよう、関係機関と連携し総合的な就労支援の推進に努めます。

事業名	1. 就労支援体制の強化
担当課	社会福祉課
事業内容	◇就労を希望する障がい者に対し、ハローワークや障がい者就業・生活支援センター、関係各課等と連携し、障がい者の就労や定着支援を行います。

事業名	2. 障がい者雇用に対する理解促進
担当課	社会福祉課
事業内容	◇障がい者雇用の促進に向けて、実際の雇用事例等を広報紙やホームページ等に掲載し、理解促進に努めます。 ◇雇用する側と雇用されたい側との相互理解を図るための情報発信を行います。

事業名	3. 官公需の促進
担当課	社会福祉課
事業内容	◇『下野市障がい者優先調達推進方針』に基づき、障害者就労支援事業所等の提供する物品・役務の優先調達を推進します。

2 文化・スポーツ・レクリエーション活動の推進

障がい児・者が地域の一員として文化・スポーツ・レクリエーション活動等に親しめる環境づくりを推進し、参加促進のための支援の充実を図ります。

事業名	1. 活動への支援、情報発信
担当課	社会福祉課・生涯学習文化課・スポーツ振興課
事業内容	◇文化・スポーツ・レクリエーション活動等への参加促進や活動への支援に努めるとともに、障がい児・者が各種講座、イベント等に気軽に参加できるよう合理的な配慮に努めます。 ◇各種講座、イベント等の情報を広報紙、ホームページ等を活用し、障がい児・者の活動促進に繋がるよう努めます。

事業名	2. 障がい児・者スポーツの推進
担当課	スポーツ振興課・社会福祉課
事業内容	◇障がい児・者のスポーツ活動の促進のため、障害者スポーツ協会及び総合型地域スポーツクラブ、市スポーツ推進委員会等の関連団体と連携を図り、障がい児・者が楽しめるスポーツ普及のための教室等を開催します。

3 情報アクセシビリティの向上とコミュニケーション支援体制の充実

令和4年に「情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行されたことも踏まえ障がい児・者が地域で生活していく上で、社会的障壁を除去するための配慮がなされ必要な情報を得ることができるよう、より一層、障がいのある人の多様なニーズに応じたわかりやすい情報提供の充実と障がい特性を踏まえた適切な情報提供体制の確保の充実に努めます。また、障がい児・者が多くの人とふれあい、円滑な交流が図れるよう、コミュニケーション支援等の充実を図り社会参加を促進します。

事業名	1. 情報アクセシビリティの向上・コミュニケーション支援体制の充実
担当課	社会福祉課
事業内容	<p>◇コミュニケーション支援として、手話通訳ボランティア育成のため広域での講座開催や、社会参加等のための手話通訳者、要約筆記者の派遣事業を実施し事業の充実に努めます。</p> <p>◇視覚、聴覚等に障がいのある方が円滑にコミュニケーションを図れるよう、適切な日常生活用具や補装具の給付に努めます。</p> <p>◇市内のボランティアグループの方が広報、議会だより、社協だよりをデイジーCD等に収録し社会福祉課で貸し出ししています。また、下野市社会福祉協議会では、希望者にデイジーCDを郵送しています。今後も周知徹底を図り、より多くの人に利用してもらうよう努めます。</p> <p>◇様々な障がい特性や状況に応じてコミュニケーションの支援を行うには、障がい特性やツールの利用方法に関する理解が重要です。コミュニケーション支援を円滑にできるよう、市民への理解促進を図ります。</p> <p>◇障がい児・者のコミュニケーション支援の充実と社会参加を促すために、栃木県障害者ICTサポートセンターと連携し、ICT機器（パソコン・スマートフォン・タブレット等）を活用し必要な情報を取得できるよう相談対応や講習会などの情報を提供していきます。</p>

4 障がい児・者との地域交流の推進

障がい児・者が地域の一員として生活していくよう、地域活動や交流活動への参加促進を支援します。

事業名	1. 地域活動への参加促進
担当課	社会福祉課・市民協働推進課
事業内容	<p>◇障がい児・者が地域の活動に参加できるよう、地域への啓発活動や参加しやすい環境づくりを推進します。また、交流活動については、広報やホームページ等で積極的に発信していきます。</p> <p>◇しあつけふくしふestaや障害者週間などのイベントを活用し、人権意識の高揚を図るよう啓発活動を継続します。</p>

事業名	2. 交流活動への参加促進
担当課	社会福祉課・学校教育課
事業内容	<p>◇下野市社会福祉協議会や関係機関と連携を図り、障がい者相互の情報交換や障がい者団体づくりに対する支援に努めます。また、障がい者団体等の情報を提供し、団体活動への理解や加入促進を図り、交流の機会の拡充を推進します。</p> <p>◇障がい児・者等が参加する行事を通じ、地域住民と障がい児・者の交流促進に努めます。</p> <p>◇小・中・義務教育学校に通う児童・生徒と特別支援学校に通う障がい児が、互いを理解するよう交流を深める交流学習を促進し、『情報発信誌KEYAKI』に掲載することで交流活動の促進に努めます。</p>

『情報発信誌KEYAKI』は、毎月、教育研究所から市内学校教職員を対象にインターネットで配信されている情報誌で、市内小・中・義務教育学校の学校行事などの情報が掲載されています。

V 協働によるまちづくりの推進

1 障がい者差別解消の推進

障がいのある人もない人も、互いに認め合い共に生きる『共生社会』の実現に取り組みます。

事業名	1. 障がい者差別解消の推進
担当課	社会福祉課
事業内容	<p>◆『障害者差別解消法』に基づき、障がいのある方に対し不当な差別的取り扱いの禁止や過重にならない範囲で対応する合理的配慮の提供及びその周知のための普及啓発を図ります。</p> <p>◇外見では障がいがあることがわかりにくい方が、支援や配慮を必要としていることを周囲に知らせる『ヘルプマーク』と『ヘルプカード』の普及啓発に努めます。</p>

事業名	2. 選挙における合理的配慮の提供
担当課	社会福祉課、行政委員会事務局
事業内容	<p>◆障がいのある人が期日前投票や代理、点字投票などを支障なく行えるように努めます。また、障がいのある人に対する投票方法の案内などについて、個人情報保護に十分配慮し、選挙管理委員会と協議していきます。</p>

2 障がいの理解促進と普及啓発

障がいや障がい児・者に対する理解と普及啓発に努めます。

事業名	1. 障がいの理解促進と普及啓発
担当課	社会福祉課
事業内容	<p>◆障がいや障がい児・者への理解を促進するために、広報紙やホームページ等各種媒体やイベント等の機会を活用するほか、市民を対象とした講演会や体験教室等を開催するなど、周知啓発を図ります。</p> <p>◇障がいや障がい児・者に対する理解のための『ヘルプマーク』と『ヘルプカード』の普及啓発に努めます。</p>

3 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

障がいの有無にかかわらず、すべての人にあったユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

事業名	1. ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
担当課	都市政策課
事業内容	◇障がい児・者を含めたすべての人が安全、安心、快適に暮らし、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進します。

事業名	2. バリアフリー化の推進
担当課	社会福祉課・都市政策課
事業内容	◇栃木県『ひとにやさしいまちづくり条例』に基づき公共施設等のバリアフリー化を推進します。 ◇『都市交通マスタートップラン』を策定する中で、交通バリアフリー化について検討します。 ◇身体障がい児・者が住み慣れた自宅で住み続けられるよう、住宅改修等により日常生活環境の整備を支援します。

4 防災・防犯対策の推進

すべての障がい児・者が安全・安心な生活を営めるよう、防災・防犯対策を推進します。

事業名	1. 防災・災害時対策の推進
担当課	社会福祉課・安全安心課
事業内容	◇災害時における要支援者の名簿登録を推進し、民生委員児童委員との連携を図り要支援者の支援体制の強化に努めます。また、障がい児・者が避難所において安心した避難生活ができるよう、プライベートテントの購入や必要な居住スペースの配慮に努めます。 ◇障がい者施設を活用した福祉避難所の確保に努めます。 ◆医療的ケアが必要な方の緊急時の電源確保について、関係機関と連携し、平時からの訓練に取り組んでいきます。 ◇民生委員児童委員、下野市社会福祉協議会と連携した下野市総合防災訓練等を実施し、防災に関する情報の周知とともに災害時における適切な避難体制の整備に努めます。 ◇災害等の際に支援を得られやすくするため、必要な支援内容等を予め記入し所持できる『ヘルプカード』の普及啓発に努めます。 ◇いざというときに慌てず安全に避難するため、『マイ・タイムライン』の作成について普及啓発を推進します。

事業名	2. 防犯対策の推進
担当課	社会福祉課・安全安心課
事業内容	<p>◇安全安心に暮らせるよう、警察署と連携を図り、防犯に関する講話や啓発活動を実施するとともに、関係機関と連携し防犯・防火診断を実施し、地域の防犯対策の推進と防犯意識の向上に努めます。</p> <p>◇下野警察署と連携し、市内金融機関での振り込め詐欺防止キャンペーンや広報啓発活動などを実施します。</p>

5 地域の福祉意識の醸成

障がいについての理解を深めるとともに、地域の福祉意識の醸成を図ります。

事業名	1. 体験学習・福祉教育の推進
担当課	学校教育課
事業内容	<p>◇下野市社会福祉協議会等の出前事業などの体験活動を、各校の教育活動へ定期的に位置付けできるよう、各学校との連携を図ります。</p> <p>◇総合的な学習の時間において、福祉をテーマにした学習の実施や福祉施設への訪問を継続し、福祉教育活動を推進します。</p>

事業名	2. 地域の人材による啓発活動の推進
担当課	社会福祉課
事業内容	◇地域に根差して活躍する民生委員児童委員や障がい者相談員の活動を通し、福祉に対する意識の醸成に努めます。

6 地域福祉・ボランティア活動の推進

互いに支え合う地域社会を目指し、地域福祉やボランティア活動を推進します。

事業名	1. ボランティア活動の推進
担当課	社会福祉課
事業内容	<p>◇下野市社会福祉協議会と協力し、地域活動をするけん引するボランティア養成活動を支援します。</p> <p>◇栃木県県南健康福祉センターと連携し、精神障がいのピアサポートの周知に努め、障がい福祉セミナー等各種活動の促進に繋がるよう支援します。</p>

事業名	2. 地域福祉計画推進体制の整備促進
担当課	社会福祉課
事業内容	◇下野市地域福祉計画に基づき、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、市民、福祉関係の事業所・団体と行政がそれぞれの立場で協力しあい、地域全体で地域の福祉課題の解決に取り組みます。

事業名	3. 各種委員会の適正な運営
担当課	社会福祉課
事業内容	◇地域自立支援協議会やこばと園運営委員会等の運営において、様々な分野から広く意見を取り入れ、地域で支える環境づくりを推進します。

※令和6年度からの組織再編成について

健康福祉部及び建設水道部において組織が改編されることに伴い、担当課の表記を以下のようにしました。

健康福祉部

～令和5年度		令和6年度～
こども福祉課	子育て支援グループ	子育て応援課
	保育支援グループ	
	家庭相談グループ (子ども家庭総合支援拠点)	こども家庭センター「ふわり」

～令和5年度		令和6年度～
健康増進課	母子保健グループ	こども家庭センター「ふわり」
	子育て世代包括支援センター	

建設水道部→都市建設部

～令和5年度		令和6年度～
建設課	整備・SIC グループ	管理保全課
		整備課

～令和5年度		令和6年度～
都市計画課	都市計画グループ	都市政策課
		管理保全課

**第3章 第7期障がい福祉計画
第3期障がい児福祉計画**

I 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

1 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標値

国の定める基本指針にて示された目標及び県が示した本県の特殊事情を勘案して算出した目標を踏まえ、次に掲げる事項について成果目標を設定しました。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

目標値の見直し

- ①一般住宅等に移行が可能な方について移行を推奨し、令和4年度時点の施設入所者の6%以上を、令和8年度末までに地域生活へ移行することを目標とします。
- ②令和4年度時点の施設入所者のうち、グループホーム等に移行が可能な方について移行を推奨し、令和4年度末から5%以上減らすことを目標とします。

項目	目標値	備考
地域生活への移行者数	4人	令和4年度時点の施設入所者の6%以上を 地域生活へ移行
施設入所者数	57人	施設入所者数を令和4年度末から5%以上減 らす

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

取組強化

本市では、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域自立支援協議会等の既存の会議の枠組みを活用し、保健・医療・福祉関係者による協議の場（精神障がい者地域支援ワーキンググループ53）を設置しており、今後は、長期入院者の地域移行を活性化し、精神障がい者が住み慣れた地域で生活できるよう支援体制の整備に努めます。

項目	現状値(R4)	目標値
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の1年間の開催回数	3回	4回
当事者及び家族を含めた保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	8人	9人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	1人	5人
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	0人	2人
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	38人	40人
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	0人	1人
精神障がい者の自立訓練(生活訓練)の利用者数	4人	4人

(3) 地域生活支援の充実 新規項目

地域生活支援拠点等について、機能の充実のため年1回以上運用状況を検証及び検討を行うとともに、拠点の数を拡充することを目標とします。さらにコーディネーターを配置し社会資源の活用、関係機関との連携を進め、効果的な支援体制を構築できるよう機能の充実に努めます。

また、強度行動障害のある方の支援ニーズ等の調査を実施し、障がい特性に適した支援体制について検討します。

項目	現状値(R4)	目標値
地域生活支援拠点の設置箇所数	1箇所	2箇所
コーディネーターの配置	0人	1人

(4) 福祉施設から一般就労への移行等 目標値の見直し・新規項目追加

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年中に一般就労に移行する方について現状値を踏まえ「8人」を目標とします。その内、就労移行支援事業・就労継続支援A型事業・就労継続支援B型事業からの一般就労移行者数を下表のとおり目標とします。また、一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数についても新たに把握していきます。加えて、障がい者の希望や能力に沿った就労の実現を図るために「就労選択支援事業」を活用し働き方の選択を支えていきます。

これらのほか、関係機関と連携し、離職者や特別支援学校卒業者に対する就職の支援を実施するとともに、障がい者に対して一般就労や雇用支援策に関する理解の促進を図ります。また、下野市障がい者優先調達推進方針に基づき、市内障害者就労支援施設等の受注機会の拡大に努めます。

項目	現状値 (R4)	目標値	備考
一般就労移行者数	7人	8人	令和3年度実績の2.6倍 (1.28倍以上が基本)
就労移行支援事業からの一般就労移行者数	3人	3人	令和3年度実績の1.5倍 (1.31倍以上が基本)
就労継続支援A型事業からの一般就労移行者数	3人	4人	令和3年度実績の4倍 (1.29倍以上が基本)
就労継続支援B型事業からの一般就労移行者数	1人	1人	令和3年度実績の2倍 (1.28倍以上が基本)
就労定着支援事業の利用者数	3人	3人	令和3年度実績の1.41倍 (1.41倍以上が基本)
就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合	—	25%	基本指針に基づく

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等 取組強化

令和8年度末までに市内または県南障害保健福祉圏域内に、児童発達支援センターと、重症心身障がい児を支援する障害児通所支援施設の確保を目指していきます。

市内において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場である医療的ケア児等の支援協議ワーキンググループでの協議継続と、医療的ケア児等コーディネーターの継続的な養成と効果的配置について検討します。

保育所等の利用中または利用予定の障がい児に対して、訪問により保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援体制の構築に努め、保育所等の安定した利用を促進します。

項目	現状値(R4)	目標値
児童発達支援センター	0箇所	1箇所
重症心身障がい児を支援する 障害児通所支援施設	1箇所	2箇所

(6) 相談支援体制の充実・強化等 新規項目追加

令和8年度末までに、基幹相談支援センターの機能を有する下野市障がい児者相談支援センターにおいて、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施するため主任相談支援専門員を計画的に確保するよう体制整備に努めます。

また、地域自立支援協議会の機能をより実効性のあるものとするため、相談支援事業所の参画による個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善に努めます。

項目	現状値 (R4)	目標値
地域の相談支援事業所に対する専門的な指導・助言件数	40件	48件
地域の相談支援事業所への人材育成の支援件数	8件	12件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	24回	36回
個別事例の支援内容の検証の実施回数	—	12回
障がい児者相談支援センターにおける主任相談支援専門員の確保	1人	2人

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための

取組に係る体制の構築

取組強化

障害福祉サービス等が多様化する中で、障害者総合支援法の具体的な内容を理解し、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが必要です。そのためには、相談支援専門員を計画的に養成し、利用者のニーズに沿った計画作成が必要です。さらに、県が実施する障害福祉サービス等に係る各種研修の活用や障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有し、障害福祉サービス等の質の向上に努めます。

項目	現状値 (R4)	目標値
相談支援専門員の養成人数(初任者)	3人	毎年3人ずつ
障害福祉サービス等に係る研修への市職員の参加延べ人数	6人	7人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制の有無及び実施回数	1回	2回



題名「みんなだ~いすき！」

下野市こども発達支援センターこばと園利用者作

2 障害福祉サービスの実績・見込量及び確保の方法

第7期障がい福祉計画における各サービスの利用時間、利用者数の見込量及びその確保のための方法は以下のとおりです。

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスは、ホームヘルパー等が障がい者等の居宅等を訪問して介護や家事援助等の必要な援助を行うものです。具体的なサービスとして、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援があります。

サービス種別	単位	第6期計画 (R5のみ見込み)			第7期計画 見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問系サービス 合計	利用時間 時間/月	2,138	2,345	2,199	2,661	3,153	3,646
	利用者数 人/月	99	102	102	107	112	118
居宅介護	利用時間 時間/月	1,335	1,137	1,083	1,067	1,052	1,037
	利用者数 人/月	88	91	91	94	97	100
重度訪問介護	利用時間 時間/月	717	1,121	1,027	1,500	2,000	2,500
	利用者数 人/月	2	3	2	3	4	5
同行援護 (視覚障がい者)	利用時間 時間/月	29	28	39	47	57	68
	利用者数 人/月	4	4	5	6	7	9
行動援護	利用時間 時間/月	57	59	50	47	44	41
	利用者数 人/月	5	4	4	4	4	4

【サービス見込量確保の方法】

- 施設や病院等から地域移行が進むことにより、訪問系サービス（特に重度訪問介護）の利用が増加することが見込まれます。現在ある事業所との連携を強化し、障がいの特性に対応できる人材の確保に努め、サービスの質・量の充実を図ります。
- 同じ訪問系サービスを提供する訪問看護事業所とのネットワークを強化し、住み慣れた地域で生活できるよう、医療と福祉の連携による支援体制の構築に努めます。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、常に介護を必要としている方に、主に日中において通所等により必要な介護や訓練、支援等を提供するものです。具体的なサービスとしては、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所、就労定着支援の提供を行います。

サービス種別	単位	第6期計画 (R5のみ見込み)			第7期計画 見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	利用日数 日/月	2,791	2,718	2,807	2,849	2,891	2,934
	利用者数 人/月	141	139	141	143	144	146
内重度障がい者	利用日数 日/月	—	—	—	1,592	1,592	1,592
	利用者数 人/月	—	—	—	79	79	79
自立訓練 (機能訓練)	利用日数 日/月	0	0	0	0	0	0
	利用者数 人/月	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	利用日数 日/月	93	71	47	50	50	50
	利用者数 人/月	5	4	2	3	3	3
宿泊型自立訓練	利用日数 日/月	31	76	82	55	55	55
	利用者数 人/月	1	3	3	2	2	2
就労移行支援	利用日数 日/月	103	142	152	170	187	204
	利用者数 人/月	6	8	9	10	11	12
就労定着支援	利用日数 日/月	2	3	4	5	6	7
	利用者数 人/月	2	3	4	5	6	7
就労継続支援A型	利用日数 日/月	845	802	829	841	854	866
	利用者数 人/月	43	42	44	45	47	49
就労継続支援B型	利用日数 日/月	2,452	2,704	2,644	2,779	2,922	3,071
	利用者数 人/月	139	151	145	151	158	165
就労選択支援	利用日数 日/月	—	—	—	—	—	—
	利用者数 人/月	—	—	—	—	28	28
療養介護	利用日数 日/月	243	242	212	213	213	213
	利用者数 人/月	8	8	7	7	7	7

サービス種別	単位	第6期計画 (R5のみ見込み)			第7期計画 見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所 (福祉型)	利用日数 日/月	191	187	212	225	270	315
	利用者数 人/月	14	11	13	15	18	21
内重度障がい者	利用日数 日/月	—	—	—	11	11	11
	利用者数 人/月	—	—	—	2	2	2
短期入所 (強化型)	利用日数 日/月	39	10	37	29	29	29
	利用者数 人/月	3	2	4	3	3	3
内重度障がい者	利用日数 日/月	—	—	—	29	29	29
	利用者数 人/月	—	—	—	3	3	3
短期入所 (医療型)	利用日数 日/月	1	1	4	10	10	10
	利用者数 人/月	0	0	1	2	2	2
内重度障がい者	利用日数 日/月	—	—	—	10	10	10
	利用者数 人/月	—	—	—	2	2	2

【サービス見込量確保の方法】

- ・サービスを必要とする障がい等のある方に対してスムーズに利用を開始できるよう相談支援事業所・サービス提供事業所との連携・調整を図り、適切にサービスが提供されるように努めます。また、サービスを必要とする障がいのある方に対して事業所情報の周知や利用支援に努めます。
- ・就労移行支援・就労定着支援の周知、利用支援を図り障がい者が幅広く就労できるように努めます。

(3) 居住系サービス

居住系サービスは、主に夜間において、施設や共同生活を行う住居で、必要な援助を提供します。

サービス種別	単位	第6期計画 (R5のみ見込み)			第7期計画 見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	利用者数 人/月	0	0	0	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数 人/月	66	75	77	82	87	93
内重度障がい者	利用者数 人/月	—	—	—	19	19	19
施設入所支援	利用者数 人/月	64	60	60	59	58	57
地域生活支援拠点等	コーディネーターの配置	—	—	—	1	1	1

【サービス見込量確保の方法】

- 市内における共同生活援助（グループホーム）が少ないとから、現状では近隣市町に所在する事業所で確保している状況です。適切なサービス量を確保するため、市内事業所をはじめ、近隣市町の事業所に対して共同生活援助（グループホーム）事業の拡充について働きかけることに努めます。
- 施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する方に、定期的な巡回訪問や随時の対応など、必要なサービス提供の体制構築に繋がるよう、市内外の事業所との連携に努めます。
- 地域生活支援拠点等については、継続的に検証及び検討を行うことで、障がい者やその家族の生活を地域全体で支える体制の整備に努めます。

(4) 相談支援

相談支援は、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス提供事業所等との連絡調整等を行うほか、サービス等利用計画作成や地域移行支援、地域定着支援等を行うものです。

サービス種別	単位	第6期計画 (R5のみ見込み)			第7期計画 見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	利用者数 人/月	95	102	108	114	119	126
地域移行支援	利用者数 人/月	0	0	1	1	3	5
地域定着支援	利用者数 人/月	0	0	0	1	1	2

【サービス見込量確保の方法】

- ・障がい者等の増加及び施設や病院からの地域移行が進むことから、障害福祉サービスの利用者は増える見込みです。障がい者等が住み慣れた地域で生活することができるよう、計画相談支援事業所の適切な確保に努めます。
- ・長期入院となっている精神障がい者が自立した生活を送ることができるよう支援するため、協議の場として設置した下野市精神障がい者地域支援ワーキンググループを活用し、地域移行支援と地域定着支援の推進に努めます。また、それらのサービス提供を担う事業所と連携し、適切なサービスの確保に努めます。



題名「いろいろいっぱい」
みのりの杜キッズスクール自治医大利用者作

3 地域生活支援事業の実績・見込量及び確保の方法

地域生活支援事業の実施の有無や見込量及びその確保のための方法は以下のとおりです。

【必須事業】

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がい者等が日常生活及び生活を営むうえで生じる「社会的障壁」を除去するため、市民に障がいの理解を深めるための研修・啓発を行います。

サービス種別	単位	第6期計画			第7期計画 見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

【サービス見込量確保の方策】

障がい者等が住み慣れた地域で生活するためには、地域全体で障がいを理解する必要があります。障害者差別解消法や合理的配慮等、障がいの理解促進に繋がるよう講演や研修の実施に努めます。

(2) 自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者や、その家族、地域住民などによる地域における自発的な取組を支援します。

サービス種別	単位	第6期計画 (R5のみ見込み)			第7期計画 見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	無	有	有	有

【サービス見込量確保の方法】

障がい者等が地域において自立して豊かな生活を送ることができるよう、今後も自発的活動への支援に努めます。

(3) 相談支援事業

障がい者等やその家族または障がい者の介護者等からの相談に対し、基幹機能をもつ「下野市障がい児者相談支援センター」を中心に、総合的・専門的な相談支援を実施し、複雑多様化した相談に対応します。必要な情報提供やサービスの調整、訪問支援等を行います。

サービス種別	単位	第6期計画 (R5のみ見込み)			第7期計画 見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	実施件数	6件	10件	12件	15件	20件	25件
相談支援事業所の人材育成の支援件数	支援件数	5件	6件	6件	8件	10件	12件
相談機関との連携強化の取組の実施回数	実施回数	5回	6回	6回	7回	8回	9回

【サービス見込量確保の方法】

- ・基幹機能をもつ「下野市障がい児者相談支援センター」を中心に、複雑多様化した相談に対応します。
- ・定期的なケース検討会議を開催するなど、相談支援事業所が指導・助言を受けられる場を設置・周知します。
- ・相談支援事業所連絡会を開催し、情報交換や連携強化を図ります。また、相談支援事業所同士の相談ができるよう人材育成の場としても活用します。

(4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度は、知的障がいや精神障がい等により、判断能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、成年後見人・保佐人・補助人がその判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するものです。

成年後見制度の利用が困難な方に代わり、市や親族、検察官等が家庭裁判所へ利用申し立てを行う際の支援のほか、利用に要する費用や後見人への報酬を助成します。

サービス種別	単位	第6期計画 (R5のみ見込み)			第7期計画 見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度 利用支援事業	利用者数 人/年	0	0	1	2	3	4

【サービス見込量確保の方法】

事業の内容や利用方法について、市広報紙、FMゆうがお、インターネット等を通して周知を図ります。

(5) 意思疎通支援事業・手話奉仕員養成研修事業

聴覚、平衡機能、音声・言語機能の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。手話通訳者設置事業に関しては、見込量などを検討していきます。

また、日常会話程度の手話表現技術の取得を希望する方を対象に、手話の基礎講習会を開催します。

サービス種別	単位	第6期計画 (R5のみ見込み)			第7期計画 見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・要約 筆記者派遣事業	派遣人数 人/年	85	60	100	100	100	100
手話奉仕員 養成研修事業	講習修了者数 人/年	1	2	5	5	5	5

【サービス見込量確保の方法】

手話奉仕員養成研修の受講者を増やすとともに、県が開催する手話通訳者養成講習会等の受講を促すなど、手話通訳者の増員に努めます。

(6) 日常生活用具給付等事業

障がい者に対し、介護支援用具や自立生活支援用具、在宅療養支援用具等の日常生活用具の給付のほか、バリアフリー等のための住宅改修費を助成します。

サービス種別	単位	第6期計画 (R5のみ見込み)			第7期計画 見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練等支援用具	件数 件/年	5	5	5	5	5	5
自立生活支援用具	件数 件/年	4	11	8	8	8	8
在宅療養等支援用具	件数 件/年	12	8	8	10	10	10
情報・意思疎通支援用具	件数 件/年	7	1	5	5	5	5
排せつ管理支援用具	件数 件/年	1,204	1,188	1,200	1,200	1,200	1,200
居宅活動動作補助用具	件数 件/年	5	4	4	3	3	3

【サービス見込量確保の方法】

障がい者等へ手帳交付時などに周知を行うとともに、日々多様化する日常生活用具の機能等に関する情報収集を行い、障がい者等が日常生活を円滑に送ることができるように努めます。

(7) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等に、通院や余暇活動への参加等のための外出を支援します。

サービス種別	単位	第6期計画 (R5のみ見込み)			第7期計画 見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	利用者数 人/年	33	36	37	38	39	40
	利用時間 時間/年	1,137	1,234	1,280	1,300	1,310	1,320

【サービス見込量確保の方法】

- ・サービス提供事業所等に対して、県が実施する研修事業を周知し、障がいの特性を理解したガイドヘルパーの育成を支援します。
- ・事業の周知を行うとともに、民間事業所の参入を促進し、見込量確保に努めます。

(8) 地域活動支援センター機能強化事業

障がい者に創作的活動、生産活動の機会の提供や社会との交流の促進等の便宜を図るほか、障がい者等からの相談に応じます。

サービス種別	単位	第6期計画 (R5のみ見込み)			第7期計画 見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター 機能強化事業 (地域活動支援センター Ⅱ型)	実施箇所 箇所	1	1	1	1	1	1
	登録者数 人	25	22	28	30	30	30

【サービス見込量確保の方法】

障がい者等の地域における交流の場、憩いの場、相談の場として、より一層地域活動支援センターの機能が充実するよう努めます。

【任意事業】

(9) 訪問入浴サービス

訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持を図ります。

サービス種別	単位	第6期計画 (R5のみ見込み)			第7期計画 見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴 サービス	実施箇所 箇所	1	1	1	1	1	1
	利用者数 人/年	3	3	2	2	3	3

【サービス見込量確保の方法】

事業の周知を図りながら、サービス提供事業所数を増やせるよう努め、引き続き現状と同様の見込量を確保していきます。

(10) 日中一時（重症障がい児者医療的ケア）支援事業

障がい児者の日中における活動の場を提供し、障がい児者の家族の就労支援及び家族や介護者の一時的な休息を図ります。

サービス種別	単位	第6期計画 (R5のみ見込み)			第7期計画 見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時 支援事業	実施箇所 箇所	13	17	17	18	19	20
	利用者数 人/年	33	41	42	42	43	45
内重症障がい児 者医療的ケア支 援事業	実施箇所 箇所	—	—	—	3	3	4
	利用者数 人/年	—	—	—	5	6	7

【サービス見込量確保の方法】

施設入所者等の地域移行を進めていく中で、日中の活動の場は重要であるため、重症障がい児者医療的ケア支援事業を行う医療機関等の経営の安定化を図るとともに、引き続き日中一時（重症障がい児者医療的ケア）支援事業所からの意見等を参考にしながら、サービス利用者へ事業の周知を行い、見込量確保に努めます。



題名「虹のとおりみち」
下野市こども通園センターけやき利用者作

4 障害児通所サービスの実績・見込量及び確保の方法

第3期障がい児福祉計画における各サービスの利用時間、利用者数の見込量及びその確保のための方法は以下のとおりです。

(1) 児童発達支援

障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

サービス種別	単位	第2期計画 (R5のみ見込み)			第3期計画 見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	利用日数 日/月	476	502	562	620	630	640
	利用者数 人/月	105	103	101	103	105	107

【サービス見込量確保の方法】

こども発達支援センターこばと園を中心に、市内及び近隣事業所と連携を図りながら、障がい児とその保護者のニーズに応じた見込量確保に努めます。

(2) 医療型児童発達支援

上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある児童に対する児童発達支援及び治療を行います。

サービス種別	単位	第2期計画 (R5のみ見込み)			第3期計画 見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療型 児童発達支援	利用日数 日/月	21	20	30	30	40	40
	利用者数 人/月	2	2	3	3	4	4

【サービス見込量確保の方法】

県内のサービス提供事業所と連携を図り、サービスを必要とする方の利用について調整し、必要量を確保できるよう努めます。

(3) 居宅訪問型児童発達支援

重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援等を受けるための外出が著しく困難な障がい児を対象に、居宅に訪問して発達支援を行います。

サービス種別	単位	第2期計画 (R5のみ見込み)			第3期計画 見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅訪問型 児童発達支援	利用日数 日/月	0	0	0	5	5	5
	利用者数 人/月	0	0	0	1	1	1

【サービス見込量確保の方法】

既存の児童発達支援事業所の協力や新規事業所等の参入を促し、必要な見込量を確保します。

(4) 放課後等デイサービス

就学している障がい児に対し、授業の終了後または休校日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。

サービス種別	単位	第2期計画 (R5のみ見込み)			第3期計画 見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
放課後等 デイサービス	利用日数 日/月	2,089	2,267	2,537	2,760	2,880	3,000
	利用者数 人/月	117	202	218	230	240	250

【サービス見込量確保の方法】

- ・十分なサービス提供体制を確保するために、既存のサービス提供事業所等に適切な情報提供を図り、見込量の確保に努めます。
- ・「放課後等デイサービスガイドライン」に基づき、事業所にサービスの質の確保への協力を呼び掛け、質の高い支援体制を確保します。

(5) 保育所等訪問支援

保育所等の利用中、利用予定の障がい児に対して訪問により保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。

サービス種別	単位	第2期計画 (R5のみ見込み)			第3期計画 見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所等訪問支援	利用日数 日/月	0	1	1	4	4	6
	利用者数 人/月	0	1	1	2	2	3

【サービス見込量確保の方法】

既存の事業所や保育所・認定こども園・幼稚園等からの意見を参考に、必要な見込量の確保に努めます。

(6) 障害児相談支援

障がい児またはその保護者からの相談に応じるほか、その児童の状態や家族の生活状況を考慮し、必要な情報提供や助言、サービス提供事業所等との連絡調整等を行い、障害児支援利用計画を作成し、定期的なモニタリングを行います。

サービス種別	単位	第2期計画 (R5のみ見込み)			第3期計画 見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	利用者数 人/月	47	48	58	60	62	64
医療的ケア児等	支援調整コーディネーターの配置数	1	1	1	1	2	2

【見込量確保の方法】

- ・相談支援事業所こばとを中心に、障がい児またはその保護者等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言を行います。
- ・指定障害児相談支援事業所・こども家庭センターと連携し、障がい児またはその保護者が抱える不安を解消するための支援を行うとともに、障害児通所支援等及び障害福祉サービスの周知に努めます。

第4章 計画の推進体制

I 計画の推進に向けて

障がい者福祉施策を推進するにあたっては、行政、障がい者本人や家族、市民、関係団体、企業、サービス提供事業所等が連携しながら、協働して取り組むことが必要です。

そのため、広報紙、FMゆうがお、インターネット等を通して、障がいや障がいのある方に対する理解を深めるとともに、障がいがある人もない人も共に生き、参加する暮らしやすいまちづくりの推進に努めます。

本計画の推進については、府内関係部署・課と関係機関、団体等と連携の強化を進めるとともに、年度ごとに計画の進捗状況について評価し、下野市地域自立支援協議会と連携を図り、計画の進捗について管理していきます。

II 関係機関等との連携と役割

本計画では、市民、地域の団体、市との連携・協働により、地域に密着した取組を積極的に推進します。そのため、サービス提供事業所、家庭、地域、企業等のそれぞれの役割と責任を果たすことが期待されます。

(1) 県の役割

県は、広域的な立場から、施設、事業等の適正配置の調整や障害保健福祉圏域での調整、モデル事業の誘導、市が行なうことが困難な広域的・専門的取組を行うとともに、市や団体等が実施する福祉的活動への支援を行います。

(2) 市の役割

市は、市民の求めるニーズを把握し、それに基づき事業を取り組んでいくことが責務であることから、公平かつ平等なサービスが提供できるよう努めるとともに、整合性をもって事業が進められるよう関係機関・団体及び各担当課と連携を図り、効果的な事業の推進を図る必要があります。

(3) 本人や家族の役割

障がい者や家族も、福祉の受け手であると同時に担い手でもあるため、それぞれの立場でできることに取り組む必要があります。

(4) 施設や団体の役割

障害者支援施設等は、障がい者の自立支援のため、地域生活への移行や就労支援等の課題に対応したサービス等の提供体制に努めるとともに、行政や関係機関等と連携し、質の向上に努める必要があります。

(5) 地域や企業等の役割

地域は、地域に住むすべての人々が、充実した健全な生活を営むことができるよう、地域内での交流を深め、さらに地域の組織や団体の相互間の連携を強化し、共に支え合う必要があります。また、企業等は障がい者が生き生きと安定した暮らしが送れるよう、障がいに対する理解や職場環境等の整備に取り組む必要があります。

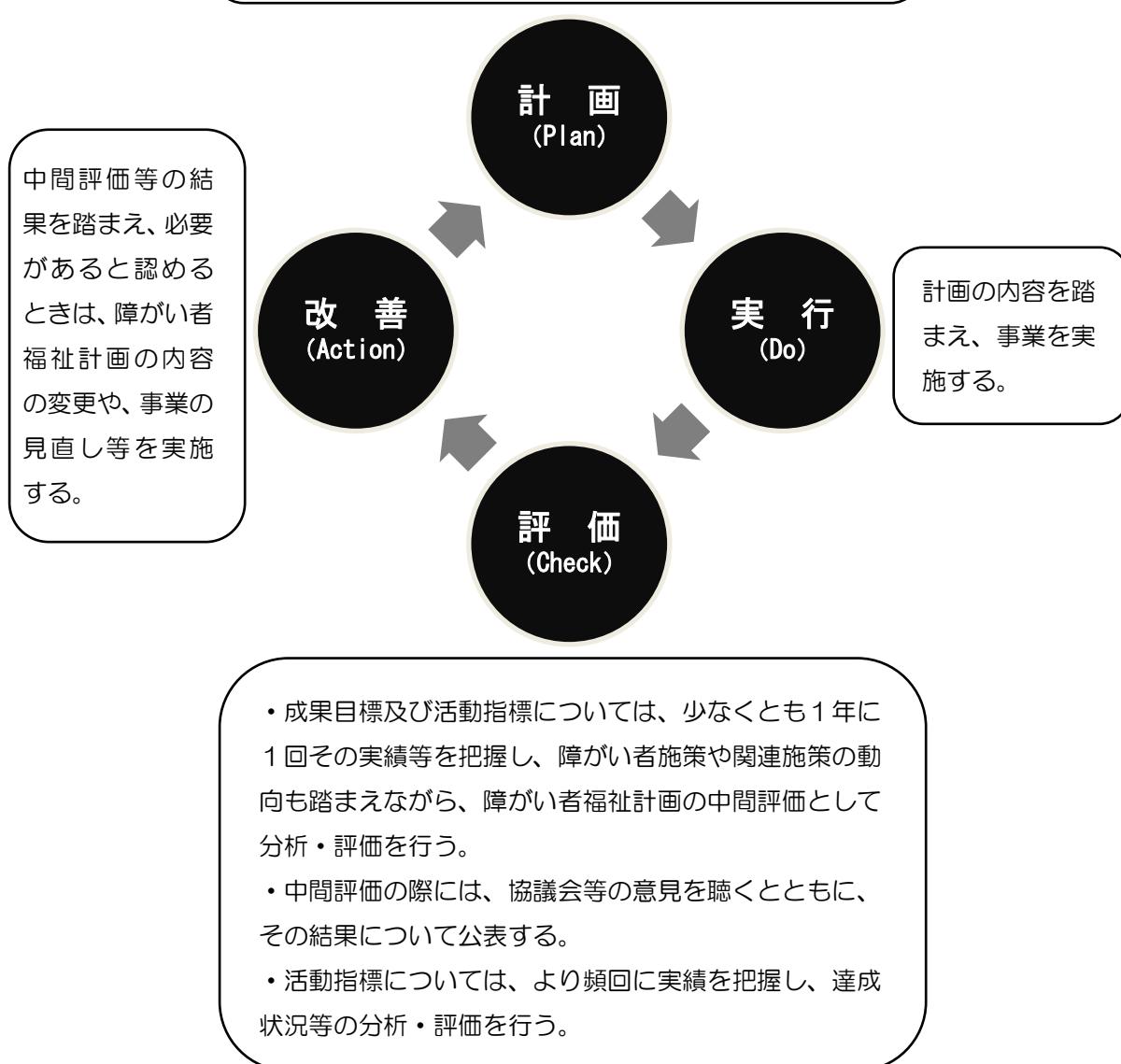
障がい者福祉計画におけるP D C Aサイクルプロセスのイメージ図

基本指針

障がい者福祉計画策定にあたっての基本的考え方及び達成すべき目標、サービス提供体制に関する見込量及びその確保のための方法の提示。



「基本指針」に即して成果目標及び活動指標を設定するとともに、障害福祉サービスの見込量の設定やその他の確保方策等を定める。



資 料 編

I 策定経過

開催日	事項	内容
令和5年 5月 10 日	第1回 下野市障がい者福祉計画 庁内検討部会	<ul style="list-style-type: none"> ・下野市障がい者福祉計画庁内検討部会の運営について ・第7期下野市障がい者福祉計画の基本方針について ・第5次障害者基本計画等の概要について ・今後のスケジュールについて
令和5年 5月 23 日	第1回 下野市障がい者福祉計画 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・会議運営に関する確認事項について ・第7期下野市障がい者福祉計画策定の基本方針について ・第5次障害者基本計画等の概要について ・第7期下野市障がい者福祉計画策定スケジュールについて ・アンケート調査について
令和5年6月23日～7月14日 アンケート調査		
令和5年 9月 28 日	第2回 下野市障がい者福祉計画 庁内検討部会	<ul style="list-style-type: none"> ・第6期下野市障がい者福祉計画の実績及び評価について ・下野市地域自立支援協議会から出た意見 ・第7期下野市障がい者福祉計画策定に係るアンケート結果について ・第7期下野市障がい者福祉計画の基本的な考え方について
令和5年 10月 10 日	第2回 下野市障がい者福祉計画 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第6期下野市障がい者福祉計画の実績及び評価について ・下野市地域自立支援協議会から出た意見 ・第7期下野市障がい者福祉計画策定に係るアンケート結果について ・第7期下野市障がい者福祉計画の基本的な考え方について
令和5年 12月 12 日	第3回 下野市障がい者福祉計画 庁内検討部会	<ul style="list-style-type: none"> ・第7期下野市障がい者福祉計画の素案について
令和5年 12月 18 日	第3回 下野市障がい者福祉計画 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第7期下野市障がい者福祉計画の素案について
令和6年1月12日～1月31日 パブリックコメント		
令和6年 3月 12 日	第4回 下野市障がい者福祉計画 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果報告 ・計画（案）の承認

II 下野市障がい者福祉計画策定委員会設置要綱

平成23年5月10日

告示第79号

改正 平成26年3月17日告示第36号

平成26年4月1日告示第57号

平成27年4月1日告示第75号

平成29年3月1日告示28号

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第9条第3項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づき、下野市障がい者福祉計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、計画案を検討するため、下野市障がい者福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（平26告示57・一部改正）

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定に関する事項について協議し、その結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織するものとし、委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 下野市地域自立支援協議会委員
- (2) 公募による者
- (3) その他市長が必要と認める者

（平29告示28・全改）

(任期)

第4条 委員の任期は、下野市障がい者福祉計画の策定をもって満了とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを決定する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、過半数の委員が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じ、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(検討部会)

第7条 委員会の所掌事務を補佐するため、委員会に検討部会を置く。

2 検討部会の部会員は、健康福祉部長及び社会福祉課長のほか、別表に掲げる課に所属する職員のうちから、その長が指名する者をもって構成する。

3 検討部会に部会長及び副部会長を置き、部会長には健康福祉部長、副部会長には社会福祉課長をもって充てる。

4 検討部会は、部会長が招集し、その議長となる。

5 検討部会は、必要に応じ、会議に部会員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会及び検討部会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(平29告示28・旧第10条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 第6条の規定に関わらず、最初に開かれる委員会は市長が招集する。

附 則 (平成26年3月17日告示第36号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日告示第57号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日告示第75号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月1日告示第28号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

（平26告示36・平27告示75・一部改正）

総合政策課、安全安心課、社会福祉課、こども福祉課、高齢福祉課、健康増進課、 学校教育課
--

III 下野市障がい者福祉計画庁内検討部会

	所 属 部 署	役 職	氏 名	備 考
1	健康福祉部	部 長	福田 充男	部会長
2	総合政策部総合政策課	課 長	米井 正和	
3	市民生活部安全安心課	課 長	上野 和芳	
4	健康福祉部社会福祉課	課 長	仙頭 明久	副部会長
5	健康福祉部こども福祉課	課 長	浅香 浩幸	
6	健康福祉部高齢福祉課	課 長	金田 欣明	
7	健康福祉部健康増進課	課 長	川嶋 恵美子	
8	教育委員会学校教育課	課 長	石島 直	

IV 下野市障がい者福祉計画策定委員名簿

◎委員長 ○副委員長

区分	氏名	所属
1 障害福祉サービス事業所	加藤 英理子	社会福祉法人下野市社会福祉協議会 就労継続支援 B型事業所 なのはな・すみれ サービス管理者
2 障害福祉サービス事業所	○鰐渕 泰子	社会福祉法人はくつる会 工房つばさ 施設長
3 障害福祉サービス事業所	阿部 貴子	下野市こども通園センターけやき 管理者
4 障害福祉サービス事業所	小林 由理子	下野市こども発達支援センターこばと園 園長
5 保健医療関係	鈴木 寿弥	小山富士見台病院 医療相談部 副主任
6 保健医療関係	井上 雅晶	自治医科大学附属病院 患者サポートセンター医療福祉相談室
7 保健医療関係	藤田 千絵	WADEWADE 訪問看護ステーション下野 管理者
8 教育雇用関係	佐藤 麻矢子	認定こども園 野ばら幼稚園 園長
9 教育雇用関係	野中 幸治	国分寺特別支援学校 進路指導主事
10 教育雇用関係	水本 百合子	学校教育課 主幹兼指導主事
11 教育雇用関係	福田 由美子	県南圏域障害者就業・生活支援センターめーぶる 就業支援担当
12 教育雇用関係	山家 由希子	こども福祉課 課長補佐（保育士）
13 障がい者団体	粥見 美夏	いいこみ 代表
14 障がい者団体	寺内 克元	小山地区精神保健福祉会 やしお会 理事
15 障がい者団体	本田 陽子	すまいるの会 障がい児保護者代表
16 福祉関係	早乙女 美奈子	高齢福祉課 基幹型地域包括支援センター 課長補佐（保健師）
17 指導機関	野原 恵	栃木県県南健康福祉センター 健康支援課 主査（保健師）
18 学識経験者	○青山 泰子	自治医科大学 社会学 准教授
19 公募委員	大門 みどり	公募委員
20 公募委員	石嶋 はるみ	公募委員
アドバイザー	大嶋 奈央子	県障害者相談支援協働コーディネーター

V 下野市地域自立支援協議会条例

平成25年3月22日

条例第7号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。）第77条に規定する相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりについて協議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び総合支援法第89条の3第1項の規定により、下野市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 相談支援体制の総合的な評価及び推進に関すること。
- (2) 地域生活支援体制の総合的な評価及び推進に関すること。
- (3) 市町村相談支援機能強化事業等による市の相談支援体制支援に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発・改善に関すること。
- (5) その他、協議会が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、20人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 相談支援事業所関係者
- (2) 障害者支援施設及び福祉サービス事業所関係者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 教育・雇用関係者
- (5) 福祉団体関係者
- (6) 障害者及びその家族又は関係団体
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員がその選任資格を失ったときは、同時に委員の職を失うものとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長が必要と認めたときは、協議会に委員以外の者を出席させることができ
る。

(分科会)

第7条 協議会に、特定の障害者福祉サービス等の検討を行うため、分科会を置く
ことができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も
同様とする。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、健康福祉部に置く。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が別に
定める

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日の前日において従前の下野市地域自立支援協議会委員であつ
た者については、残任期間までこの条例による委員とみなす。

VI 下野市内の指定障害福祉サービス事業所

事業種別	件数
指定相談支援事業所	指定一般相談支援事業 3
	指定特定相談支援事業 10
	指定障害児相談支援事業 4
訪問系サービス	居宅介護 4
	重度訪問介護 2
	同行援護 1
生活介護	2
就労移行支援	2
就労継続支援A型	0
就労継続支援B型	7
短期入所	3
共同生活援助	8
障害児入所施設	福祉型障害児入所施設 1
障害児通所支援	児童発達支援 8
	放課後等デイサービス 8

令和6年2月1日現在（栃木県障害福祉課ホームページより）

https://www.pref.tochigi.lg.jp/e05/welfare/shougaisha/fukushi/shogai_jigyosha.html

VII 用語の解説

【あ 行】

ICT（アイシーティー）

「Information and Communication Technology」の略称で、日本語では「情報通信技術」と訳されます。情報技術を活用したコミュニケーションで、情報処理だけでなく、インターネットのような通信技術を利用して情報や知識を共有することを含めた幅広い言葉です。

あすてらす

下野市社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業です。高齢者や障がいのある方々が安心した地域生活を送れるよう、福祉サービスの利用に対する相談、情報提供・苦情処理等の援助や、日常生活に必要な金銭管理等の援助を行います。

医療的ケア児

医療的な処置やケアを必要とする重症心身障がい児のことで、医療技術の進歩等を背景として、近年増加しています。

医療的ケア児等コーディネーター

医療的ケア児等に対する専門的な知識と経験に基づいて、医療的ケア児等やその家族が必要とする保健、医療、福祉、教育等の他分野にまたがる支援の利用を調整し、関係機関との連携（多職種連携）を図り、本人の健康を維持しつつ、生活の場に多職種が包括的に関わり続けることのできる生活支援システム構築のための総合調整を行う役割を担います。

インクルーシブ教育

障がいのあるなしに関わらず全ての子どもを包含する教育方法のことです。

オレンジリボンキャンペーン

子ども虐待防止のシンボルマークとしてオレンジリボンを広めることで、子ども虐待をなくすことを呼びかける市民運動です。子どもの虐待の現状を伝え、多くの方に子ども虐待の問題に关心を持っていただき、市民のネットワークにより、虐待のない社会を築くことを目指しています。

【か 行】

ガイドヘルパー

外出時の移動の介護等外出時の付き添いを専門に行うホームヘルパーのことです。

官公需

国、県、市町村などの官公庁等が、物品の購入、役務の提供や工事の発注をすることです。

基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業及び身体障がい者、知的障がい者、精神障害がい等に係る相談支援を総合的に行います。市町またはその委託を受けた者が基幹相談支援センターを設置することができます。

強度行動障害

自傷や他傷、こだわり、物を壊す、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のことです。

グループホーム（共同生活援助）

障がい者に対して、主として夜間に、共同生活を営む住居において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行います。

ケアマネジャー

援助を必要とする人に対し、保健・医療・福祉などさまざまな社会資源を活用したケアプランを作成するケアマネジメントの役割をもつ援助者のことです。介護保険においては「介護支援専門員」と呼ばれます。

計画相談支援

障害福祉サービスを利用する場合、障がい児・者の心身状況等を勘案し、利用する障害福祉サービス等に係るサービス等利用計画を作成するとともに、障がい児・者からの相談に対応し、サービスの利用状況を検証し、サービス等利用計画の見直しを行う支援のことです。

権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障がい者などに代わって、援助者が代理としてその権利を守ることやニーズの獲得を行うことです。

高次脳機能障害

事故や病気などによって脳が損傷を受けたことで、さまざまな症状が現れ、その中でも思考、記憶、行為、言語、注意などの脳の機能に障がいが起きた状態です。

合理的配慮の提供

障がいのある人の活動などを制限しているバリアを取り除くため、その実施に伴う負担が過重でない範囲で必要かつ合理的な対応をすることです。令和3年に障害者差別解消法が改正され、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されました。

【さ 行】

サポートファイル「かけはし」

障がいのある子どもの成長過程や支援内容の情報を継続的に記録整理することで、地域生活においてよりよい支援が受けられることを目的として、下野市地域自立支援協議会で作成し、市社会福祉課で配布しています。

児童福祉法

児童の福祉に関する基本法です。18歳未満の児童に対する福祉施策のため、児童相談所、福祉事務所、保健所の規定、福祉の措置及び保障等について定めています。

社会福祉協議会

社会福祉法に位置づけられた地域福祉の推進を図るために、すべての市町村に設置された民間の福祉団体です。また、地域住民やボランティア・福祉・保健等の関係者、行政機関等の参加、協力を得ながら活動しています。

就労支援（就労移行支援・就労継続支援）

就労移行支援は、事業所内や企業において作業や実習を実施し、適性に合った職場探しや就労後の職場安定のための支援を行うサービスです。

また、就労継続支援はA型とB型があり、A型では雇用契約に基づいて就労機会を提供するとともに、一般就労に向けた支援を行います。B型では、雇用契約を締結せずに就労の機会や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に向けた支援を行います。

障がい等級

障がいの程度を評価する基準のことです。

身体障害者手帳では障がい種別に 6 等級に分類されており、1 級が最重度となっています。

療育手帳では栃木県では、A 1 からB 2 までの4段階に分類されており、A1 は最重度、A 2 は重度、B 1 は中度、B 2 は軽度を意味します。

精神障害者保健福祉手帳では、1 級から 3 級までの3段階に分類されており、1 級が最重度となっています。

障害児通所支援

児童福祉法に基づくサービスで、療育や訓練等が必要な児童に対して日常生活の基本的動作の指導、知識や技能の提供、集団生活への適応等の支援を行うものです。支援には、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援があります。

障害者基本法

障がい者の施策や理念を定めた法律。障がい者のための施策に関する基本計画の策定を義務づけ、障がい者の自立と社会参加等を促進することを目的としています。

障害者虐待防止法

障がい者に対する虐待の禁止、国等の責務、虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、障がい者の利益の擁護に資することを目的に平成 24 年 10 月 1 日から施行されています。

障害者差別解消法

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 28 年 4 月 1 日から施行されています。

障害者週間

国際障害者年を記念し、障がい者問題について、広く人々の理解と認識を深め、障

がい者の福祉の増進を図るために「障害者の日」が設けられました。これを受け「障害者の権利宣言」が国連総会で採択された日（1975年12月9日）を「障害者の日」とし、また、障害者基本法において、毎年12月3日から9日までの一週間を「障害者週間」としました。

障害者総合支援法

障がい児（者）がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう目的とする法律です。

障害者優先調達推進法

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図ります。平成25年4月1日から施行されています。

障害保健福祉圏域

各市町村域でのサービス提供が難しいと判断される課題に対応するため、県が複数市町村での広域的な対応を促進するために設定した圏域です。栃木県には、宇都宮、県西、県東、県南、県北、両毛の6つの障害保健福祉圏域があり、そのうち本市は県南障害保健福祉圏域に属します。

情報アクセシビリティ

障がい者や高齢者を含め、誰もがICT機器や通信サービスを円滑に不自由なく利用できるようにするための機能を指します。

自立支援医療

心身の障がいを除去、軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療です。

身体障害者手帳

身体障害者福祉法にもとづき身体の機能に一定以上の障がいがあることを認定し、法に規定する更生援護を受けることができる者であることを確認する証票として都道府県知事等が交付します。

精神障害者保健福祉手帳

精神保健福祉法にもとづき、一定の精神障がいの状態にあることを認定し、証票として都道府県知事等が交付します。交付を受けた者に対し、各種の支援策が講じられることにより、精神障がい者の社会復帰、自立並びに社会参加の促進を図ることを目的としています。

成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症などにより判断能力が十分でない方が不利益を被らないよう、家庭裁判所に申し立てをし、対象となる方の契約行為や金銭管理などの援助をする人（成年後見人、保佐人、補助人）により、権利の擁護、支援を行う制度です。

相談支援事業

障がいのある方、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活がおくれるよう支援する事業です。

【た 行】

短期入所（ショートステイ）

障害者総合支援法に基づくサービスで、居宅で介護等を行う人が疾病等で介護ができない場合に、障がい者を障害者支援施設等に短期間入所させ、入浴、排せつ、食事等の介護を提供するサービスです。

また、介護保険法に基づくサービスでは、居宅において介護を受ける者を特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設などに短期間入所させ、日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいいます。

地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指しています。

地域自立支援協議会

相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、市区町村が設置します。

地域包括ケアシステム

医療や介護が必要な状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した生活を続けることができるよう、医療や介護などが包括的に確保される体制のことです。

地域包括支援センター

介護保険法の改正に伴い創設された機関で、地域住民の心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉・医療の向上、財産管理、虐待防止などのさまざまな課題に対して、地域における総合的なマネジメントを行い、課題解決に向けた取り組みを実践していくことをその主な業務としています。

通所介護（デイサービス）

介護保険の給付対象となる居宅サービスの一つで、居宅において介護を受けるものをデイサービスセンター等に通わせ、入浴や食事の提供、生活等に関する相談・助言、健康状態の確認、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことです。

ディジーCD

視覚障害をお持ちの方や、印刷物を読むことが困難な人のための、カセットに代わるデジタル録音図書の規格です。市販のCDと見た目は同じですが、MP3形式で圧縮されているため長時間の収録が可能です。

デマンド交通

予約型の運行形態の輸送サービスで、市では「おでかけ号」という名称の乗合式のタクシーが運行されています。利用者からの電話やスマートフォン用アプリで予約でき、ご自宅や公共施設まで迎えに行き、他の利用者も途中から乗車し、それぞれの目的地まで運行します。

特別支援学校

学校教育法に基づき、比較的重い障がいのある幼児、児童、生徒を対象に、一人ひとりの障がいに配慮した専門性の高い教育を行う学校です。

特別支援教育

障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

特別支援教育コーディネーター

校内や福祉、医療等の関係機関との連絡調整や、保護者に対する学校の窓口として活動する役割をもち、学校内で指名されます。

特別支援教育推進計画

市の学校教育の目標や国の特別支援教育の理念に基づき、インクルーシブ教育システム推進のための特別支援教育の質の向上に取り組むことにより、障がいの有無やその他の個々の違いを認めつつ、共に生きていける共生社会を形成する子どもの育成を目指す、特別支援教育の方向を示す計画です。

都市計画マスタープラン

都市計画法に定められた計画で、総合計画の分野別計画として、市の都市計画に関する事業や施策を進める上での目標や基本方針を定めるものです。

都市交通マスターplan

概ね 20 年後を見据えた市の総合的な都市交通計画で、幹線道路網、公共交通網、自転車交通網、交通バリアフリー、環境対策など、様々な分野の課題と計画が示されるものです。

【な 行】

内部障がい

内部障がいは、身体障害者福祉法に定められた身体障がいのうち、心臓機能障がい、じん臓機能障がい、呼吸器機能障がい、ぼうこう・直腸機能障がい、小腸機能障がい、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能障がい、肝臓機能障がいの7つの障がいの総称です。

難病

一般に不治の病ととらえられることが多く、その時代時代の医療水準や社会事情によって変化しています。難病新法の制定により平成 27 年 1 月から対象疾患が順次拡大し、指定難病疾患数が 338 疾患、小児慢性特定疾患数が 856 疾患となっています。

【は 行】

発達障がい

精神面、運動面の発達に問題があって、日常生活に支障があり、社会適応に向けた支援が必要な状態。幼児のうちに現れることが多く、どんな能力に障がいがあるのか、どの程度なのかは、人によってさまざまです。自閉症・アスペルガー症候群や他の広汎性発達障がい（PDD）・学習障がい（LD）・注意欠陥多動性障がい（ADHD）などがあります。

発達障害者支援法

自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、学習障がい（LD）などの発達障がいのある者の援助等について定めた法律です。

バリアフリー

自らの意思にもとづく自由な行動を妨げる障壁（バリア）を、街の中や施設・住宅・人の心から取り除き、誰もが近づきやすく利用しやすいものにすることです。

ピアソーター

障がいのある人自身が、自らの体験に基づいて、他の障がいのある人の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援したりする活動をピアサポートといい、ピアサポートをする人たちのことをピアソーターといいます。

ピクトグラム

言葉によらない、目で見るだけで案内を可能とする案内用図記号のことです。「ヘルプマーク」もピクトグラムの一種です。

ひとにやさしいまちづくり条例

栃木県で平成11年10月に施行された条例です。県民、事業者及び国・県・市町村の責務を明文化するとともに、一定の要件に該当する建物等を新築・改築するときに適合させなければならない整備基準を定めています。この条例によりさらなるバリアフリー化を促進し、すべての県民が安全で快適な日常生活を営むとともに、積極的に社会参加ができる「ひとにやさしいまちづくり」が実現されるものと期待されます。

避難行動要支援者

高齢者、障がい者等の配慮を要する方のうち、自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要する方です。

福祉避難所

既存の建物を活用し、介護の必要な高齢者や障がい者など一般的の避難所では生活に支障を来す人に対して、ケアが行われるほか、要援護者に配慮したポータブルトイレ、手すりや仮設スロープなどバリアフリー化が図られた避難所のことです。

ヘルプマーク・カード

ヘルプマークは聴覚障がいや高次脳機能障害の方、義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が援助を得やすくなるよう、東京都が作成したマークです。

ヘルプカードは、障がいのある人がいざというときに、必要な支援や配慮を周囲の人にお願いしやすくするためのカードで、市で作成・配布しています。緊急連絡先や、配慮してほしいこと、障がいや健康状態について記載できるようになっています。

放課後等デイサービス

学校就学中の障がい児に対して、授業の終了後や休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

【ま 行】

マイ・タイムライン

住民一人ひとりの防災行動計画であり、台風等の接近による大雨によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え方を守る避難行動のための一助とするものです。

民生委員児童委員

民生委員は民生委員法に基づき、各市町村の区域に置かれ住民の福祉の増進を図る

ための活動を行います。児童委員は児童福祉法に基づき、各市町村の担当区域において児童及び妊産婦に援助及び指導を行います。民生委員は児童委員を兼務します。

モニタリング

ケアマネジメントの一過程で、ケアプランに照らして状況把握を行うことです。モニタリングされた事項で評価し、必要に応じてケアプランの変更を検討します。

【や 行】

優先調達

福祉施設や在宅で働く障がい者の経済面の自立を進めるため、国や自治体、独立行政法人などの公的機関が、物品やサービスを調達する際、福祉施設等から優先的・積極的に購入することを推進することです。

ユニバーサルデザイン

年齢や性別、障がいのあるなしにかかわらず、できるだけ多くの人が利用可能なデザインにすることです。

要約筆記

話の内容を要約し、文字にして伝えることで、聴覚障がいのある方のコミュニケーションを支援することです。

【ら 行】

療育

障がいのある子どもが社会的に自立することを目的として行われる医療と保育のことです。

療育手帳

知的障がい者に対して、一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするために、一定程度以上の知的障がいのある人に対し、申請にもとづいて障がい程度を判定し、療育手帳制度要綱に定める知的障がい者であることの証票として都道府県知事が交付します。

第7期下野市障がい者福祉計画

発行年月：令和6年3月

発行編集：下野市 健康福祉部 社会福祉課 障がい福祉グループ

〒329-0492

栃木県下野市笠原26番地

電話 0285（32）8900 FAX 0285（32）8601

